

福山市地域防災計画 (地震・津波災害対策編)

2023 年度（令和 5 年度）修正

福山市防災会議

目次（地震・津波災害対策編）

第1章	総則	1
第1節	目的	2
第2節	基本方針	3
第3節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	4
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第5節	福山市の地勢の概況	6
1	地勢	6
2	地質	6
3	活断層	7
第6節	既往地震の概要	9
1	発生地震による地震タイプの特徴	9
2	広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	11
3	広島県周辺における既往地震津波	13
第7節	被害想定	14
1	調査内容	14
第8節	津波浸水想定	17
1	津波被害想定	17
第9節	地震被害軽減のための基本的な施策（広島県）	21
1	方針	21
2	目標	21
3	施策体系	21
4	対策内容	22
5	対策の推進等	40
第2章	災害予防計画	41
第1節	基本方針	42
第2節	防災都市づくりに関する計画	43
1	方針	43
2	防災上重要な公共施設等の整備	43
3	住宅、建築物等の安全性の確保	44
4	ライフラインの整備	45
5	防災性の高い都市構造の形成	47
6	広島県地震防災戦略の策定	48
7	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	48
第3節	地域防災活動の促進に関する計画	50
1	地域・組織の強化	50
2	学区・地区防災（避難）計画の策定等	53
3	災害に強い市民の意識づくり	53
第4節	教育・訓練に関する計画	56
1	防災教育	56
2	防災訓練	59
第5節	調査・研究に関する計画	61

第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画	6 2
1	方針	6 2
2	津波到達前の応急対策への備え	6 2
3	津波被災後の応急対策への備え	6 4
4	災害派遣，広域的な応援体制への備え	6 6
5	救助・救急，医療，消火活動の備え	6 7
6	緊急輸送活動への備え	6 8
7	避難受入れ・情報提供活動への備え	6 9
8	救援物資の調達・供給活動への備え	7 0
9	燃料確保の備え	7 1
10	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	7 1
11	建設業等の担い手の確保・育成	7 1
12	空家状況の把握	7 2
13	男女共同参画センター等との連携	7 2
14	文教関係	7 2
15	り災証明書の発行体制の整備	7 3
第6節の2	円滑な避難体制の確保等に関する計画	7 4
1	方針	7 4
2	津波災害警戒区域の指定	7 4
3	ハザードマップの作成	7 4
4	避難確保計画の作成	7 4
5	住民等への周知等	7 5
第7節	広域避難の受入れに関する計画	7 6
1	方針	7 6
2	被災住民の受入れ	7 6
3	被災住民の受入れが不要となった場合	7 6
4	県の支援	7 6
第8節	危険物等災害予防計画	7 7
1	危険物施設の災害防止	7 7
2	高圧ガス施設等の災害防止	7 7
3	石油コンビナート等特別防災区域における危険物等の災害防止	7 7
第9節	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	7 8
1	基本方針	7 8
2	備蓄の対象	7 8
3	備蓄に関する基本事項	7 8
4	生活必需品，飲料水，食料等の備蓄及び調達体制の確立	7 9
5	医薬品等医療資機材の備蓄及び調達体制の確立	7 9
6	防災資機材の備蓄及び調達体制の確立	8 0
第10節	要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画	8 1
第3章	災害応急対策計画	8 2
第1節	基本方針	8 3
第2節	津波到達前の応急対策	8 4
第1項	配備動員計画	8 4
1	市の配備動員体制	8 4

2	災害対策本部	8 5
3	職員の配備及び動員	8 7
4	権限委譲.....	8 7
5	各関係機関の災害応急対策	8 7
	(別表1) 気象庁震度階級関連解説表	8 8
第3節	津波被災後の応急対策.....	9 3
第1項	災害情報計画	9 3
1	地震・津波情報の収集・伝達	9 3
2	被害状況の収集・伝達	1 0 3
第2項	通信運用計画	1 1 0
1	通信応急対策	1 1 0
第3項	情報連絡体制の整備計画	1 1 2
1	情報連絡体制の整備	1 1 2
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策計画.....	1 1 4
1	活動体制.....	1 1 4
2	活動内容.....	1 1 4
3	活動拠点の確保	1 1 4
4	安全運航体制の確保	1 1 5
5	県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航.....	1 1 5
6	各機関への出動要請	1 1 6
7	ヘリポート候補地の状況.....	1 1 6
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	1 1 7
第1項	自衛隊派遣応援要請計画	1 1 7
1	災害派遣要請の基準.....	1 1 7
2	要請の手続き	1 1 7
3	災害派遣部隊の活動	1 1 8
4	災害派遣部隊の受入れ	1 1 9
第2項	応援要請計画	1 2 0
1	広島県知事に対する応援要請	1 2 0
2	他の市町村長に対する応援要請	1 2 0
3	緊急消防援助隊等消防の応援要請	1 2 0
4	民間団体等への要請.....	1 2 1
第3項	防災拠点に関する計画.....	1 2 2
1	目的.....	1 2 2
2	救援拠点.....	1 2 2
第6節	救助・救急，医療及び消火活動	1 2 3
第1項	救出計画	1 2 3
1	陸上における救出	1 2 3
2	海上における救出	1 2 4
3	惨事ストレス対策	1 2 4
4	部隊間の活動調整	1 2 5
5	活動時における感染症対策	1 2 5
第2項	医療救護・助産計画	1 2 6
1	医療救護体制等の整備（平常時）	1 2 6

2	災害時における実施責任者及び実施内容.....	1 2 6
3	医療救護等の活動内容.....	1 3 1
4	医薬品・医療資機材の確保.....	1 3 3
5	救護所設置の広報.....	1 3 4
6	災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）.....	1 3 4
7	惨事ストレス対策.....	1 3 5
8	部隊間の活動調整.....	1 3 5
第3項	消防計画.....	1 3 6
1	消防活動体制の整備.....	1 3 6
2	消防活動.....	1 3 6
3	消防活動体制及び消防活動全般.....	1 3 7
4	事業所等の活動.....	1 3 7
5	相互応援協力体制の整備.....	1 3 7
6	惨事ストレス対策.....	1 3 7
7	部隊間の活動調整.....	1 3 8
第4項	水防計画.....	1 3 9
1	応急対策.....	1 3 9
2	津波対策.....	1 3 9
3	水防活動の応援要請.....	1 4 0
4	水防活動の実施.....	1 4 0
第5項	危険物等災害応急対策計画.....	1 4 1
1	危険物災害応急対策.....	1 4 1
2	高圧ガス及び火薬類災害応急対策.....	1 4 2
3	毒物劇物災害応急対策.....	1 4 3
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	1 4 4
第1項	警備，交通規制，交通確保計画.....	1 4 4
1	方針.....	1 4 4
2	警備対策.....	1 4 4
3	交通規制・交通確保対策.....	1 4 5
第2項	輸送計画.....	1 4 6
1	緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲.....	1 4 6
2	輸送車両等の確保.....	1 4 6
3	交通施設災害応急対策.....	1 4 6
4	輸送応急対策.....	1 4 7
第3項	貯木及び在港船舶対策計画.....	1 4 8
1	貯木対策.....	1 4 8
2	在港船舶対策.....	1 4 8
第8節	避難受入れ及び情報提供活動.....	1 5 0
第1項	避難対策計画.....	1 5 0
1	避難に関する計画.....	1 5 0
2	緊急避難場所・避難所の開設.....	1 5 2
3	避難者の誘導及び移送.....	1 5 3
4	要配慮者の避難等.....	1 5 4
5	帰宅困難者対策.....	1 5 4

6	広域避難場所・避難路の選定	1 5 4
第2項	災害広報・被災者相談計画	1 5 6
1	実施機関とその役割	1 5 6
2	市の広報活動の実施手順	1 5 8
3	被災者相談活動	1 6 1
第3項	住宅応急対策計画	1 6 3
1	実施する応急対策の内容	1 6 3
2	実施責任者	1 6 3
3	応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ	1 6 3
4	住宅の応急修理	1 6 5
5	公営住宅の提供	1 6 6
6	企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与	1 6 6
7	被災建築物の応急危険度判定	1 6 6
8	民間賃貸住宅の情報提供	1 6 6
9	被災宅地の危険度判定	1 6 6
第9節	救援物資の調達・供給活動	1 6 7
第1項	食料供給計画	1 6 7
1	実施責任者及び実施内容	1 6 7
2	食料供給の実施方法	1 6 7
3	食料供給の適用範囲及び期間	1 6 8
4	使途及び経費	1 6 8
第2項	給水計画	1 6 9
1	実施責任者	1 6 9
2	実施方法	1 6 9
第3項	生活必需品等供給計画	1 7 1
1	実施責任者	1 7 1
2	実施基準	1 7 1
3	実施方法	1 7 1
第4項	救援物資の調達及び配送計画	1 7 3
第10節	保健衛生・防疫，遺体の取扱いに関する活動	1 7 4
第1項	防疫計画	1 7 4
1	実施責任者及び実施事項	1 7 4
2	市の防疫活動	1 7 4
3	県の防疫活動	1 7 5
第2項	遺体の搜索，取扱い，埋火葬計画	1 7 6
1	遺体の搜索	1 7 6
2	遺体の取扱い	1 7 6
3	遺体の埋火葬	1 7 7
第11節	応急復旧，二次災害防止活動	1 7 8
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	1 7 8
1	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	1 7 8
2	交通施設の応急復旧活動	1 7 8
3	治水施設等の応急復旧活動	1 7 8
4	治山施設等の応急復旧活動	1 7 9

5	その他公共，公益施設の応急復旧活動	179
6	住民への広報活動	179
第2項	電力・ガス・水道・下水道・電気通信施設災害応急対策計画	180
1	電力施設の応急対策	180
2	ガス施設の応急対策	180
3	水道施設の応急対策	181
4	下水道施設の応急対策	182
5	電気通信施設の応急対策	182
第3項	その他施設災害応急対策計画	184
1	目的	184
2	防災重点ため池対策	184
第4項	廃棄物処理計画	185
1	方針	185
2	災害廃棄物処理計画	185
3	実施主体等	185
4	災害廃棄物の処理	185
5	災害廃棄物処理実行計画の作成	186
第5項	有害物質等による環境汚染防止計画	187
1	目的	187
2	実施方法	187
3	環境汚染防止の推進等	187
第12節	自発的支援の受入れ	188
第1項	ボランティアの受入れ等に関する計画	188
1	ボランティアの受入れ	188
2	専門ボランティアの派遣等	189
3	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	190
4	災害情報等の提供	190
5	ボランティアとの連携・協働	190
6	市災害ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制	190
7	ボランティア補償制度又は保険制度	190
8	海外からの支援活動の受入れ	190
第13節	文教計画	191
第14節	災害救助法適用計画	192
1	知事による災害救助法適用の方針	192
2	災害救助法の適用基準	192
3	災害救助法の適用手続き	193
4	救助の種類，対象及び期間	193
5	市長による救助の実施	196
第4章	災害復旧計画	197
第1節	被災者の生活確保に関する計画	198
第2節	生業回復等の資金確保計画	199
1	生業回復等の資金	199
2	災害融資制度	199
3	融資制度の充実	199

第3節	義援金, 救援物資の受入及び配分に関する計画	200
1	義援金の受入れ及び配分	200
2	救援物資の受入れ及び配分	200
第4節	施設災害復旧計画	202
1	基本方針	202
1	復旧計画	202
第5節	災害復興計画(防災まちづくり)	203
1	方針	203
2	被災地における市街地の復興	203
3	学校施設の復興	203
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	204
第1節	目的	205
第2節	基本方針	206
1	各般にわたる甚大な被害への対応	206
2	津波からの人命の確保	206
3	超広域にわたる被害への対応	207
4	経済に及ぼす甚大な影響の回避	207
5	時間差発生等への対応	207
6	外力レベルに応じた対策	207
7	戦略的な取組の強化	208
8	訓練等を通じた対策手法の高度化	208
第3節	南海トラフ地震の概要	209
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画	210
第5節	津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	211
1	津波からの防護のための施設の整備等	211
2	水防業務従事者等の安全確保対策	211
3	港湾, 漁港の船舶対策	212
4	津波に関する情報の伝達等	212
5	津波避難対策	213
6	消防活動及び水防活動	219
7	電気, ガス, 水道, 通信, 放送関係	220
8	交通対策	224
9	市が管理又は運営する施設関係	225
第6節	関係者との連携協力の確保に関する計画	227
第1項	相互援協力計画	227
1	方針	227
2	実施内容	227
第2項	自衛隊災害派遣計画	229
1	方針	229
2	自主派遣の基準	229
3	災害派遣部隊の活動	229
4	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	230
5	災害派遣要請の手続等	230
6	災害派遣部隊の受入れ	231

7	派遣に要する経費の負担.....	2 3 2
8	災害派遣部隊の撤収要請.....	2 3 2
第3項	救援物資の調達・供給活動計画.....	2 3 3
第4項	帰宅困難者対策計画.....	2 3 4
第7節	訓練計画.....	2 3 5
1	防災訓練.....	2 3 5
2	職員の動員訓練.....	2 3 5
3	通信運用訓練.....	2 3 5
4	津波防災訓練.....	2 3 5
5	津波避難訓練.....	2 3 6
6	防災訓練に対する協力等.....	2 3 6
7	実施方法.....	2 3 7
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	2 3 8
1	市職員に対する教育.....	2 3 8
2	住民等に対する教育・広報.....	2 3 8
3	児童，生徒等に対する教育.....	2 4 0
4	自動車運転者に対する教育.....	2 4 0
5	船舶関係者に対する周知.....	2 4 0
6	相談窓口の設置.....	2 4 0

第 1 章 総 則

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、福山市内において発生が想定されるあらゆる地震・津波災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき作成している「福山市地域防災計画」の別編とする。
- 2 この計画は、1995年（平成7年）1月に発生した阪神・淡路大震災や2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震・津波災害対策を総合的に推進していくものとする。
- 3 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）第5条第2項に規定する事項を含んだ内容とする。
- 4 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- 5 この計画は、防災関係機関の地震・津波災害対策の推進状況に応じて必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

基本・風水害対策編 第1章 第2節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則 参照

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりとする。

基本・風水害対策編 第1章 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱参照

第5節 福山市の地勢の概況

1 地 勢

福山市は、広島県の東南部に位置し、東は岡山県笠岡市、井原市に、北は神石郡神石高原町に、西は尾道市、府中市に接し、南は、備後灘及び燧灘をへだてて愛媛県に面している。山系は、西北部に絵取松山（標高402m）、道満山（標高229.6m）及び高塚山（標高220m）が、西南部に竜王山（標高221m）、岩田山（標高204m）及び茶臼山（標高194m）が、中央部に熊ヶ峰（標高438m）、彦山（標高430.2m）及び高増山（標高399.4m）が、東北部に蔵王山（標高225.9m）を中心とする小山脈が走り、東部には明知山（標高182.1m）を中心とする低い丘陵が南にのびて海岸に達している。

中国山地に源を発する芦田川は、市の中央東部を北から南に流れ、市の東北部及び中部の山間地帯の水を集めて流れる神谷川、瀬戸川、小田川、猪之子川、河手川及び高屋川等を合流して瀬戸内海に注いでいる。一方、市の西部には、藤井川、本郷川、羽原川、鍋田川、新川等があり、藤井川は、三原市深田溪谷に源を発し、尾道市西藤町を経て松永湾に注ぎ、本郷川は、源を尾道市原田溪谷から発し本郷盆地を貫流して今津松永地区の平地を形成し松永湾に注ぎ、この間山間部に端を発した大小5箇所の河川が合流しており、その他の河川は、全て山間部を源として松永湾に注ぐ小河川である。

芦田川下流に発達した福山平野は、一般に山がちで平野の少ない広島県においては、まれな平野地帯で本市の中心となり中津原狭隘を通じて神辺平野に連なっている。

当地方は一般に雨量が少なく自然湖がないため、古来、農耕用人工ため池が多数築造されている。

本市には、重要港湾福山港と重要港湾尾道糸崎松永港区及びその他の漁港がある。福山港は、JFE（旧日本鋼管）の立地により1963年（昭和38年）4月地方港湾から重要港湾に指定され、港域も鞆港を含め拡大された。従来の福山港は、干拓等の関係で長い入江の奥地点にあり、港湾規模も小さく小型機帆船の利用にとどまっていたが、本市の海上輸送には大きく貢献してきた。現在、備後の中核都市として発展している本市としては、新福山港の機能拡大と整備が期待されている。また、松永港区も水深が浅く小規模で輸送機能も弱小であるが、既存企業に対しては大きな役割を果たしている。

沼隈半島南西部には、田島、横島の2つの島と矢の島・当木島の属島からなる内海町、また、南東部には、走島、宇治島、袴島等が散在し、鞆町海岸近く仙酔島、皇后島、その他の小島があり、瀬戸内海の多島地帯の一面をなしている。

2 地 質

本市の地質の生成は、古生層、花崗岩類、第3紀層及び沖積層となっている。

(1) 古生層

市街地の北部の芦田川に沿った山地、東部大門町、中南部鞆町及び熊野町一帯の山地、西南部金江町及び藤江町、西北部東村町及び本郷町に粘板岩及び砂岩を主とする古生層が広く分布している。

(2) 花崗岩類

古生層を貫く流紋岩さらにこれを貫く花崗閃緑岩，黒雲母花崗岩等の火成岩類が広く分布して本市域の平野及び耕地の基盤をなしている。

(3) 第3紀層

市街地の北端を東西にのびる地域並びにその東端及び西端を南にのびる地域並びに市の西北部及び西南部に古生層及び花崗岩類を不整合に含む第3紀層の砂岩層が分布している。

(4) 沖積層

本市の区域内において最も広く分布しており，芦田川下流及び河口付近に発達した福山平野，神辺平野，東部地区大門平野，西部松永今津地区一帯及び沼隈地区一部は，古生層及び花崗岩類を覆って集団化した平地を形成している。これらの平地は，本市の農耕，市街地及び工業用地として発展の中心となっている。

臨海部の埋立地，干拓地においては沖積層の厚さが15mを超える軟弱地盤の地域もみられる（文献1）。これらの地域においては地震時には振動の振幅が増大する可能性があり，また，ゆるい砂層の液状化現象の発生も考えられる。

3 活断層

本市においては，現在までに3本の活断層が確認されている（文献2）。これらの活断層の活動の危険度は広島県地域防災計画（震災対策編）で想定している活断層より低いものの，直下型地震の危険性も無視できない。

（文献1）広島県東部地盤図86 日本建築学会中国支部他1987. 3

（文献2）新編日本の活断層 活断層研究会編 東京大学出版会1991. 3

福山市内の活断層の位置（別図参照）

① 福山北断層

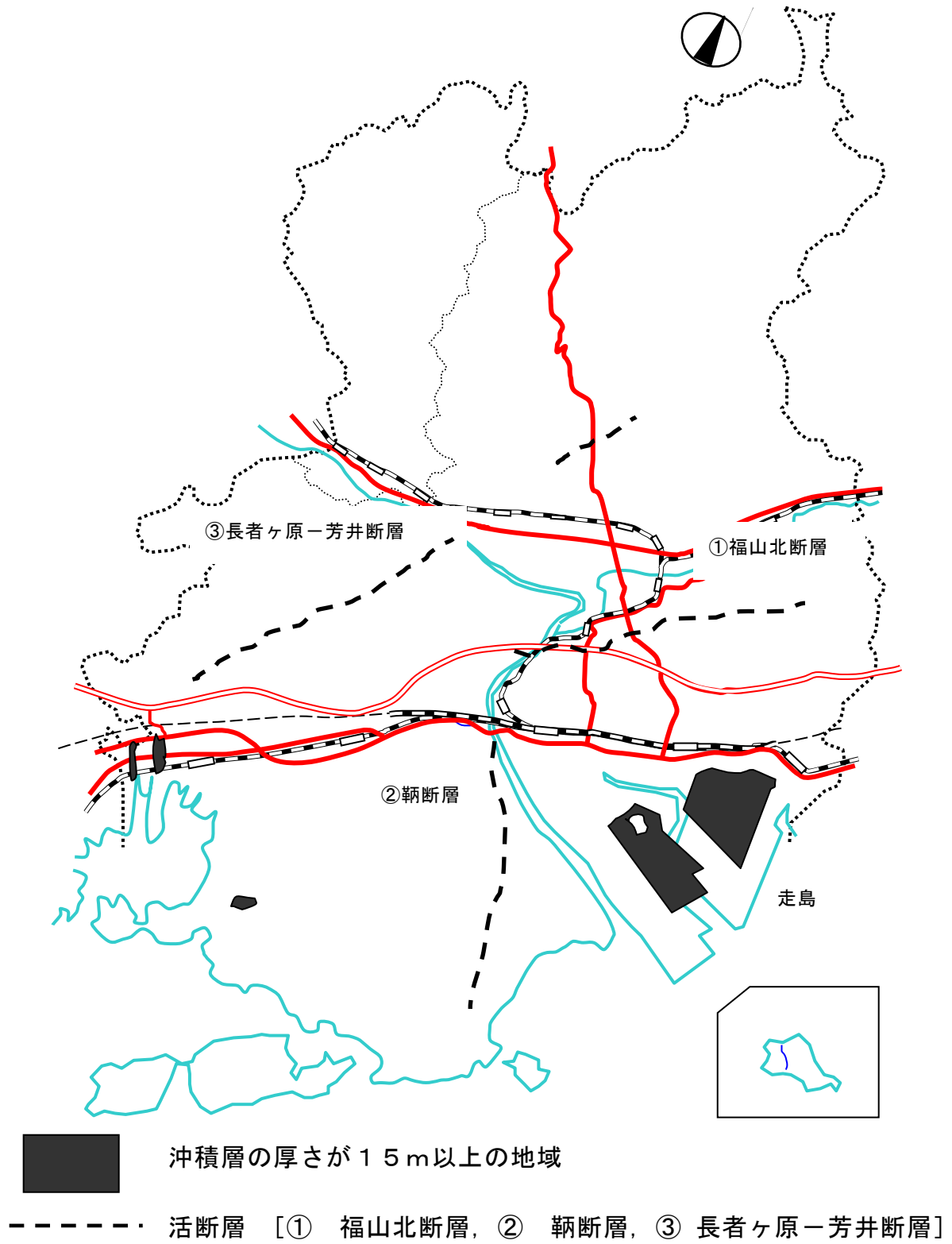
芦田川左岸の北本庄付近から神辺町上竹田付近にかけて西東に約10kmにわたって断層が想定されており，奈良津町には福山衝上断層が確認されている。

② 鞆断層

芦田川右岸の水呑大橋南付近から鞆町平地区にかけて北南に約10kmにわたって断層が想定されており，熊ヶ峰山地に沿って形成されている。

③ 長者ヶ原 - 芳井断層

本郷町付近から長者ヶ原（高増山の北斜面）をとおり，芦田川右岸の山守橋付近にわたって想定されており，国土地理院が2004年（平成16年）10月に発表した「都市圏活断層図」においては，御幸町上岩成の福山平成大学北側付近から北東方向に約2km想定されている。



福山市の軟弱地盤と活断層

第6節 既往地震の概要

1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内の断層帯において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図-1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する地殻内型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生するプレート間地震、沈み込むプレート内で発生するプレート内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図-2に示す。

図-1 地震の発生メカニズム

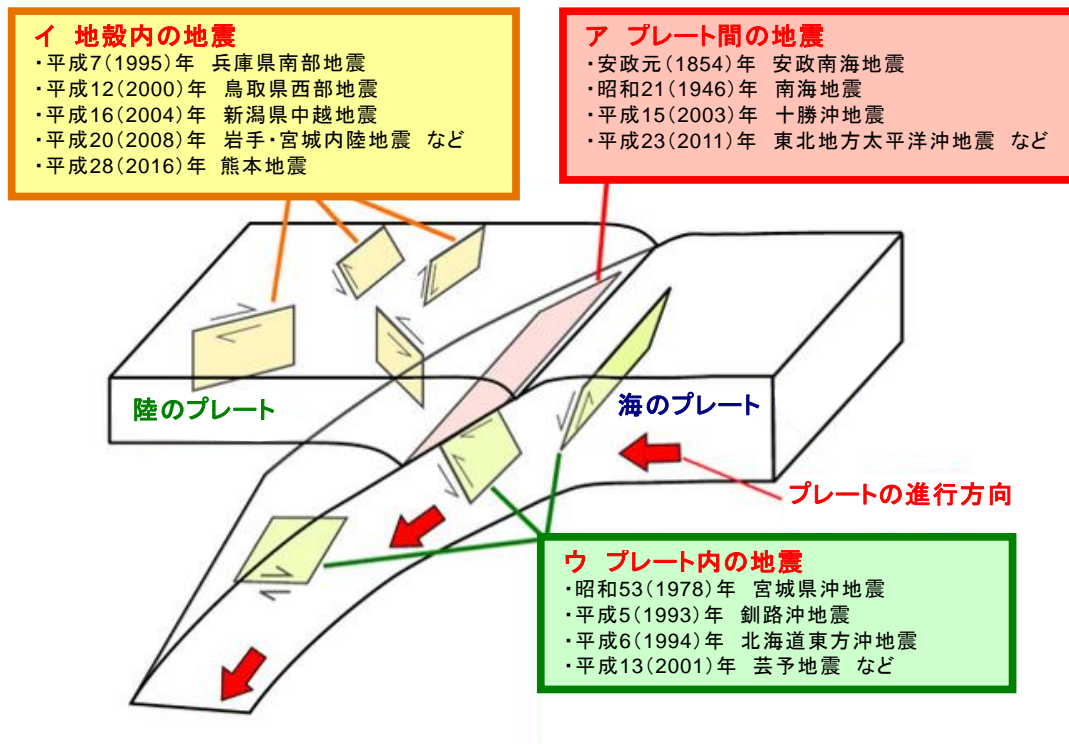
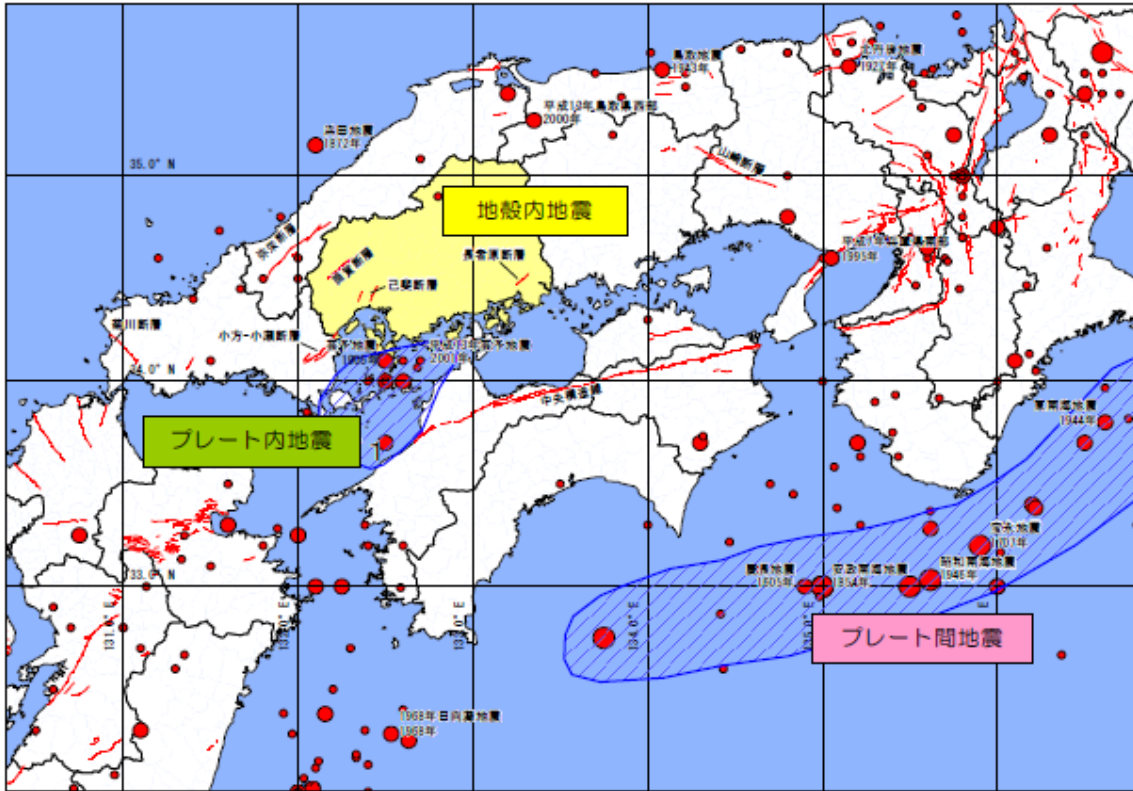
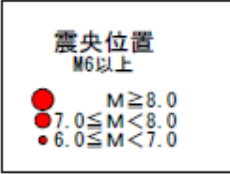


図-2 被害地震の震央位置と活断層位置



出典

- 1) 気象庁：「改訂 日本付近の主要地震の表(1926～1960)」
地震月報別冊No. 6, 1982
- 2) 地震学会：「地震」
- 3) 防災科学研究所：K-net
- 4) 宇佐美龍夫：「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
- 5) 中田高・今泉俊文 編, 2002, 「活断層詳細デジタルマップ」
東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。
(製品シリアル番号：DAFM1101)
- 6) 活断層研究会 (1991)：新編日本の活断層, 東京大学出版会



2 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表1に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表2のとおりである。

表1－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要																																																								
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4 ±0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。																																																								
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0~7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4,734間、石垣損857.5間、田畑損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。																																																								
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり(町・郡内で全潰家屋78、半潰68)。																																																								
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6~1.7尺(0.5m)であった。																																																								
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3~7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。																																																								
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25 ±0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。																																																								
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1 ±0.2	中野村(北広島町)で亀裂(延長500m)を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。																																																								
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。 【被害総括】																																																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>郡市</th> <th>死</th> <th>傷</th> <th>全潰</th> <th>半潰</th> <th>破損</th> <th>煙突損壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市</td> <td>4</td> <td>70</td> <td>36</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>呉市</td> <td>6</td> <td>86</td> <td>5 (51)</td> <td>25 (57)</td> <td>(5,957)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸郡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賀茂郡</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td>14</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>佐伯郡</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安佐郡</td> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>160</td> <td>56</td> <td>47</td> <td>40</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突損壊	広島市	4	70	36	20	25	25	呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5,957)		安芸郡	1	1	1	1			賀茂郡		2	5		14	1	佐伯郡			2	1			安佐郡		1	7		1		計	11	160	56	47	40	26
郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突損壊																																																					
広島市	4	70	36	20	25	25																																																					
呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5,957)																																																						
安芸郡	1	1	1	1																																																							
賀茂郡		2	5		14	1																																																					
佐伯郡			2	1																																																							
安佐郡		1	7		1																																																						
計	11	160	56	47	40	26																																																					
			出典：地震予防調査会報告，1905，No.53 ()内は、中央気象台の記録																																																								

※寛永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3, 住家全壊 19, 半壊 42, 非住家全壊 30, 半壊 32, 道路損壊 2
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2, 道路の亀裂多く, 水道管の破断, 山林の一部崩壊などの被害があった。
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし〔広島県調べ〕
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり, 鳥取県を中心に負傷者 182 名, 住家は全壊 435 棟, 半壊 3,101 棟, 一部損壊 18,544 棟等の被害。また, 延べ 17,402 戸が停電し, 各地で断水などの被害〔内閣府 (2003)〕。広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。〔広島県調べ〕
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり, 死者 1 名, 重軽傷者 193 名, 住家の被害は, 全壊 65 棟, 半壊 688 棟, 一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。〔広島県調べ〕
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1, 軽傷 3,), 住家一部損壊 2 棟〔広島県調べ〕
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱)〔広島県調べ〕
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1 (震度 5 弱), 住家一部損壊 32 棟, 非住家 6 棟

【出典】

- ※ 広島県調べ, 内閣府 (2003) 以外は, 宇佐美龍夫 (1987) から抜粋
(内閣府 (2003) : 平成 12 年 (2000 年) 鳥取県西部地震について)
なお, 昭和以降は, 人的被害の記録が残っている地震を掲載している

表2 発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
<プレート内(スラブ内)地震> 沈み込んだフィリピン海プレート内の地震 (やや深い地震)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001年(平成13年)芸予地震 ・ 1949年(昭和24年)安芸灘 ・ 1905年(明治38年)芸予地震 ・ 1649年(慶安2年) ・ 1686年(貞享2年) ・ 1857年(安政4年) <p style="margin-left: 150px;">} 安芸灘, 伊予灘</p>	約50~100年間隔で発生
<プレート間(海溝型)地震> フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1946年(昭和21年)南海地震 ・ 1854年(安政1年)安政南海地震 ・ 1707年(宝永4年)宝永地震 	約100年~150年間隔で発生
<地殻内(活断層型)地震> 陸域の浅い地震 (深さ約20km以浅)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000年(平成12年)鳥取県西部地震 ・ 1995年(平成7年)兵庫県南部地震 ・ 1872年(明治5年)浜田地震 	千年~数万年間隔で発生

3 広島県周辺における既往地震津波

南海トラフでは1707年の宝永地震をはじめとして、1854年の安政地震、1946年の南海地震等、約100~150年の間隔で津波を伴った地震が繰り返し起こり、西日本はその度に大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯とされている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

2010年(平成22年)2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で0.1mの津波高を観測したが、県内における被害は特になかった。

また、2011年(平成23年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、呉で0.3m、広島で0.2mの津波高を観測したが、県内における被害は特になかった。

第7節 被害想定

広島県では、県内に被害を及ぼすと想定される地震とその規模等について調査を行い、その結果を2006年度（平成18年度）に広島県地震被害想定調査報告書として公表していたが、東日本大震災を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、2013年度（平成25年度）に地震被害想定の見直しを行った。

本市においては、この調査報告書が想定している地震と地震発生時の人的・物的被害を基本とし、地震防災対策を実施するものである。

1 調査内容

(1) 想定地震

被害想定の対象とする地震は、「あらゆる可能性を想定した最大規模の地震」とし、県全域及び市町ごとに被害が最大となるケースを想定

ア 震源断層を特定した地震

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 南海トラフ巨大地震 | ⑦ 己斐-広島西縁断層帯 |
| ② 安芸灘～伊予灘～豊後水道 | ⑧ 岩国断層帯 |
| ③ 讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部 | ⑨ 安芸灘断層群（主部） |
| ④ 石鎚山脈北縁 | ⑩ 安芸灘断層群（広島湾-岩国沖断層帯） |
| ⑤ 石鎚山脈北縁西部-伊予灘 | ⑪ 長者ヶ原断層-芳井断層 |
| ⑥ 五日市断層 | |

イ どこでも起こりうる地震として、各市町役場の直下に震源を配置した地震（23市町）

(2) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な3シーンを想定

- ① 冬 深夜（平均：風速 8m/s，最大：風速11m/s）
- ② 夏 12時（平均：風速 7m/s，最大：風速11m/s）
- ③ 冬 18時（平均：風速 8m/s，最大：風速11m/s）

(3) 被害想定概要

本市に大きな影響があるとされている地震は「南海トラフ巨大地震」と「長者ヶ原断層 - 芳井断層」（※被害想定の数値は、想定項目ごとに被害が最大となる場合の想定シーンで算出）

ア 南海トラフ巨大地震

- (7) 震度（面積割合） 6強（2.4%），6弱（32.8%），5強（63.6%），5弱（1.1%）
- (イ) 最高津波水位 3.3m（津波の高さ 1.2m）
- (ウ) 被害想定

想定項目		県全体	福山市
建物被害	全壊棟数	69,561 棟	16,528 棟
	半壊棟数	200,572 棟	52,004 棟
人的被害	死者数	14,759 人	6,221 人
	負傷者数	22,220 人	6,529 人
ライフライン	上水道（断水人口）	1,069,382 人	421,248 人
	下水道（支障人口）	779,794 人	159,750 人
	電気（停電軒数）	119,836 軒	17,118 軒
生活支障	避難所避難者数	591,506 人	90,726 人

(I) 被害想定条件設定

- a 就寝中で家屋倒壊や津波からの逃げ遅れにより被害が最大となる「冬 深夜」に地震が発生
- b 年間で最も潮位が高いときに津波が発生
- c 震度6強以上の範囲では2分の1，震度6弱の範囲では3分の1の割合で構造物（護岸，堤防，防波堤，水門等）が損壊
- d 津波に対する早期避難率が低い場合を設定
 - ・すぐに避難する者 20%
 - ・避難するがすぐには避難しない者 50%
 - ・すぐに避難せず津波が迫ってから避難する者又は避難しない者 30%

イ 長者ヶ原断層 - 芳井断層

(7) 震度（面積割合） 7（0.3%），6強（34.6%），6弱（47.8%），5強（17.3%），5弱（0.1%）

(i) 被害想定

想定項目		県全体	福山市
建物被害	全壊棟数	46,629 棟	35,305 棟
	半壊棟数	76,429 棟	48,537 棟
人的被害	死者数	2,840 人	2,223 人
	負傷者数	22,170 人	15,652 人
ライフライン	上水道（断水人口）	553,671 人	435,947 人
	下水道（支障人口）	171,710 人	129,454 人
	電気（停電軒数）	44,585 軒	34,328 軒
生活支障	避難所避難者数	70,362 人	57,469 人

(4) 減災効果の評価結果

南海トラフ巨大地震を例とし，今後の防災への取組がどの程度の減災効果を及ぼすかを試算

- ア 建物を耐震化することにより，揺れによる建物の全壊が17分の1，半壊が13分の1に軽減。また，建物倒壊による死者数が約26分の1に軽減，負傷者数が約15分の1に軽減
- イ 津波からの早期避難率を向上することにより，津波による死者数が約2分の1に軽減，負傷者数が約13分の1に軽減

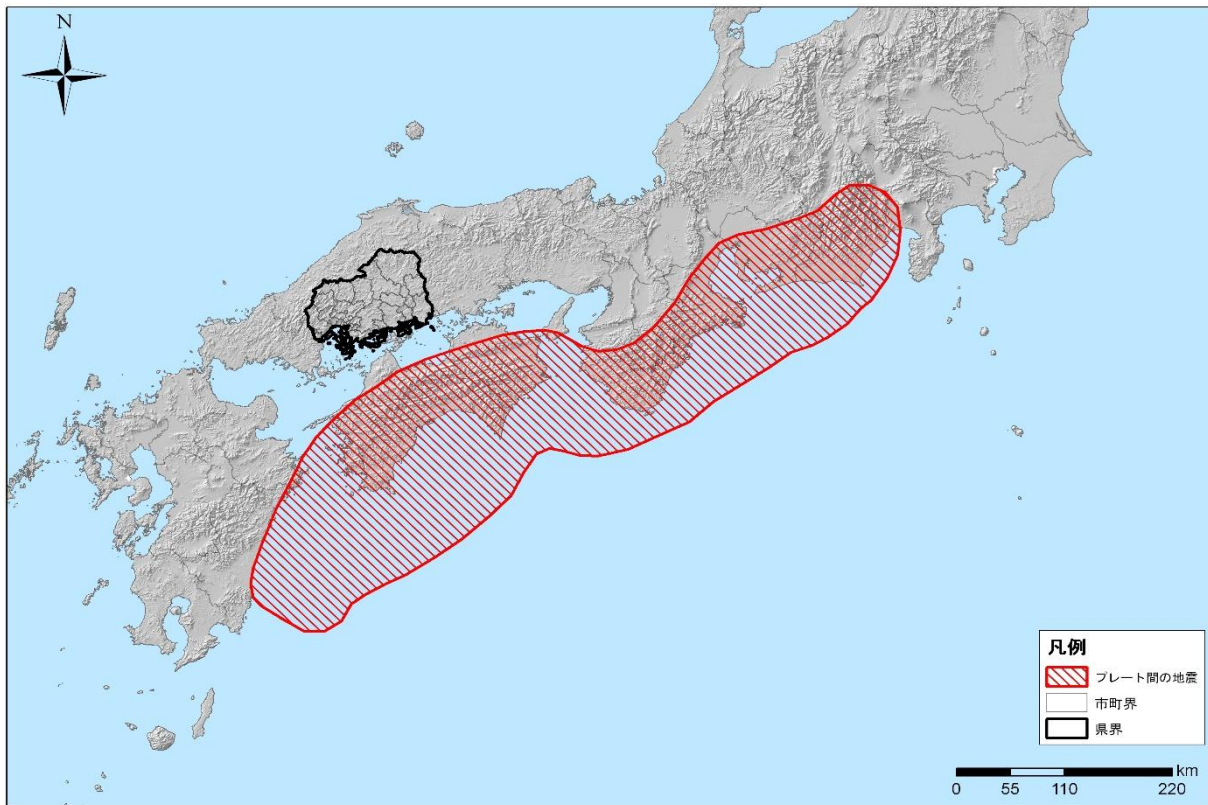


図-1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

第 8 節 津波浸水想定

1 津波被害想定

(1) 基本

本節は、「広島県津波浸水想定（平成 25 年 3 月）」を基に作成したものであり、これを使用して本市の対応策等を検討する。

(2) 津波浸水想定

県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成 24 年 10 月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる 8 ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下、「瀬戸内海活断層等」という。）を 5 ケース選定している。

ア 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区分	地震	規模
最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低い が、発生すれば甚大な 被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた 8 ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い 津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁—石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部—伊予灘 ・安芸灘層群(主部) ・安芸灘層群(広島湾—岩国沖断層帯)	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

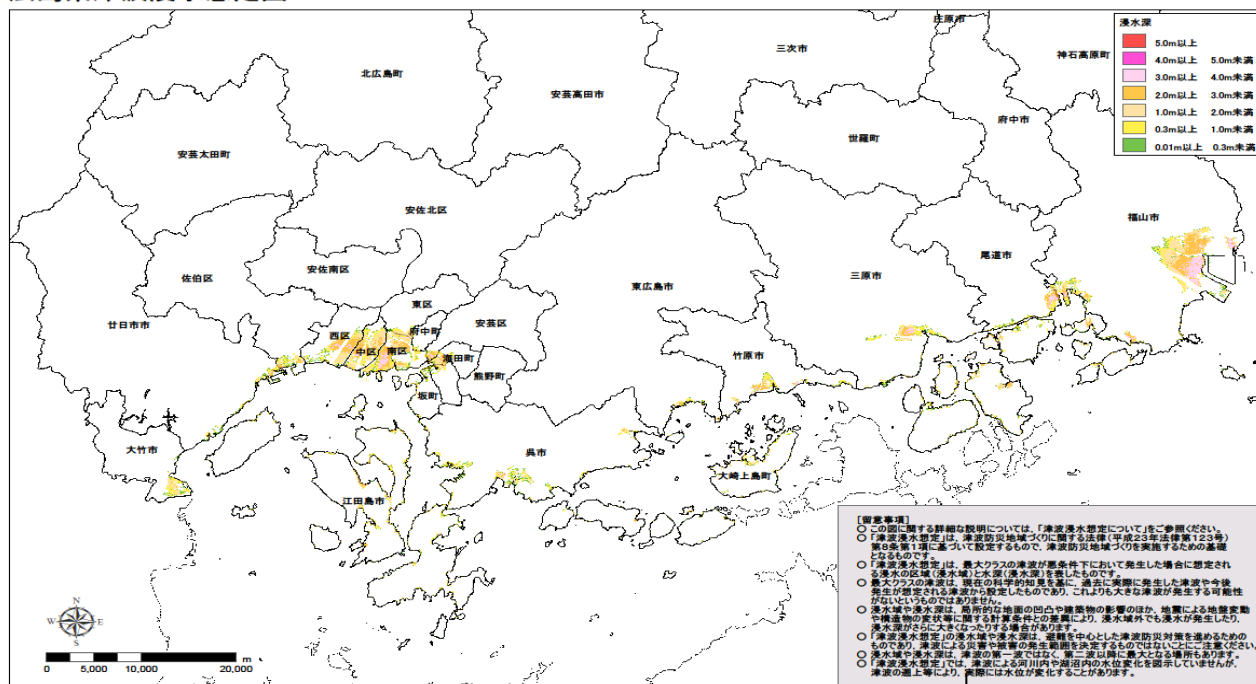
イ 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

(7) 津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・初期潮位として 2009 年から 2013 年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
- ・地震による地盤の沈下を考慮
- ・構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の 25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

(4) 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

広島県津波浸水想定図



【留意事項】の拡大

- この図に関する詳細な説明については、「津波浸水想定について」をご参照ください。
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下※において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。

浸水面積（最大の場合）

（単位：ha）

	浸水面積（浸水深別）				
	1 cm 以上	30 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
福山市	3,355	3,037	2,326	1,438	2
県全体	12,847	10,987	6,770	3,364	8

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

※ 四捨五入の関係で合計と面積が合わないことがある。

ウ 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」，「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

(7) 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

	最高津波水位* ¹		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間* ² (分)
		うち津波の高さ (m)		
福山市	3.3	1.2	270	13

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

(4) 瀬戸内海域活断層等

瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

	最高津波水位* ¹		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間* ² (分)
		うち津波の高さ (m)		
福山市	3.2	1.0	119	13

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

【参考】用語の解説

① 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

② 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

③ 津波水位

津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高*[※]で表示）

※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示している。

④ 津波の高さ

津波襲来時の海岸線における「津波水位」と「初期潮位」との差

⑤ 最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

⑥ 津波影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

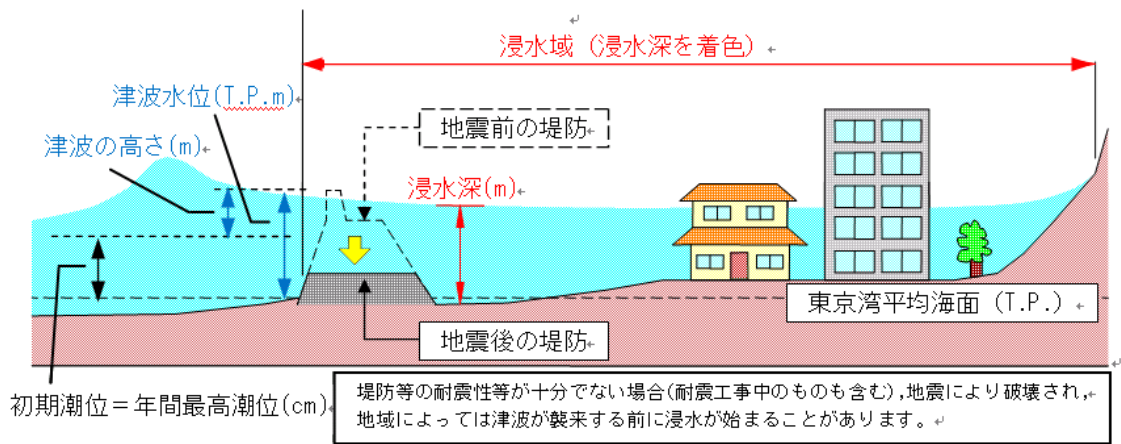
⑦ 水位変動

津波による水位変化の様子

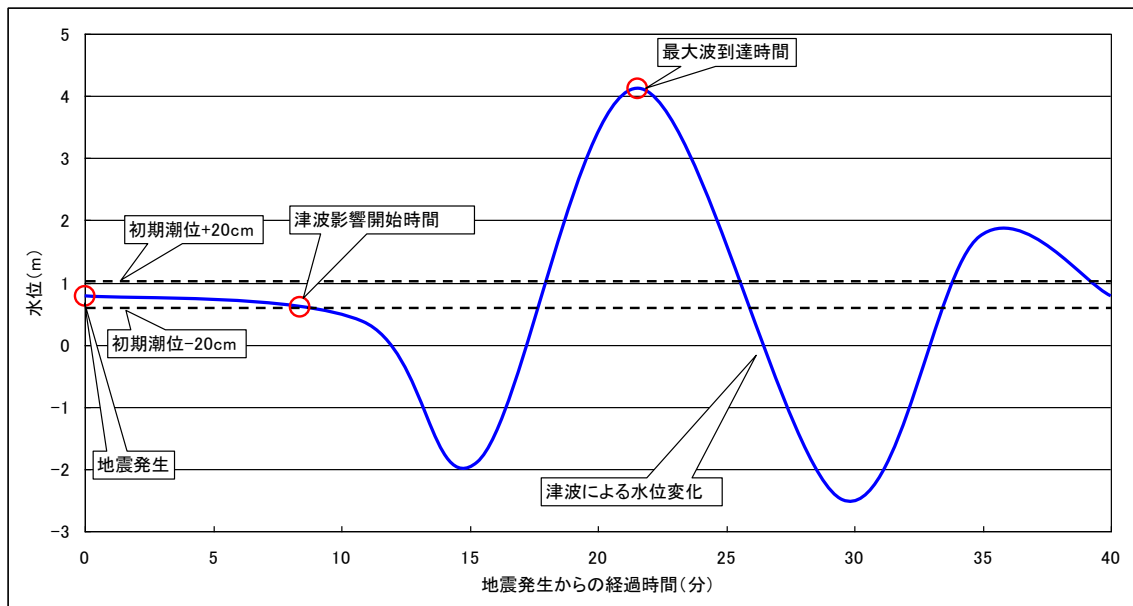
⑧ 浸水面積

津波によって浸水する陸域の面積

「津波水位」の定義（広島県）



各用語の模式図



第9節 地震被害軽減のための基本的な施策（広島県）

1 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり、地震・津波被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく具体的な実施目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、県民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震・津波が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくものとする。

なお、広島県地震防災戦略（平成20年3月）は、これらの基本的な施策の策定に伴い廃止する。

2 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

3 施策体系

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

施 策 体 系	
(1) 命を守る対策	ア 建物倒壊対策
	イ 土砂災害対策
	ウ 津波浸水対策
	エ 地震火災対策
	オ 落下物等対策
(2) 生活と社会機能を維持する対策	ア ライフライン施設被害対策
	イ 交通施設被害対策
	ウ 避難者等への対応
	エ 帰宅困難者等への対応
	オ 物資等確保対策
	カ 医療機能確保対策
	キ 災害廃棄物等対策
	ク その他の課題への対応
(3) 防災力の向上対策	

4 対策内容

(1) 命を守る対策

ア 建物倒壊対策

(ア) 住宅・建築物等の耐震化

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。
- また、県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。

【具体目標】

- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率
91.3% (R2) → 96% (R7)
- ・ 住宅の耐震化率
84.5% (R2) → 92% (R7)

(イ) 病院の耐震化

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

【具体目標】

- ・ 病院における事業継続計画（BCP）の策定率
（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）
10.2% (H30) → 100% (R4)

(ウ) 社会福祉施設の耐震化

- 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

(エ) 県有施設等の耐震化

- 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。

(オ) 警察庁舎の耐震化

- 耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、引き続き警察署の建替整備事業を推進する。
- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。

【具体目標】

- ・ 警察本部庁舎・警察署耐震化率
88.1% (R2) → 90.5% (R7)
- ・ 交番・駐在所耐震化率
67.2% (R2) → 76.7% (R7)

(カ) 建築物等の老朽化対策

- 県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。
- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。
- 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。
- AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。

【具体目標】

- ・ 修繕方針策定済の公共土木施設分類数
30 施設分類 (R1) → 40 施設分類 (R7)
- ・ 新技術活用によるライフサイクルコストの縮減額
323 百万円 (R1) → 500 百万円 (R7)

(キ) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

イ 土砂災害対策

(ア) 土砂災害対策施設の整備

- 「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

【具体目標】

- ・ 土砂災害から保全される家屋数
約 116,000 戸 (R2) → 約 129,000 戸 (R7)

(イ) 山地災害対策施設の整備

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
- 市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。

【具体目標】

- ・ 山地災害防止対策等着手地区数
5,336 地区 (R1) → 5,516 地区 (R7)

(ウ) 土砂災害警戒区域等の指定後の取組の推進

- 住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。
- がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、県民の自助の取組を支援していく。
- 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導體制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。

【具体目標】

- ・ 水害・土砂災害リスクの認知度
77.0% (R2) → 100% (R7)

(エ) 宅地大規模盛土造成地の耐震化の推進

- 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

(オ) 農地・森林等の保全の取組

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再生林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備する。さらに、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進する。

【具体目標】

- ・ 維持されている農地面積
54,100ha (R1) → 51,100ha (R7)
- ・ 手入れ不足の人工林間伐面積
617ha (R1) → 1,050ha (R7)

ウ 津波浸水対策

(ア) 津波・浸水、高潮対策施設の整備

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。
- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行う。

- 海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により，必要な機能を維持する。
- 津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため，広島沿岸海岸保全基本計画に基づき施設の整備を進める。
- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて，策定されたストックマネジメント計画に基づき，計画的・効率的な維持管理を実施し，引き続き，漁港施設の老朽化対策や，耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また，漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため，漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。

【具体目標】

63.4% (R2) → 65.7% (R7)

(イ) 津波避難体制の整備

- 津波被害が生じるおそれのある地域については，市町による緊急避難場所（高台，津波避難ビル等）の指定を促進するとともに，円滑に避難できるよう，避難対象地域，緊急避難場所，避難路等の指定，避難指示等の発令のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画の策定を促進する。
- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため，南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深 30cm 以上の区域内で，病院等，不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し，未策定者に対し，計画の策定を要請する。
- また，南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項が明示されていない策定者に対して，監督部局及び関係団体と連携し，計画への記載を要請する。
- 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え，避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう，引き続き自主防災組織等の取組を支援する。

【具体目標】

- ・ 市町の津波避難計画策定市町数
2市町 (R2) → 14市町 (R7)
- ・ 南海トラフ地震防災対策計画策定率
83.4% (H30) → 100% (R7)

(ウ) 津波避難意識の向上等

- 県民自らが，高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう，必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。
- 高潮時の被害の最小化を図るため，水防法改正により国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成を推進する。
- 県民が高潮における危険箇所等を知り，円滑かつ迅速な避難を行うため，防災情報を提供する「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。
- ハザードマップを活用した避難体制の確立や，住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など，市町など関係機関と連携し，ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策

を推進する。

エ 地震火災対策

(ア) 装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

- 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

(イ) 消防団の充実・強化

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【具体目標】

- ・ 消防団員数の維持
21,542人（R1） → 22,229人（R3）

(ウ) 自主防災組織の充実・強化

- 広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、引き続き市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

【具体目標】

- ・ 呼びかけ体制構築組織率
0.7%（R1） → 100%（R7）

(エ) 市街地での防災機能の確保等

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。
- 大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う市町について、引き続き指導・助言を行う。

オ 落下物等対策

(ア) 既存建築物等の総合的な安全対策

- 市町と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。

- 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。
- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。

【具体目標】

- ・危険ブロック塀対策補助制度創設市町 12 市町創設 (R2) → 危険ブロック塀対策を要する全市町で創設 (R7)

(イ) 家具固定の促進

- いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、報道機関等との連携による普及啓発をはじめ、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。

【具体目標】

- ・家具等の転倒防止を行っている人の割合
49.0% (R1) → 70.0% (R7)

(2) 生活と社会機能を維持する対策

ア ライフライン施設被害対策

(ア) 水道管の耐震化等供給体制の強化

- 県内の水道事業者等に対し、耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行う。

(イ) 県営水道の供給体制の強化等

- 災害・事故等に強い供給体制の構築を目指し、トンネル事故などの送水不能事故に対応するため、未整備バックアップ施設（緊急時連絡管等）の令和4年度完成に向けて、着実な取組を進めていく。
- 水道管の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため計画的に水道管の更新・耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。
- 水の安定供給を図るため、計画的に水管橋等の水道施設の耐震化を推進するとともに、令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」を踏まえて事業計画を策定し、着実な取組を進めていく。

【具体目標】

- ・水道管の送水不能事故に対応するためのバックアップ施設（緊急連絡管等）整備の進捗状況（整備件数）
5 件 (R1) → 6 件 (R4)
- ・老朽度が高い（経過年数、土壌の腐食性及び漏水事故歴等から評価）管路の更新延長
27.6km (R1) → 92.9km (R11)

(ウ) 下水道施設の防災・減災対策

- 県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。
- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。
- 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。

(エ) 電力設備の耐震化

- 電気事業者において、発電設備、変電設備、配電設備の耐震化を図る。

(オ) 通信施設の整備

- a ケーブルの2ルート化・分散収容の推進
 - 被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。
- b ケーブルの地下化・洞道への収容替え
 - 地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。
- c 中継ケーブルの信頼性向上
 - 交換機等を収容するビル相互間を結ぶ中継ケーブルについて、洞道等地下化・2ルート化・ループ化を推進するとともに、無線方式の併用により、さらに信頼性の向上を図る。

(カ) ガス導管の耐震化

- 災害時の被害を最小限に抑えるため、低圧本支管に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合を高める。

イ 交通施設被害対策

(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面对策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。
- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

【具体目標】

- ・ 緊急輸送道路の防災対策実施済延長
454.5km (28.0%) (R2) → 799.2km (49.0%) (R7)

(イ) 交通安全施設等の整備

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、

信号機電源付加装置の整備，更新を引き続き推進する。

- 大規模災害が発生した場合においても，安全な道路交通を確保するため，交通管制センター，交通・路面監視カメラ，各種車両感知器，交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入，交通規制資機材の整備を推進するとともに，災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため，予備電源の整備を推進する。

【具体目標】

- ・ 信号機の電源付加装置整備状況
90基 (R2) → 104基 (R7)

(ウ) 新幹線高架橋柱の耐震補強

- 鉄道事業者において，新幹線高架橋柱および橋脚等の耐震補強を進める。

(エ) 港湾を利用した緊急輸送網の確保

- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため，引き続き，国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。

【具体目標】

- ・ 港湾における緊急物資供給可能人口カバー率
33% (R2) → 53% (R7)

(オ) 緊急輸送体制の整備

- バス事業者や船舶事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。
- 広域かつ影響が長期にわたる災害においては，複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により，県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。

ウ 避難者等への対応

(ア) 要配慮者に対する支援

- 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため，避難行動要支援者名簿及び個別計画を未策定の市町が，早期に策定できるよう，先進市町の取組事例を紹介するなどにより引き続き市町の取組を促進する。
- 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため，引き続き関係団体の連携を促進する。
- 高齢者や障がい者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され，また，指定施設が増やされるよう，実施市町の取組事例等を紹介する。
- 避難所における高齢者や障がい者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し，更なる支援体制を構築するため，官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。
- 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう，引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。
- 水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において，計画が作成されるよう，市町と連携し継続的な働きかけを実施する。

【具体目標】

- ・全ての避難行動要支援者に係る個別計画の策定
2市町（R1） → 23市町（R7）

(イ) 心のケアなどの支援体制の整備・強化

- 災害時に、被災者に対して、健康管理，栄養管理，リハビリ，心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため，必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう，協定を締結した関係職能団体との連携を図るとともに，研修会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。
- DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊及び担当者を厚生労働省が実施するDPAT研修に派遣するとともに関係者の連携を強化し，災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握，専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引き続き整備する。
- 各避難所の環境・運営改善を進めるため，市町と連携して，設備環境，レイアウト，必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。
- 避難所の設備環境等の詳細を把握し，平時から情報を発信するとともに，避難所開設時には，混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。
- 市町間を越えた広域避難などの際に，被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。
- 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう，関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。
- 災害時に，被災者への見守り活動や相談支援，サロン活動等によるコミュニティづくりなど，被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため，引き続き支援体制の構築を推進する。

【具体目標】

- ・避難所運営マニュアルを作成している避難所の割合
27.6%（R2） → 100%（R7）

(ウ) 被災者の住宅確保

- 建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し，仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに，協定締結団体と定期的に会議等を開催し，平時から連携の強化を図る。
- 借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し，適宜更新していくとともに，協定締結団体と定期的に会議等を開催し，平時から連携の強化を図る。
- 県営住宅への一時入居体制を整備する。

(エ) 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

- 関係機関と連携しながら，迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため，震災時の連絡体制の整備，被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催，被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。
- 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から，被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成，登録，判定資機材の備蓄，情報連絡網の整備・更新，後方支援体制の整備

等，実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に引き続き努める。

(オ) 避難所の防災機能強化

- 大規模災害発生時に，避難所等の防災拠点において，必要なエネルギーを確保するため，これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(カ) 避難先の確保

- 各市町に対して，公共施設に加え，商業施設などの民間施設の活用や，地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保，学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど，引き続き，多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。

(キ) 分散避難の啓発

- 県民に対して，緊急避難場所にこだわらず，安全な場所にある親戚や知人宅など，複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について，様々な広報媒体を通じて，引き続き周知・啓発を行う。

(ク) 特定動物や被災動物への対応

- 放浪・逸走動物，負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように，災害時の被災動物等への対応体制を引き続き整備する。
- ペットの同伴避難等については，引き続き市町，獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。

エ 帰宅困難者等への対応

(ア) 帰宅困難者対策の周知

- 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として，県民や企業等に対し，「むやみに移動しない」という基本原則や，従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに，帰宅困難者が大量に発生した場合は，一時滞在の早期解消を図るため，関係機関の協力を得て，臨時的な輸送手段の確保を検討する。

(イ) 事業所等との協定

- 協定を締結した民間事業者の店舗で，徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して水道水，トイレ，道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について，地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し，必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

オ 物資等確保対策

(ア) 非常用物資の備蓄の推進

- 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し，大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について引き続き見直しを行う。

(イ) 物資調達・供給の連携体制の整備

- 災害時には，交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため，県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や，他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき，生活関連商品等を安定

確保する。

- 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。
- 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。

(ウ) 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

- 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

カ 医療機能確保対策

(ア) 医療救護体制の強化

- 大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。
- EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（災害診療記録）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進める。
- 災害時のDMAT（災害派遣医療チーム）の重要性が高まっていることから、DMAT隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たなDMATチームの養成を推進する。
- 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
- 災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

【具体目標】

- ・ 災害拠点病院の災害訓練の参加（実施）
74%（R1） → 100%（R5）
- ・ DMAT数
31チーム（R1） → 36チーム（R5）

(イ) 病院の防災機能強化

- 災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組を推進する。

(ウ) 医療・介護人材の育成

- 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、市町や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。

【具体目標】

- ・ 県内医療に携わる医師数
7,286人（H30） → 7,332人（R6）
- ・ 医療施設従事看護職員数
44,184人（H30） → 47,007人（R7）
- ・ 介護職員数
50,280人（H30） → 55,902人（R5）

（エ）福祉支援ネットワークの構築

- 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。

（オ）感染症対策の司令塔機能の整備

- 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。
- 新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受入れ体制構築を図る。
- 感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、感染症対策に総合的に対応する。

（カ）予防接種の促進

- 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種の実施主体である市町に対し、一層の積極的な働きかけを実施する。

（キ）検査体制の強化

- 感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行う。

【具体目標】

- ・ 麻しん・風しんワクチンの接種率
1期 95.5%、2期 94.2%（R1） → 1期 98.5%以上、2期 94.6%以上（R7）

（ク）遺体への適切な対応

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。
- 遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。
- 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を引き続き行う。
- 現在、科学捜査研究所（DNA型鑑定による身元確認を行う施設）は1カ所であることから、災害に強い庁舎への改修（移転も含む）や鑑定施設の分散化等を引き続き

検討する。

- 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き各市町における広域火葬体制整備を促進する。

キ 災害廃棄物等対策

(ア) 災害廃棄物処理計画に基づく対応

- 「広島県災害廃棄物処理計画」（平成30年3月策定）及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」（令和元年5月）を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

(イ) 浄化槽対策

- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
- 市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳の整理等に対する技術的な支援・助言を着実にを行う。

ク その他の課題への対応

(ア) 石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上

- 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。

【具体目標】

- ・ 石油コンビナート等総合防災訓練の実施
隔年1回の訓練を実施

(イ) 有害物質流出対策

- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
- 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、速やかに消防・市・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
- P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。
- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。
- 毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。

【具体目標】

- ・水質事故発生件数
147件 (R1) → 現状値より減少 (R7)

(ウ) 文化財の保護

- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。
- 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

(エ) 孤立化防止のためのインフラ整備

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。
- 離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設の耐震対策などのインフラ整備を進めていく。
- 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

(オ) 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

- 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町によるハザードマップの作成と公表を支援する。
- ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施する。
- 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。
- 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。

【具体目標】

- ・防災重点ため池の防災工事の完了箇所数
459箇所 (R1) → 883箇所 (R7)

(カ) 地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策

- 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。
- 基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。

【具体目標】

- ・汚水処理人口普及率
88.4% (H30) → 92.8% (R8)

(キ) 事業継続の取組の推進

- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発していく。

(ク) 業務継続性の確保

- 南海トラフ地震を想定し、県の「業務継続計画（BCP）」及び「計画に基づくマニュアル」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練等を通じて検証していく。
- 平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用して、市町村における「業務継続計画（BCP）」の策定を促進する。
- 災害対策本部が設置される市町村庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を促進する。

【具体目標】

- ・ 72時間稼働の非常用電源を確保している市町数
8市町（R1） → 23市町（R7）

(ケ) 執務環境、実施体制の維持確保

- 県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。
- 県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないように引き続き、本庁舎・地方機関の耐震化工事に併せ、ネットワーク機器の移設・更新等を検討する。

(コ) 道の駅の活用促進

- 災害発生時に、市町の緊急避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、施設、体制を整える。

(サ) 治安の維持

- 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。
- 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を行う。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官を積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を引き続き行う。
- 被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。

(シ) 事業用地の確保

- 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。
- 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を検討するとともに現在、国において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、その動向を注視し、利用可能な制度の活用を図る。

(ス) 水産業の生産基盤等の災害対応力強化

- 漁場施設の災害対応強化を行えるよう水産環境整備マスタープランの方針内に

位置付け，新たな整備や現有施設機能強化を推進する。

- 漁業関係共同利用施設については，災害対応力の強化を浜の活力再生プランの取組方針に位置付け，施設の改築を含めて機能強化を図る。
- 大規模災害発生時には，迅速に漁場機能の回復を図るため，干潟の耕耘や海底堆積物の除去等を実施する。
- 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため，卸売市場において，品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。

(セ) 警察の災害対応機能の強化

- 大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え，総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員及び警察署通信室において通信指令業務を支援する通信室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに，通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等，通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。
- 年1回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行う。また，交通網が遮断された場合などを想定し，非常計画（緊急避難場所等の選定）の見直しを継続して行う。

【具体目標】

- ・ 逃走防止訓練及び避難訓練の実施
年1回以上の訓練を実施

(3) 防災力の向上対策

ア 自助・共助の取組強化

- 災害に備えて日頃から行うべきことや，災害が発生する危険が迫った際，いつのタイミングで何をすべきか，そして，いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進をはじめ，家庭における災害に備えた備蓄の促進等，「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。
- 企業訪問や企業向け研修会などを通じた，ポータルサイト「はじめの一步」を活用した防災学習の促進，県の一斉防災教室・訓練への参加促進や先進事例の紹介を引き続き行う。
- 地域で行われる防災教室等への県民の一層の参加を促進するとともに，子育てサークルや高齢者サロン等における防災教室の担い手育成などの取組を通じて県内の地域コミュニティにおける，防災教室等への参加の呼びかけを引き続き促す。
- 小中学校や自主防災組織等を対象に，防災知識の向上や災害の教訓を次世代へ伝承するため，VR等の模擬体験によるリアリティを高めたツールや，過去に発生した災害写真などのアーカイブの活用を図るなど，効果的な防災教育を実施する。

【具体目標】

- ・ 避難の準備行動ができている人の割合
13.6% (R1) → 50.0% (R7)
- ・ マイ・タイムラインを作成している人の割合
— → 60.0% (R7)
- ・ 災害の種類に応じた緊急避難場所・避難経路を確認している人の割合
68.5% (R1) → 100% (R7)
- ・ 災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合
31.1% (R1) → 80.0% (R7)

- ・防災教室・訓練への参加者割合
41.5% (R1) → 60.0% (R7)
- ・非常持出品を用意し、かつ、3日分以上の食糧や飲料水を備蓄している人の割合
52.3% (R1) → 70.0% (R7)

イ 災害情報伝達手段の多様化

- 県民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集して頂くことも重要であると考えられるため、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

ウ 情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。
- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。
- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。
- 110番通報等と連動したGISを基盤とする情報共有システム（災害警備システム）を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っていく。
- 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。
- AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築する。

エ 災害対処能力の向上

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。
- また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。
- 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。
- 市町の災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを用いて、市町の初

動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を指導・助言し、実効性確保のための訓練を支援する。

- あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。
- 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。
- 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。

【具体目標】

- ・ 県内 23 市町の災害対策運営要領等の点検・修正
毎年度点検を実施

オ 広域応援体制の構築

- 大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国 5 県，中国四国 9 県，全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており，引き続き国も含めた協力体制を維持するとともに，支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。
- 市町間を越えた広域避難などの際に，被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため，他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。
- 更に，市町を支援するため，県は，市町からの要請に応じて，医療職，技術職等の職員の人的応援を行う。
- 災害の状況に応じて，市町からの要請がなくとも，県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し，被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応する。また，派遣にあたっては，二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。

カ ボランティア体制の構築等

- 社会福祉協議会等と連携して，研修を強化するなど，災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。
- 迅速かつ円滑なボランティアの受付，調整等その受入れに携わる要員を育成する。また，地域組織と市町社会福祉協議会との連携を進めるとともに，広域災害時に重要となる市町社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
- 感染症流行時に，被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう，感染症対策の徹底に留意した適切な対応に向けて，市と地域の社会福祉協議会等との連携を促進させる。

キ 災害に強い都市構造の形成

- 県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら，広島県土地利用基本計画（平成 30 年 3 月改定）に基づき，県土の有効利用や県土利用の質的向上，持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備，地域防災拠点の整備，オープンスペースの確保，ライフラインの多重化・多元化や，土砂災害警戒区域等の指定を進めることなどにより，災害に対する県土の安全性を高

めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。

ク 平時からの連携体制構築

- 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。
- ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。

ケ 地籍調査の推進

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、引き続き各市町に働きかけを行う。

【具体目標】

・地籍調査進捗率

53.3% (R1) → 56.3% (R7)

コ 建設業の担い手確保

- 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、引き続き建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き続き推進する。

サ デジタル技術を活用した生産性の向上

- AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理するICT活用工事やBIM/CIMを推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。

5 対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するため対策を主体的に推進するものとし、これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。

第2章 災害予防計画

第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（指定行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 防災都市づくりに関する事項
- 2 市民の防災活動の促進に関する事項
- 3 調査、研究に関する事項
- 4 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 5 危険物等災害予防に関する事項
- 6 災害対策資機材等の備蓄等に関する事項
- 7 避難行動要支援者対策に関する事項
- 8 災害救助基金に関する事項

第2節 防災都市づくりに関する計画

1 方針

- (1) 市をはじめ各防災関係機関は、地震・津波発生による被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強い都市づくりに努めるものとする。
- (2) 公共施設等防災拠点となる施設の耐震性、防災性の向上を図り、また災害を防止、緩和するオープンスペースの整備を行い、防災性の高い都市構造の形成を目指すものとする。
- (3) この防災都市づくりは、長期的視点の下で、計画的に実施するものとする。
- (4) 県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進するものとする。

2 防災上重要な公共施設等の整備

(1) 防災上重要な建築物の整備

ア 防災拠点となる公共施設の整備及び耐震化・津波災害対策の向上

市は、公共施設のうち、特に地震・津波発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる防災拠点として利用する施設の耐震化に努める。

また、広島県津波浸水想定図における津波浸水想定区域内の施設については、施設の安全性の点検や非常用電源の設置場所の工夫等に努める。

なお、庁舎を始めとする公共建築物を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために防災拠点として活用できる施設・設備の整備に努めるとともに、県は、その機能を維持する必要最低限のエネルギーを確保するため、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入にも努める。

イ 市は、民間の防災上重要な建築物について、耐震性・津波災害対策の向上を図るための指導に努める。

また、各施設の管理者は各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊及び浸水防止に努める。

ウ 県及び市は、津波浸水想定区域における児童生徒等の安全確保のため、各地域の実情を踏まえた学校の津波対策に努めるものとする。

(2) 幹線道路、橋梁の整備

ア 幹線道路、橋梁について、軟弱地盤、液状化のおそれのある地盤、斜面等を重点的に耐震性の点検を行い、耐震性の向上が必要であれば補修、補強、架替え等を行う。また、都市計画道路網の機能的な配置計画により、広幅員の道路の整備に努める。

イ 地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された緊急避難場所への避難路ネットワークの整備に努める。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策

県及び市は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

(4) 河川、海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえて作成された広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、市と県は連携して緊急性の高い箇所から整備する。

ア 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

レベル2【最大クラスの津波】

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。
- ・また、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上など、減災の観点から施設整備を進める。

イ 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

ウ 消火用水、生活水の確保

河川水、海水を緊急時の消火用水、生活水として活用するための整備を図る。

(5) 港湾の整備

災害時に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するためには港湾施設が重要であり、耐震性の向上等順次整備していく。

(6) 鉄道の整備

線路及び橋梁・高架等構造物の管理、定期的なパトロール、検査の実施及び必要に応じた精密検査を実施し適切な対応をするとともに、耐震性向上の必要な施設については、順次整備を行う。

3 住宅、建築物等の安全性の確保

(1) 一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震

性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

(2) 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

イ 落下物防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

(3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

県及び市は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域において適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を促進する。

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民に周知する。

(5) 公営住宅の耐震化の推進

既設公営住宅について、1981年（昭和56年）の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図るとともに、市街地の防災性の向上を図るため、密集した市街地に重点を置いて老朽公営住宅の建替えを推進する。

(6) 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域が集中している都市部について、地震による土砂災害を防止するため、緊急避難場所、避難路、病院等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を強力に推進する。

4 ライフラインの整備

(1) 各ライフラインの整備

ア 上水道

(ア) 耐震性の向上

地震による水道施設の被害を抑制し、断・減水の影響を軽減するため、水道施設地震対策基本計画、水道施設耐震化事業実施計画及び配水管整備事業計画に基づき、水道施設の耐震化を図る。

(イ) 災害復旧の迅速化

水道施設地震対策基本計画で定める4週間以内の復旧を目指し、機動的な水道システムの構築を図る。

イ 下水道

(7) 耐震性の向上

既設の下水道施設（特に老朽施設）の改築，更新，耐震工事を推進する。

また，新設施設については最新の耐震基準に基づき，より耐震性の高い施設の整備を進める。

(4) 津波災害対策の向上

広島県津波浸水想定図に基づき，下水道施設の各機能の重要度により求められる津波に対する性能の確保を図るため，必要に応じて対策工事を推進する。

(ウ) 災害復旧の迅速化

下水道台帳のデータベース化（バックアップシステム）を行い，応急復旧，本復旧に対応できるシステムの構築を図る。

ウ 電力

(7) 耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については，その地域で予想される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域などを勘案するほか「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備，配電設備の架空電線路については，氷雪，風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については，軟弱地盤箇所の洞道，大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて，耐震設計を行う。

(4) 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲，長時間にわたる停電を避けることを基本にして，配電線のループ化，開閉器の遠方制御化により，信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

エ ガス

ガス設備全般について，耐震性の確保及び津波災害対策の向上に努めるよう整備を進める。特にガス導管については，ガス用ポリエチレン管の普及により，耐震性の強化を図る。

既設の設備については，耐震性評価及び広島県津波浸水想定図における津波浸水域に基づき必要に応じて補強，更新を行うとともに，地震・津波発生時の緊急対策として地震計や緊急遮断弁の整備を行い，また地震・津波発生後の効率的な復旧対策のために，ガス管のブロック形成を行う。

オ 通信

(7) 電気通信設備等の高信頼化

a 津波等のおそれのある地域について耐水構造化を行う。

b 地震又は火災に備えて，耐震・耐火構造化を行う。

(4) 電気通信システムの高信頼化

a 主要な伝送路の多ルート構成，若しくはループ構成とする。

b 主要な中継交換機を分散設置する。

c 大都市において，とう道網（共同溝）を構築する。

d 通信ケーブルの地中化を促進する。

- e 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- f 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。
- g 移動体通信設備の高信頼化

(2) ライフライン共同収容施設等の整備

災害時における水道、ガス、電気、電話等のライフラインの安全性、信頼性を確保するため、当面都市部において幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝の計画的な整備を推進する。

5 防災性の高い都市構造の形成

(1) 建築物の不燃化

ア 防火地域、準防火地域の指定

建築物が密集し、火災危険率の高い区域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物等建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の機会をとらえて、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物等についても防火避難施設の改善指導を行う。

(2) 防災空間の確保

ア 安全を重視した総合的な土地利用の促進

都市の災害危険度の把握を踏まえ、福山市都市マスタープランに基づき、道路、公園、河川等による延焼遮断空間の確保、避難路、緊急通行路の確保等防災都市づくりを推進する。

イ 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業の整備を推進する。

ウ 防災公園の整備

市は県と連携して、地域防災計画に位置付けられた緊急避難場所となる都市公園については、防災上の視点から必要な整備を推進するとともに、広域避難場所に指定された都市公園については、機能分担を踏まえて、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

エ 道路空間の防災機能の向上

道路空間が有する延焼を遮断する機能の向上を図るため、街路樹の植栽を促進する。

オ 防災活動の拠点の整備

臨時ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、河川敷、下水処理場敷地、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

(3) 市街地再開発事業等の推進

建築物の不燃化、耐震化等により防災性の向上を図るとともに、木造密集市街地に対する市街地再開発事業や、防災空間を適切に配置できる土地区画整理事業の活用を検討し、都市の防災化を推進する。

6 広島県地震防災戦略の策定

県は、被害想定をもとに人的被害、経済被害の軽減について達成時期を含めた具体的な被害軽減量を示す数値目標である減災目標、減災目標の達成に必要な各事項の達成すべき数値目標等を定める具体目標等から構成される広島県地震防災戦略を策定し、その実施を図るものとし、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震対策の推進に努めるものとする。

7 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、同計画に基づく事業を推進する。

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備は、概ね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業の執行に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

(1) 計画作成主体

県

(2) 対象事業

次に掲げる施設等で、当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。（市町村事業を含む。）

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園、小学校、中学校または義務教育学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

コ 公立の特別支援学校のうち、地震・津波防災上改築又は補強を要するもの

サ キからコまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震・津波防災上補強を要するもの

シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条

第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震・津波防災上必要なもの

セ 地震・津波災害時に災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ソ 地震災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ 地震・津波災害時、飲料水、電源等を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

チ 地震・津波災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備など地震災害時の応急的な措置に必要な設備又は資機材

テ 老朽住宅密集市街地に係る地震・津波防災対策

(3) 計画推進のための必要な措置

ア 県は、地震・津波災害による被害の危険性等を踏まえたうえで、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにし、緊急事業としての目的を十分踏まえた計画とするよう努めるものとする。

イ 県は、対象施設等の整備の進捗状況を調査するとともに、事業の効果も含めた進捗状況の把握に努めるものとする。

第3節 地域防災活動の促進に関する計画

1 地域・組織の強化

市の防災活動を促進するため、市及び防災関係機関は、市民の消防団への入団促進に努める。また、市民が自発的に結成する自主防災組織や市内の事業所、諸団体等の自衛消防組織等に対して的確な活動ができるよう指導、育成する。

なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性にに基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が連携して日常的に減災のための行動と投資を行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

(1) 消防団への入団促進

ア 目的

消防団員数を確保するための取組として、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層からの消防団への入団促進に努めるものとする。

イ 実施内容

市は、県の指導・支援を受け、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組を積極的に推進する。

- (ア) 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- (イ) 女性消防団員の入団促進
- (ウ) 大学生等の若年層の入団促進
- (エ) 消防団員の活動環境の整備
- (オ) 消防団と事業所の協力体制の推進

(2) 自主防災組織の強化

自治会（町内会）、自主防災組織等の活動促進や連携強化等を図る。

ア 事業計画

(ア) 組織活動の促進

市等は、市民に対し自主防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、市民が自主防災活動を行うために必要な資料を提供する。

また、防災関係機関の協力を得て、活動についての助言あるいは指導を行うことにより自主防災組織の持続的な運営、強化を支援する。

(イ) 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材の整備を促進するため助成を行う。

(ウ) 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動をより実効あるものにするために、隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など、組織間の連携を促進する。

イ 自主防災組織の任務

地域の実情に合わせ、おおむね次の任務が遂行できる分担編成とする。

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 情報収集・伝達
- (ウ) 初期消火
- (エ) 負傷者の救護
- (オ) 住民の避難誘導
- (カ) 非常時の給食・給水活動等

ウ 自主防災組織の活動内容

(ア) 平常時の活動及びとるべき措置

- a 組織の編成と各班の役割を明確にする。
- b 防災知識の普及活動を行う。
 - (a) 各戸に対して出火防止、倒壊予防措置を呼び掛ける。
 - (b) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ危険箇所を把握し、地域住民に周知する。
 - (c) 地域内の消防水利を把握する。
 - (d) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - (e) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- c 防災訓練を行う。

災害時に備えて、情報連絡、消火、給食、給水等の訓練を行う。
- d 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - (a) 各戸に対して火気使用器具及び場所の点検を指導する。
 - (b) 各戸に対して易燃性、可燃性物品の点検を指導する。
 - (c) プロパンガスボンベの点検を指導する。
- e 防災資機材を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用、給食・給水用資機材等を整備しておく。
- f 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - (a) 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を正確、迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。
 - (b) 地域ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
- g 住民の避難誘導體制を確立する。

地域内の高齢者、障がい者等自力で避難の困難な者への援助者を事前に決めておく。
- (イ) 災害時の活動
 - a 自主防災組織の編成及び役割分担等の活動体制を確立する。
 - b 市、消防局等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確、迅速に地域住民に周知する。

- c 市，消防局等防災関係機関との連絡を密にし，地域の警戒，被害状況の把握等情報収集，伝達，出火防止及び初期消火，負傷者の救護，避難誘導，避難行動要支援者の避難支援，非常時の給食・給水等の必要な活動を行う。

(3) 事業所等防災組織の強化

地震・津波災害時における事業所の自主防災体制を確立するため，防火管理者配置対象物の事業所はもとより，小規模の事業所についても事前の予防対策及び応急対策等具体的な防災計画を樹立し，計画に基づく各種訓練を通じて防災行動力の向上を促進し，地震・津波災害時には事業所独自で活動できるような防災体制の指導を行う。

ア 事業計画

(7) 事業所地震・津波対策の計画促進

デパート，スーパーマーケット，ホテル，病院，工場等で多数の人が出入り又は勤務する防火対象物については，消防計画に地震・津波対策を含め作成するよう指導に努める。

特に危険物施設等に対しては，当該事業所の予防規程及び自主防災体制の強化とともに，専門知識を必要とする防災活動技術や防災訓練の実施等についての指導助言と事業所相互間の応援体制確立に努める。

(イ) 自衛防災組織設置の促進

デパート，スーパーマーケット，ホテル，病院，工場等で多数の人が出入り又は勤務する事業所，施設について，消防資機材を装備した自衛消防組織の設置及び訓練の指導を行い，活動能力の向上を図る。

(ウ) 地域における相互協力の促進

地域全体の防災行動力の向上を図るため，地域内の自主防災組織又は町内会等の住民組織との協力体制を促進する。

イ 事業所等の活動内容等

(7) 平常時の活動及びとるべき措置

a 自主防災体制の確立

- (a) 防災責任者の選任及び自衛防災組織の結成
- (b) 組織の役割分担の明確化

b 教育及び広報活動

- (a) 従業員の防災知識の高揚
- (b) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修

c 防災訓練

災害時に備えた情報連絡訓練，地域と連携した訓練，消火訓練，救出・救護訓練，顧客の避難誘導訓練

d 危険防止対策

- (a) 施設，設備の定期点検
- (b) 商品，設備器具，窓ガラス等の破損，転倒，落下防止

e 出火防止対策

- (a) 火気使用器具，設備及び火気使用場所の定期点検

- (b) 消防水利，機材の整備点検
- (c) ガス，電気の点検
- (d) 可燃性物品の管理点検
- (e) 混触発火の防止

f 防災資機材等の整備

情報連絡用，初期消火用，水防用，救出・救護用，給食・給水用資機材等の整備をする。

g 情報の収集，伝達体制の確立

- (a) 市，消防局等から伝達された情報を正確，迅速に顧客，従業員に対して伝達する体制を確立する。
- (b) 事業所の実情に応じた収集，伝達すべき情報を選定する。

(イ) 災害時の活動

- a 自衛防災組織の編成及び役割分担等の活動体制を確立する。
- b 市，消防局等防災関係機関及びテレビ，ラジオ等により入手した情報を正確，迅速に顧客，従業員に対して伝達する。
- c 市，消防局等防災関係機関との連絡を密にし，被害状況の把握等情報収集，伝達，出火防止及び初期消火，負傷者の救護，避難誘導，非常時の給食・給水等の必要な活動を行う。

2 学区・地区防災（避難）計画の策定等

基本・風水害対策編 第2章 第4節 4 学区・地区防災（避難）計画の策定 参照

3 災害に強い市民の意識づくり

地震・津波等による被害を最小限にとどめるため，市をはじめとする防災関係機関は，迅速かつ適切な応急活動に当たることを要請されている。そして，市民もまた自らの安全を守るための予防措置を講じたのち，防災関係機関に協力して地域ぐるみの防災活動を行うことが要請される。

市・県及び防災関係機関は，それぞれの分野において，市民及び関係職員に対し防災知識を普及・広報するとともに相互に緊密な連携を保ち，防災意識の向上と地域自主防災活動への積極的な参加を進める。

(1) 市及び防災関係機関の役割

- ア 災害対策を市民に身近で実践的なものにするための方法を研究し，実施に努める。
- イ 市職員をはじめ防災関係機関の職員は，防災知識の向上，役割分担，責任の明確化等について習熟を図る。
市及び防災関係機関は，職員の自己啓発のための援助と助言を積極的に行う。
- ウ 市民に対して消防，防災に関する印刷物及びポスター等を作成・配布するとともに，出火防止，初期消火，応急救護の訓練等の活動支援により，防災知識の普及を図る。
- エ 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及に努める。

オ 女性防火クラブを育成・強化し，地域社会での防災意識の浸透と，地域社会の連携を図る。

カ 少年消防クラブ，幼年消防クラブの育成，強化を通じ，所（園）児・児童・生徒に対して防災知識の普及に努める。

(2) 市民の役割（市民の活動・とるべき措置）

ア 平常時，家庭で何をしたらよいか

- (ア) 家や塀の耐震化をする。
- (イ) 家具類の転倒，落下防止措置をとる。
- (ウ) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。
- (エ) 消火器，消火用水の準備をする。
- (オ) 非常用飲料水，食料の準備をする。
- (カ) 救急医薬品等の準備をする。
- (キ) 生活必需品の準備をする。
- (ク) 防災用品の準備をする。
- (ケ) 防災講習会，訓練に積極的に参加する。
- (コ) 家庭内で対応措置の話合いをする。
- (ク) 自主防災組織に積極的に参加する。

イ 災害時（地震が起きたらまず何を）

- (ア) 我が身の安全を図る。
- (イ) 火の始末，消火をする。
- (ウ) 我が家，家の回りの被害点検をする。
- (エ) 救助活動，自主防災組織への参加
- (オ) 情報の確認，伝達
- (カ) 危険が発生したら緊急避難場所へ避難する。

(3) ボランティア活動の環境整備

平常時からボランティアの組織化を行い，ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

ア 実施責任者

市，日本赤十字社広島県支部及び福山市社会福祉協議会

イ 実施内容

- (ア) 県及び市町は，平常時から地域団体，NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに，NPO・ボランティア等と協力して，発火時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- (イ) 県及び市は，ボランティアの自主性を尊重しつつ，日本赤十字社，社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに，中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り，災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図るものとする。
- (ウ) 県及び市町は，防災ボランティアの活動環境として，行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し，平常時の登録，ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制

度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

- (エ) 県及び市町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (オ) 日本赤十字社広島県支部及び福山市社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- (カ) 広島県社会福祉協議会及び福山市社会福祉協議会は、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成に努め、県及び市は、それを支援する。

(4) 企業防災の促進

基本・風水害対策編 第2章 第4節 6 企業防災の促進 参照

第4節 教育・訓練に関する計画

1 防災教育

(1) 目的

地震・津波災害については、「正しく恐れて備えることが大切である」ことの認識及び防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及・啓発を図り、防災業務に従事する者はもちろん、一般市民に周知徹底することにより、災害の未然防止と災害時における迅速かつ的確な応急措置の実施によって、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(2) 実施内容

ア 防災意識の普及・徹底

市及び防災関係機関は、市民が、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた災害に対する備えを心がけるとともに、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守る行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみの安全確保に努めることが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配付、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行うとともに、意識の高揚を図る。

また、交流館等の活用や定期的な防災訓練をするなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ア) 普及・啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- b 地震・津波に対する地域住民への周知
- c 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

〈地震・津波のときの心得〉

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。

- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット等により気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- (d) 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- (e) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (f) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (g) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (h) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報がデマとなり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (i) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・緊急避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

〈津波に対する心得－陸地にいる人の場合〉

- (a) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで安全な場所に避難すること。
 なお、避難に当たっては徒歩によることを原則とする。
 また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民等の避難を促すことにつながることに留意する。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や安全な場所に避難すること。
- (c) 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、広報車等を通じて入手すること。
- (d) 津波注意報でも、危険があるので、海水浴や海釣りは行わないこと。
- (e) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

〈津波に対する心得－船舶の場合〉

- (a) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）退避すること。
- (b) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外に退避すること。
- (c) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど、最善の措置をとること。

- (d) 正しい情報をラジオ，テレビ，無線等を通じて入手すること。
- (e) 津波は繰り返し襲ってくるので，津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

注 1) 港外：水深の深い，広い地域。

注 2) 港外退避：小型船の引き上げ等は，時間的余裕がある場合のみ行う。

- d 地震・津波に対する一般知識
 - e 非常用食料，飲料水，身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
 - f 建築物等の耐震診断と補強，家具の固定，ガラスの飛散防止
 - g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難，避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊，去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
 - h 被害情報の正確な入手方法
 - i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
 - j 出火の防止及び初期消火の心得
 - k ビル街，百貨店，地下街等外出時における地震・津波発生時の対処方法
 - l 自動車運転時の心得
 - m 救助・救援に関する事項
 - n 津波浸水想定図
 - o 津波緊急避難場所，避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - p 緊急避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
 - q 水道，電力，ガス，電話などの地震・津波災害時の心得
 - r 高齢者，障がい者，外国人，乳幼児，妊産婦などへの配慮
 - s 避難行動要支援者に対する避難支援
 - t 各防災関係機関が行う地震・津波災害対策
 - u その他必要な事項
- (イ) 実施方法
- a ホームページ，パンフレット，リーフレット，ポスター等による普及啓発
 - b テレビ，ラジオ，有線施設等放送施設による普及啓発
 - c 新聞，広報紙，インターネット，その他の広報媒体による普及啓発
 - d 映画，スライド等による普及啓発
 - e 防災に関する講習会，展示会等の開催による普及啓発
 - f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
 - g その他時宜に即した方法による普及啓発

ウ 災害教訓の伝承

国等は，過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため，大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し，適切に保存するとともに，広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また，災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

エ 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。

- (7) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (E) 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (オ) 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

2 防災訓練

(1) 目的

地震・津波災害に対する必要な防災訓練を実施し、非常災害時において、地震・津波災害対策に関する事務又は業務が、迅速、的確かつ実効性を有するものとなり、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

(2) 実施内容

ア 防災訓練の実施

(7) 県は、国、市、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の都道府県との広域応援等とする。

想定する訓練地震は、広島県地震被害想定 of 想定地震とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実働訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(4) 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、防災訓練を行う。

(5) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(E) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

イ 職員の動員訓練

県、市及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

ウ 通信運用訓練

県、市及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

エ 津波避難訓練

(7) 県、市及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

- (イ) 避難訓練の実施主体は、住民、企業、消防局、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、要配慮者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。
- (ウ) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水予測地域、緊急避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む緊急避難場所への避難、水門等の点検等を実施するものとする。

オ 防災訓練に関する協力等

- (ア) 県及び市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (イ) 各防災関係機関は、県や市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

(3) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を作成して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

イ 大規模災害発生時における市災害対策本部・支部及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

第5節 調査・研究に関する計画

この計画は、地震・津波災害の被害を最小限にとどめるために、地震・津波災害について必要な科学的・技術的な調査・研究を行うもので、実施方法については、それぞれの災害予防責任者において、所掌事務若しくは業務を通じ、又はその所管する施設、設備について自主的に計画し、調査研究を行うものとし、必要に応じて市防災会議が関係機関の調整にあたる。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画

1 方針

防災関係機関は、地震・津波が発生した場合に、迅速、的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行っていくものとする。

2 津波到達前の応急対策への備え

(1) 配備動員体制の整備関係

ア 市の配備動員体制

市は、あらかじめ配備動員体制について参集基準を明確にし、初動体制を確立しておくものとする。（本編第3章第2節「配備動員計画」に記。）

イ 防災関係機関等の配備動員体制

防災関係機関等は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

ウ 業務継続性の確保

市は、地震・津波災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

特に県、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

(2) 津波警報等の伝達関係

ア 市は、住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、災害情報共有システム（Ｌ－アラート）、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多様化を図るものとする。

イ 市は、津波警報等や避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることがないように、津波警報等や避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(3) 避難対策のための整備関係

ア 緊急避難場所、避難路の選定・周知

市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ広島県地震被害想定等を基に緊急避難場所、避難所、避難路等の選定又は見直しを行い、平素から市民への周知徹底を図るとともに、市民を含めた訓練に努めることとする。

なお、緊急避難場所・避難路の選定に当たっては、津波災害などの地域の状況を十分考慮したものとなるよう、住民自らが避難路の選定を検討するための住民参加のワークショップ等を開催する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

あらかじめ緊急避難場所を選定した市長は、緊急避難場所、避難路沿い等に案内表示板、案内標識、海拔表示板を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ ハザードマップの作成・周知

市は、地振動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震災害の程度に関する事項、緊急避難場所等に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、住民に周知する。

市は、ハザードマップの作成に当たっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に作成するものとする。

なお、ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

(7) 市地域防災計画において定められた地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(イ) 緊急避難場所に関する事項

(ウ) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

(エ) 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

ウ 避難計画の作成

(7) 病院、学校、劇場、百貨店、地下街等、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、要配慮者の避難に特に配慮するものとする。

(イ) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児、児童、生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

a 学校等においては、園児、児童、生徒等を避難させる場合に備えて、平素から、教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

b 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(ウ) 市は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

エ 避難の誘導

(ア) 避難行動要支援者の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮の上、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

(イ) 興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、「広島県津波浸水想定図」における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を考慮のうえ、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(4) 水防業務従事者等の安全確保対策

県及び市は、水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 津波被災後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達

ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

イ 防災行政無線等による情報伝達

市は、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

ウ 災害広報実施体制の整備

市は、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努める。

また、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

(2) 水防業務従事者等の安全確保対策

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本の各事業所に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行うものとする。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制の構築に努める。

(7) 非常・緊急通話（非常・緊急電報）の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、NTT西日本に非常通話・非常電報の申込みを行うものとする。

区分	申込みダイヤル番号	応答先
非常・緊急電話	「102」	情報案内センター
非常・緊急電報	「115」	電報センター

(4) 優先利用の承認及び取扱い

前記(7)の非常・緊急通話（非常・緊急電報）扱いを利用する発信電話は、『災害時優先電話』として、あらかじめNTT西日本に申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込み先	電話番号
116センター	116

※ 災害時優先電話等に変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

(5) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、緊急避難場所等に設置する無料電話をいう。

要請先	応答先
082-511-1377	NTT西日本中国支店 設備部災害対策室

(I) 臨時電話の申込み（有償）

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区分	申込みダイヤル番号	申込先
臨時電話等	「116」	116センター

※ 一般の電話申込みも、この番号とする。

(オ) 臨時携帯電話の申込み（有償）

災害対策の実施において通信手段に支障をきたしている場合は、状況に応じて携帯電話通信事業者が実施している災害対策用の携帯電話等の貸し出しの支援を要請する。

臨時携帯電話の申込み先（有償）

臨時携帯電話の申込み先	電話番号
ドコモビジネスネット(株) モバイルレンタルセンター	0120-680-100

イ 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線等のシステムの構築を進めるとともに、保有する機器の整備・充実に努める。

また、平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう、連絡体制の確立に努める。

ウ 市及び県等は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。

エ 県と市は、地震・津波災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星携帯電話等の導入を図り、災害対策本部間等の連絡を確保する。

オ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。

カ 通信施設については、防災関係機関は非常用電源（自家発電用施設、電池等）、可搬型無線機等の応急用資機材の確保充実に努めるとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

キ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速、的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

ク 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

ケ 県及び市町は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸出しを要請する。

4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

(1) 自衛隊災害派遣関係

ア 市及び防災関係機関は、平素から市及び防災関係機関における自衛隊災害派遣部隊等の受入れに係る担当連絡部署の指定及び配置を行うものとする。

イ 市及び防災関係機関は、平素から自衛隊災害派遣部隊の宿営地の検討を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、平素から臨時ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、緊急避難場所との競合を避けることとする。

(2) 相互応援協力関係

ア 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置など

円滑な災害応急対策に努める。被災地へ応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

イ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

5 救助・救急、医療、消火活動の備え

(1) 医療、救護活動関係

市は、地震・津波災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

市及び県は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

また、県は、医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じる場合又は医療機関及び市等から要請がある場合に備え、関係業者から速やかに調達できるよう調達手段を確立しておくものとする。

さらに、今後の災害発生に備えるため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図り、資質の維持向上を図るための継続的な研修等を実施するとともに、被災都道府県から要請があった場合には、被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームによる応援派遣の検討を図るものとする。

(2) 消防活動体制の整備関係

ア 市及び消防局（以下「市等」という。）は地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知しておくものとする。

(7) 出火防止及び初期消火

市民及び事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(4) 火災の拡大防止

地震・津波により火災が発生したときは、住民、自主防災組織、事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 市等は、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(7) 地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(4) 地震・津波発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(5) 地震・津波発生直後の火災を早期に見るとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(E) 地震・津波発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い消防水利の多元化を図る。

(オ) 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(カ) 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

(キ) 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助体制の維持・推進に努めるものとする。

6 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

県は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及び市が選定する救援物資輸送拠点の設置場所等の情報について、「災害時の輸送の確保に関する協定」を締結する団体等及び「物資調達に関する協定」を締結する事業者と共有する。

また、災害に対する安全性を考慮しつつ、国等関係機関と協議の上、県及び市が開設する救援物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、市に対する周知徹底に努めるものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

特に、県は、隣接県との広域的な災害支援を迅速かつ確実に実施するため、第1次緊急輸送道路のうち、県内と隣接県とを連絡するものを「広域的な災害支援に資する路線」として位置付け、優先的に取り組むものとする。

7 避難受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

ア 緊急避難場所・避難所の開設・運営

市は、緊急避難場所・避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ 緊急避難場所・避難所の整備

緊急避難場所・避難所となる施設について、必要に応じ次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

(ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

(イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等

(ウ) 要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備

(エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

(オ) 食料、飲料水、マスク、消毒液、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布など避難生活に必要な物資等（指定した緊急避難場所又はその近傍で確保できるよう努める）

(カ) 必要に応じて、緊急避難場所における家庭動物の受入れや飼養について、担当部局や運営担当（施設管理者等）との検討や調整を行う。

(キ) 必要に応じて、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(ク) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

ウ 市は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

エ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

オ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、緊急避難場所・避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合に、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

地震・津波等により、道路等が被害を受けて、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ 防災行政無線や衛星携帯電話など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

県及び市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市等は、被災者の生命の維持や尊厳を守るために必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、全ての人のニーズに配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

- ア 市は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

イ 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

ア 水道施設の耐震性向上

(ア) 浄水場、基幹管路等の耐震化

(イ) 老朽管路の更新等

イ 緊急時の給水確保

応急給水拠点の整備

ウ 迅速な緊急対応体制の確立

(ア) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定

(イ) 訓練の実施

(ウ) 広域的な相互応援体制等

特に、災害拠点病院や透析医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(3) 生活必需品等供給関係

市は、被災者に対し毛布その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

9 燃料確保の備え

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

10 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

11 建設業等の担い手の確保・育成

県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組

むものとする。

12 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家の状況の確認に努める。

13 男女共同参画センター等との連携

多様性の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターが連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、全ての人に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われるよう努めるものとする。

14 文教関係

ア 避難計画の作成

学校の管理者（市立学校にあっては市教育委員会、県立学校及び私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）にあっては学校長、大学にあっては学長）は、あらかじめ市長等と協議のうえ、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、緊急避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における緊急避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

イ 応急教育計画の作成

応急教育の実施責任者（市立学校（幼稚園を除く。）にあっては市教育委員会、県立学校及び私立小・中・高等学校（準ずる学校を含む。）にあっては学校長）は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

ウ 園児、児童、生徒、学生に対する防災教育

(7) 公立学校の管理者は、地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、地震・津波の基礎的な知識及び地震・津波発生時の対策（各学校の防災計画）等の指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び緊急避難場所について指導する。

(4) 高等学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能の習得を図る。

エ 地域の避難所となる場合の対策

(7) 被災者の避難所として使用される学校、交流館等の管理者は、受入場所、受入人員等の利用計画を作成する。

(4) 学校、交流館又は社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

オ 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育、応急教育、学校が緊急避難場所となる場合の

対策等について教職員の研修を行う。また、市は、私立学校及び大学に対し、これに準じた教育及び研修を行うよう指導又は要請する。

カ 社会教育等を通じての啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震・津波防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震・津波災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

15 リ災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、応援体制の強化を図るものとする。

第6節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

1 方針

防災関係機関は、津波が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

2 津波災害警戒区域の指定

津波災害警戒区域の指定を受けた市は、市地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

ア 津波に関する予報等の伝達方法

イ 緊急避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 避難訓練に関する事項

エ その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

オ 津波災害警戒区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

（ア）施設の名称及び所在地

（イ）当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

3 ハザードマップの作成

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

(1) 市地域防災計画において定められた津波に関する予報等の伝達方法

(2) 避難施設その他の緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

4 避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下「避難促進施設」）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

5 住民等への周知等

県及び市は、住民等が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知するものとする。また、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した津波ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

第7節 広域避難の受入れに関する計画

1 方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを実施する。

2 被災住民の受入れ

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて、市と協議するものとする。

この場合、市は、市自らが被災するなど、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに県に報告する。

3 被災住民の受入れが不要となった場合

(1) 県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

(2) 市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

4 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は県に対して支援要請を行う。

県は、市から要請を受けた時は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。

第8節 危険物等災害予防計画

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震・津波時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害をできるだけ最小限に抑えるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策に努める。

1 危険物施設の災害防止

ア 危険物施設の保安監督・指導

消防機関は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき危険物施設に立入検査等を実施し、当該施設等の管理者等に対し、予防規程の遵守、危険物の貯蔵・取扱基準の遵守及び危険物取扱者等に対する保安教育等を計画的に実施するとともに、災害時における被害が最小限となるように、必要な指導・勧告を行う。

イ 危険物施設管理者等の措置

施設関係者等は、それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び方法等について自主的に定め、自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立させ施設ごとの化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図るものとする。

ウ 輸送対策

消防機関は、警察の協力を得て、輸送中のタンクローリー等の立入検査を実施し指導・取締りの強化に努める。

2 高圧ガス施設等の災害防止

高圧ガス施設等の実態を把握するとともに、立入検査等を実施し、火災予防上支障となる事項の是正指導や、必要に応じて県及び中国経済産業局へ措置要請する。

3 石油コンビナート等特別防災区域における危険物等の災害防止

石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に関しては、福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画による。

第9節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

1 基本方針

地震・津波の発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うため、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

2 備蓄の対象

- (1) 生活必需品，飲料水，食料等
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
- (4) 被災建築物応急危険度判定資機材
- (5) 被災宅地危険度判定資機材

3 備蓄に関する基本事項

(1) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、広島県地震被害想定調査報告書や近年発生した地震・津波の教訓を参考に品目を選定する。備蓄場所の確保に当たっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図による地震動の大きさや津波浸水域を考慮する。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等市民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する。

(2) 備蓄の実施者及び役割

ア 家庭による備蓄

地震・津波時において、被災直後からすぐに全ての生活関連物資を供給することは困難になることが予想される。

そこで、被災直後に当面必要となる生活関連物資の確保は、各家庭において3日分程度、可能な限り1週間程度を備蓄し、自らの安全は自らで守るよう努める。

イ 企業による備蓄

家庭による備蓄の確保と並行し、市内の各企業においても各々の企業において必要となる物資を平常時より確保し、備蓄に努める。

ウ 市による備蓄

市は、各家庭及び企業に対して、備蓄を促進するための啓発を積極的に行うものとする。

市においても、家庭による備蓄及び企業による備蓄を前提に、災害発生直後、当面、緊急に必要な生活必需品等の備蓄に努める。

エ 備蓄の方法及び場所

備蓄品の保管については、物資の性質に応じ、また地域性を考慮し、集中備蓄、分散備蓄を行うこととし、公共施設等に適宜配置するよう努めるものとする。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

4 生活必需品、飲料水、食料等の備蓄及び調達体制の確立

(1) 生活必需品等の備蓄

地震・津波発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難になることが予想されるため、各家庭、企業、市は備蓄に努めるものとする。

市は、毛布、哺乳瓶、紙オムツ、生理用品、簡易トイレなど避難所で災害当初必要とされる品物を備蓄し、各家庭、企業は個々の事情に応じた品目を備蓄するものとする。

(2) 飲料水の備蓄

地震・津波発生時においては、水道が一時的に使用できなくなるおそれがあるため、各家庭、企業、市は平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

(3) 食料の備蓄

地震・津波発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が一時的に困難となることが予想されるため、各家庭、企業、市は地震発生直後は、調理不要又は簡単な調理で食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとし、保存年限に応じ適宜更新するものとする。

(4) 調達体制の確立

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うために、上記による備蓄に加えて、平常時より販売業者と十分協議し、その協力が得られるよう体制づくりに努めるものとする。さらに、市内のデパート、スーパー等と物資の調達に関する協定等の締結に努めるものとする。

5 医薬品等医療資機材の備蓄及び調達体制の確立

(1) 地震・津波発生時において、応急対策活動を円滑に実施するために、市及びその他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

また、医師会及び関係業者と十分協議し、その協力が得られるような体制づくりや、必要に応じて物資の調達に関する協定等の締結に努めるものとする。

(2) 市及びその他の医療機関は、地震・津波による負傷の形態を考慮し、緊急性の高い医薬品、医療資機材から備蓄に努めるものとする。

(3) 具体的には、倒壊家屋等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬等の外科的治療に用いる医薬品等とする。

(4) 医薬品等医療資機材の備蓄については、適正な管理を行い、保存年限に応じ適宜更新するものとする。

6 防災資機材の備蓄及び調達体制の確立

市及びその他の防災関係機関は、防災資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し協力が得られるよう体制づくりに努め、必要に応じて物資の調達に関する協定等の締結に努めるものとする。

具体的には、次のとおりとする。

- ア 救助・救護用資機材（備蓄又は調達のための連絡体制の確立）
- イ 消火用資機材（備蓄又は調達のための連絡体制の確立）
- ウ 水防関係資機材（備蓄又は調達のための連絡体制の確立）
- エ 流出油処理用資機材（備蓄又は調達のための連絡体制の確立）
- オ 陸上建設機械（調達のための連絡体制の確立）
- カ 被災建築物応急危険度判定資機材（備蓄又は調達のための連絡体制の確立）
- キ 被災宅地危険度判定資機材（備蓄又は調達のための連絡体制の確立）

第 10 節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本・風水害対策編 第 2 章 第 10 節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画 参照

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、地震・津波災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 地震・津波災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 地震・津波災害被災後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫、遺体の処理に関する活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項

第2節 津波到達前の応急対策

第1項 配備動員計画

災害時において、市は、市民の生命・財産を守るために適切な救護、救援対策を実施する必要がある。災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、迅速に配備体制がとれるよう職員の動員配備等について、必要な事項を定めたものである。

1 市の配備動員体制

(1) 配備体制

ア 体制の概要

市の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、市内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

各部及び各職員は、災害発生を知ったときは、直ちにこの計画による配備に即応できる体制を整えるものとする。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	市内に震度4の地震が発生したとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。 主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	市内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき又は震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。 主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	a 市内に震度6弱以上又は震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき b 「広島県」に津波注意報、津波警報、特別警報（大津波警報）が発表されたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。 全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施

(※) 気象庁による発生した現象及び評価結果の発表を踏まえ、状況に応じて必要な体制をとる。

(注意体制、警戒体制、非常体制)

(2) 夜間・休日等の体制

夜間・休日等の災害発生時については、次のとおり行う。

本庁舎警備員は、災害情報を収受したときは、直ちに関係部課長に連絡する。

また、「地震・津波災害対応マニュアル」によりあらかじめ定められた職員は、市域に震度5弱以上の地震又はそれに準ずる被害の生じたことを知ったときは、直ちに勤務場所に参集し、各部長の指示に基づく注意（警戒）体制をとり、情報収集、状況把握等災害対策本部開設までの初期応急活動を行う。なお、交通機関の途絶等により勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所へ参集し、支所長に対し到着の報告後、応急活動に従事する。

○主な任務

- ・ IP無線機の利用及びその他の方法による情報収集
- ・ 県及び防災関係機関との連絡
- ・ 災害対策本部開設の準備
- ・ 避難所及び救護活動拠点の開設、その他救護活動の準備
- ・ 住民への対応

2 災害対策本部

(1) 設置基準

市長は次のいずれかの場合で、必要と認めるときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- ア 市内に震度6弱以上又は震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき。
- イ 「広島県」に津波注意報、津波警報、特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

(2) 本部の設置

市長は、災害対策活動を実施するために必要と認めるときは、市役所本庁舎（6階60会議室）に本部を設置する。ただし、庁舎内に設置することができない場合は、消防局あるいは市長が指定する場所に置く。

また、必要に応じ災害対策本部に、現地において当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

(3) 本部の廃止

本部長（市長）は、災害が発生する危険が解消したと認めるとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(4) 本部の組織・運営

ア 本部の組織

(ア) 災害対策本部の組織その他については、福山市災害対策本部条例（昭和41年福山市条例第11号）第4条の規定により本部長が定めるものであるが、その大要は次のとおりとする。

- a 災害対策本部長は災害対策基本法第23条第2項の規定により、市長をもって充てる。
- b 副本部長には、副市長をもって充てる。
- c 本部員には、局長、防災担当部長、総務部参与、建設管理部長、管理部長及び上下水道局経営管理部長をもって充てる。
- d 災害対策本部の組織、所掌事務及び職員の配備は別に定める。
- e 必要に応じ、災害対策本部に、現地において当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

- f 現地災害対策本部は、その区域における出先機関の職員等をもって構成し、本部長は、副市長をもって充てる。
 - g 現地災害対策本部の組織、所掌事務及び配備動員については、本部長の承認を得て災害対策本部に準じてこれを定めておくものとする。
- (イ) 災害対策本部の機能
- 災害対策本部は、市防災会議と緊密な連絡のもとに、次の各号に掲げる責務にあたるものとする。
- a 災害応急対策に関する基本的事項の決定
 - b 災害応急対策の総合的推進及び調整
 - c この防災計画に定める災害応急対策の実施
 - d 災害情報及び被害報告の総括
 - e 災害応急対策についての県及び関係機関への要請並びに県に対する被害報告
 - f 水防本部、消防機関及びその他の防災関係組織の総括
 - g その他法令の規定によりその権限に属する事項
- (ロ) 設置及び廃止の手続き
- a 本部を設置した場合、市長は、知事に報告するものとする。
 - b 本部を設置した場合、市長は、市防災会議を構成する各機関の長に通知するものとする。
 - c 本部を廃止した場合においても、市長は、前各号と同様な手続きを行うものとする。
- (ハ) 事務の処理方法
- 災害対策本部を設置した場合の決定事項の事務処理は、次に掲げるところによる。
- a 災害対策の基本事項については、各班長（災害対策本部の組織）の決裁を得た後、災害対策本部会議を経て決定する。
 - b 他の機関等の協力を求める場合も原則として同様とする。
 - c 応急対策の実施に関する事項については、主管部長の決裁を得て実施し、防災担当部長を経て本部長に報告する。
- イ 本部の運営
- 本部の運営については、概ね次のとおり行う。
- (ア) 本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員会議を開催する。
- a 副本部長及び本部員は、直ちに本部員室に参集し、各部の配備体制とそれまでの緊急措置事項を報告する。
 - b 本部員会議の協議事項は、災害の状況に応じその都度変わるが概ね次のとおりとする。
- －本部員会議での協議事項－
- 本部の配備体制等に関すること。
 - 自衛隊、県及び他の市町村への派遣要請に関すること。
 - 災害対策経費に関すること。
 - 災害救助法の適用に関すること。
 - その他災害対策の重要事項に関すること。
- ウ 本部の運営上必要な資機材等の確保
- 総務班長は、本部が設置されたときは次の措置を講じる。
- (ア) 本部開設に必要な資機材等の準備
- a 福山市災害情報システム

- b 福山市域の図面及び住宅地図等，地図類の確保
- c 各防災関係機関の名簿等の災害対策関係者名簿の確保
- d 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- e その他必要資機材の確保

(イ) 通信手段の確保

情報伝達のための無線通信設備の被害状況を迅速に把握し，機器の準備及び応急復旧を行い，通信手段の確保に努める。

(ウ) 自家発電設備の点検

建築部設備課長に依頼して，停電に備えて自家発電設備の再点検を行い，電源の確保が図れるようにしておくこと。

※ 本部の組織・運営については，この計画に定めるもののほかは，福山市災害対策本部条例及び地震・津波災害対応マニュアルに定めるところによる。

3 職員の配備及び動員

(1) 地震災害時の配備体制の時期及び内容

災害に対処するため，市長（本部長）は，災害の状況により，市の配備動員体制で示す配備体制のうち必要な体制をとるものとする。

各課長は，所要の配備要員をあらかじめ指名し，休日や勤務時間外に非常及び警戒配備体制の指示を受けたときも，直ちに必要な指示ができるよう職員の住所及び連絡先を記載した名簿を作成しておくこと。

(2) 職員参集状況の報告

各部（班）は，職員の参集状況について，その累計は部長を通じて総務部（総務班庶務・情報部）に報告する。

庶務・情報部長は，職員の参集状況を取りまとめ，総務班長を通じて本部長に報告する。

4 権限委譲

災害時の市長権限委譲順位

大規模地震発生時の非常時に，市長が不在等の場合には，災害対策本部設置及び応援要請等の市長権限の委譲順位を次のとおり定める。

第1位 第1副市長 第2位 第2副市長

5 各関係機関の災害応急対策

大地震による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は，それぞれの機関が定めるところにより，災害対策本部を設置し，職員の配備動員を行い，被害状況の把握を行うとともに，災害応急対策を実施する。

地震災害時の配備体制の時期及び内容は，別に定める地震・津波災害対応マニュアルによる。

(別表 1)

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動，屋内の状況，屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが，地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には，揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が，揺れを感じる。眠っている人の中には，目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が，わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが，揺れを感じる。歩いている人の中には，揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が，目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが，揺れを感じる。眠っている人のほとんどが，目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ，棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が，倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて，揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が，恐怖を覚え，物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ，棚にある食器類，書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり，不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が，物につかまらなさと歩くことが難しいなど，行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で，落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり，停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し，倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下することがある。
6強	立っていることができず，はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し，倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ，動くこともできず，飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし，飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損，落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「Web171」や災害用伝言板サービスなどの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

第3節 津波被災後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 津波警報等の種類及び内容

ア 種類

- a 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- b 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- c 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

イ 大津波警報，津波警報，津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報，津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

a 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	
			数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m超	巨大
			10m	
			5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	3m	高い

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m以下である場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	1m	(標記しない)
-------	--	---	----	---------

- (注) 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 2 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合があります。
- 3 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 4 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

b 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級 1 以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 10 分後に発表）	長周期地震動に関する観測情報
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

イ 津波情報

(7) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	（すべて数値で発表）	沖合での観測値を数値で発表

(イ) 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所

的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

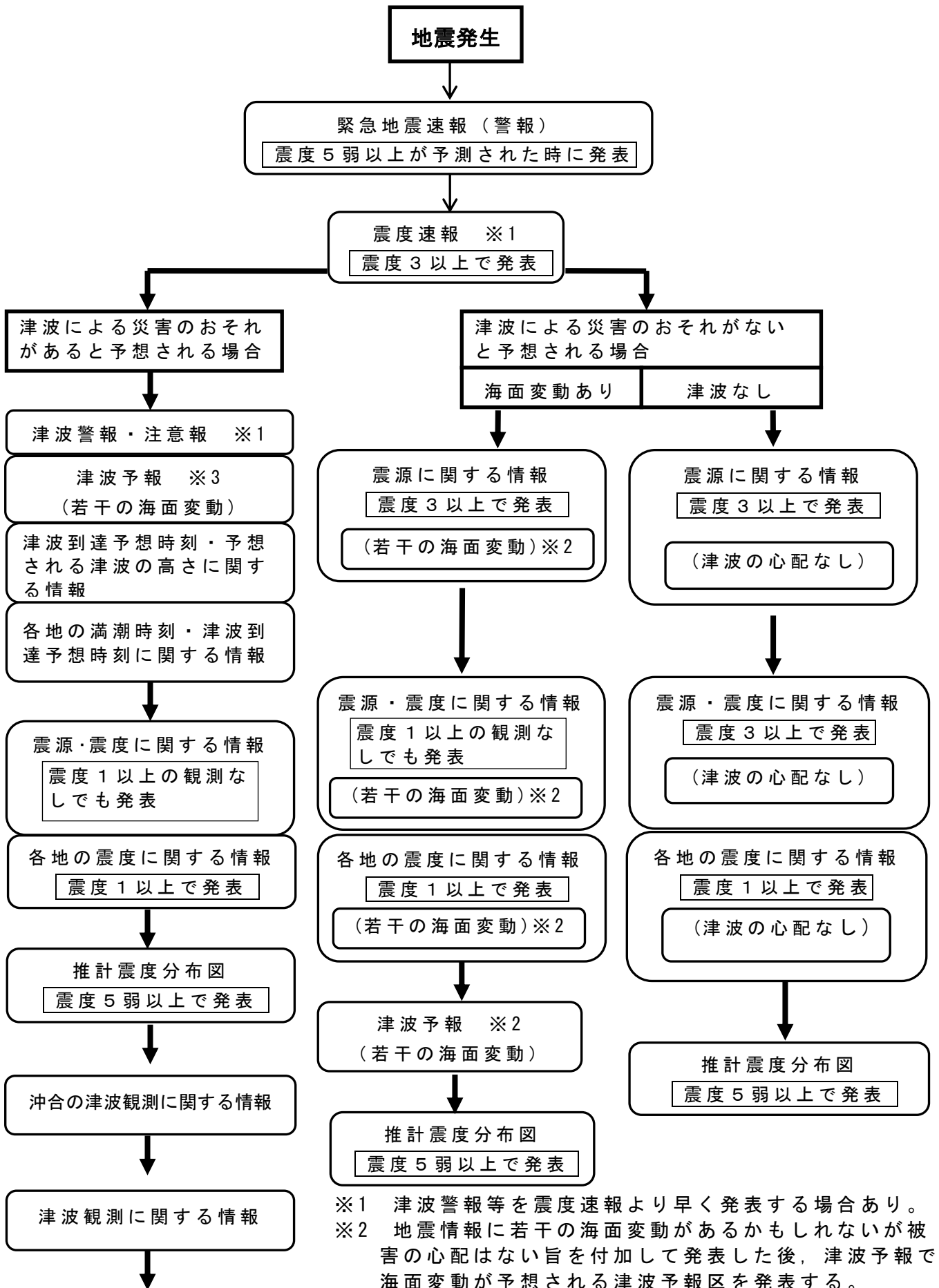
③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

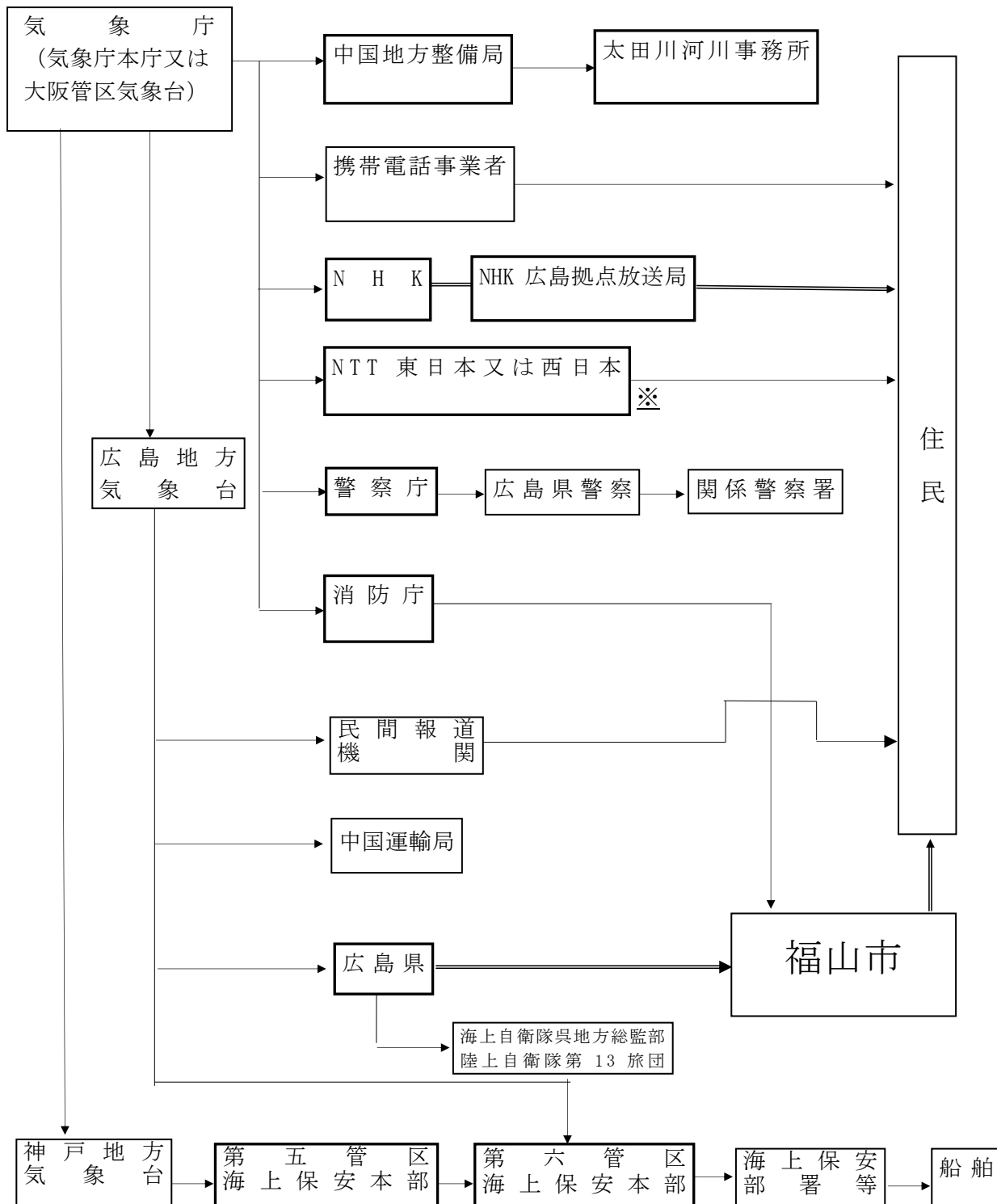
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

〔地震津波に関する情報発表の概念図〕



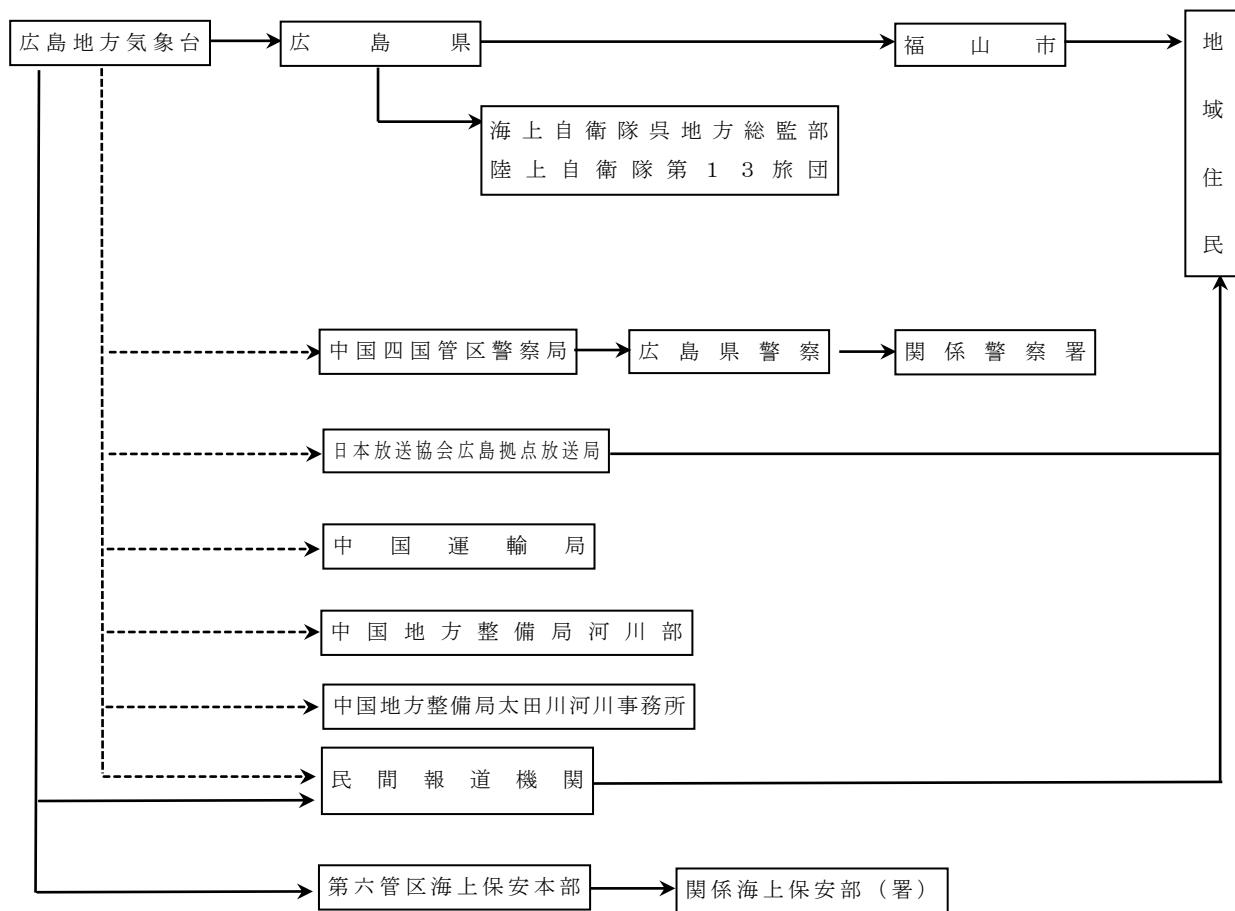
※1 津波警報等を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。
 ※3 津波警報等を発表している津波予報区以外で、海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(3) 津波警報等の伝達経路



- (注)
- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達機関
 - ・二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - ・※印は、津波注意報の通知は行わない
 - ・日本放送協会広島拠点放送局は津波警報が発令されたときに、「緊急警報信号」を発信する

(4) 地震及び津波に関する情報の伝達経路



(注)

- ・ 点線は副次的な伝達経路（インターネット回線を利用した防災情報提供システム）

ウ 津波注意報及び警報の伝達は放送による方が早い場合があるので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取する。

情報の伝達は、電話・FAX等により速やかに行う。また、地震により有線通信施設が不通になった時は、市防災行政無線設備又は使者（伝令）等により情報伝達を行う。

この他、民間アマチュア無線局（福山市アマチュア無線赤十字奉仕団と協定を締結）の協力を得て「非常通信」を行う。

※ 関係機関の電話番号は、別冊資料編参照

2 被害状況の収集・伝達

(1) 被害情報の収集

災害発生後に的確な活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握する必要がある。以下、被害状況等の災害情報を各機関の連携の下に収集・伝達する場合の方法について定める。

ア 災害発生後直ちに収集すべき情報

災害発生後直ちに収集すべき情報は、おおむね次のとおりである。

市の全地域において次のことを把握する。

- (ア) 人的被害
 - a 市民
 - b 児童・生徒、各施設への入所者及び来庁者、職員
- (イ) 物的被害
 - a 庁舎（市内の国及び県の出先機関の庁舎も含む。）、消防関係施設及び警察署等の防災関係施設
 - b 保育所、幼稚園、学校、文化・体育施設、福祉施設等公共施設
 - c 住宅、商業施設・市場、工場、危険物取扱施設等
 - d 火災発生状況
- (ウ) 機能被害
 - a 水道、電気、ガス、下水道、ごみ処理施設等の生活関連施設
 - b 道路、鉄道、橋梁、港湾、電話等の交通・通信機能
 - c 病院等の医療・保健衛生機能

この他、警察署、海上保安部署から治安状況も収集する。

イ 情報収集の実施者及び被害状況報告

地震による被害は、広域的で大規模なものと考えられることから、被害状況に関する情報の収集は、福山市災害対策本部の事務分掌に基づき、各部の職員があたる。

この他、警察署及び電気、ガス、電話等の各防災関係機関からの情報収集は、総務部危機管理防災課（災害対策本部を設置したときは総務班庶務・情報部、以下同じ。）で行う。また、各部において収集した情報は、災害発生の直後、その後の状況の変化（応急対策完了までの間）に応じて、迅速に状況を総務部危機管理防災課へ報告する。

※報告書の様式は別に定める。

ウ 情報の収集手段

- (ア) 住民からの電話、FAX、口頭による情報
- (イ) パトロール車等による巡回
- (ウ) 防災行政無線による収集

- (イ) 消防局，警察署からの電話・FAX等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話・FAX等による通報
- (カ) タクシー会社等無線施設所有者からの通報
- (キ) アマチュア無線のボランティアによる協力
- (ク) マスコミの報道
- (ケ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (コ) 広島県防災情報システムの活用

エ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話，FAX，口頭による伝達
- (イ) 防災行政無線の活用
- (ウ) アマチュア無線のボランティアによる協力
- (エ) 県総合行政通信網（防災行政無線，衛星通信）の活用

(2) 被害状況のとりまとめと広島県への報告

ア 被害状況のとりまとめ

各部及び各防災関係機関から被害状況の報告を受けた総務部危機管理防災課は，被害状況を取りまとめて被害記録とする。取りまとめに当たっては，次の点に留意する。

- (ア) 確認された情報により災害の全体像の把握
- (イ) 至急確認すべき未確認情報の一覧
- (ウ) 応急対策要員の派遣等の対応を要する情報の一覧
- (エ) 情報の空白地区の把握
- (オ) 被害軽微地区若しくは無被害地区の把握

イ 広島県への報告・通報

広島県への報告は指定された報告の様式に従って，広島県防災情報システム，電話，FAX若しくは広島県総合行政通信網により総務部危機管理防災課が行う。

(ア) 地震災害情報の報告経路

a 県が災害対策本部を設置する前（通常の場合）

(a) 災害の予防，未然防止又は拡大防止のための情報

- ① 災害対策基本法第54条第4項の規定により災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた市長は，速やかにその旨を県危機管理監に通報する。
また，緊急な対応を要する場合は，同時に関係のある県地方機関に通報する。
- ② 前項の場合において急施を要するときは，市長は，県危機管理監への通報に先立ち気象現象については広島地方気象台に，その他については，その現象が直接影響する施設を管理する責任者に通報する。
- ③ 前2号の通報を受けた県危機管理監は，災害の予防，未然防止又は拡大防止のため必要がある場合は，関係のある災害応急対策責任者及び庁内関係各課を経て，県地方機関に通知する。

また，原則として，覚知後30分以内で可能な限り早く，分かる範囲で，国（消防庁）や必要に応じて自衛隊等に通報し，初動体制に万全を期する。

なお，市が県へ報告すべき災害は，次のとおりである。

◎一般基準

○災害救助法の適用基準に合致するもの

○市が災害対策本部を設置したもの

○災害が2市町村以上又は2県以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

◎個別基準

○地震

地震が発生し、市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

○津波

津波により人的被害又は住家被害を生じたもの

◎社会的影響基準

「一般基準」、「個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの

(b) その他の情報

施設の管理者は、災害に関係ある事実又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の大要を農林・土木施設に係る被害は建設政策課へ、それ以外の被害にあっては総務部危機管理防災課に報告する。

総務部危機管理防災課は措置の大要を県危機管理監に通報する。

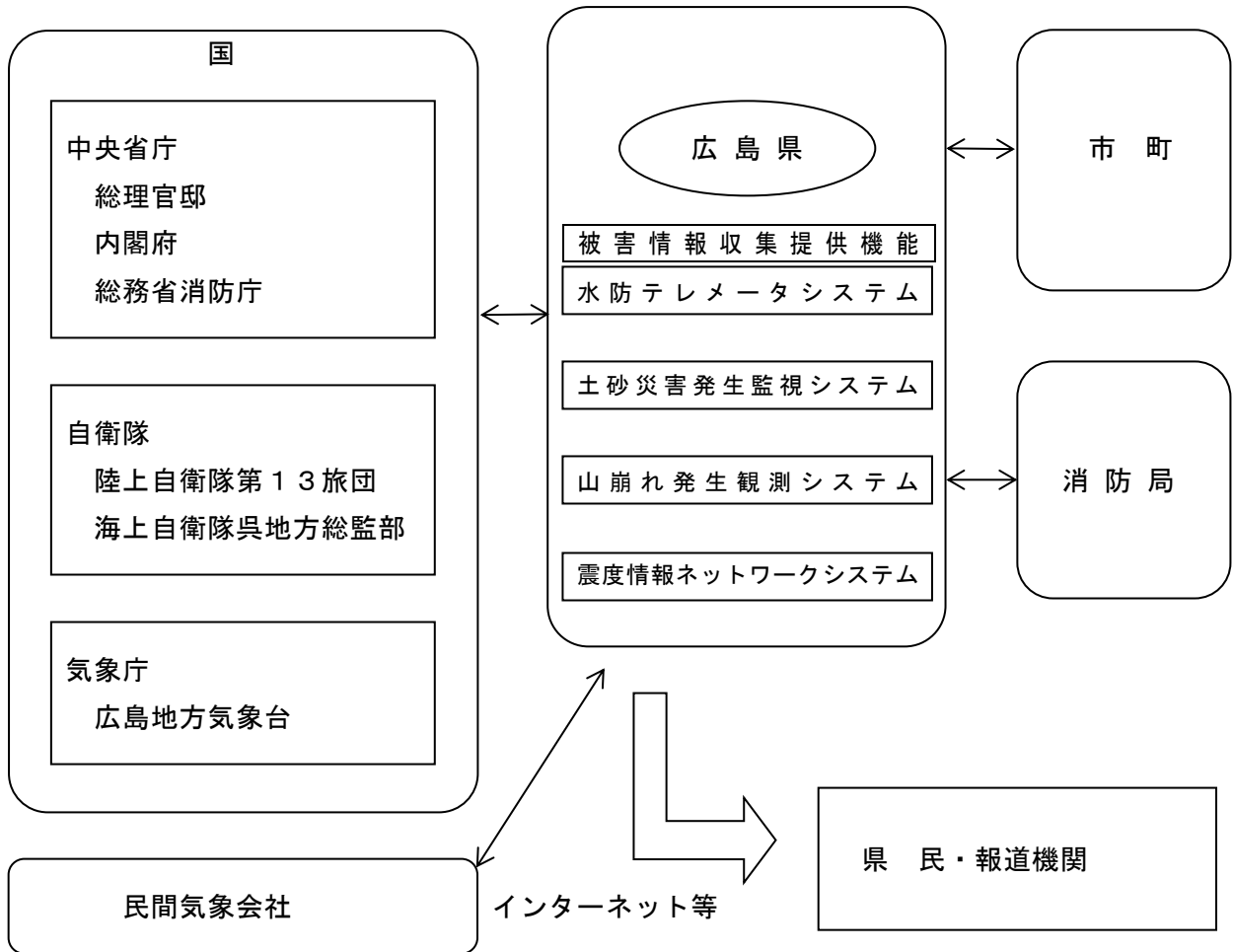
(c) 災害に関する民間団体への通知

前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

(d) 応急対策責任者相互の被害情報の交換

応急対策責任者は、自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対したった措置をできるだけ相互に通報する。

広島県防災情報システムの概念図



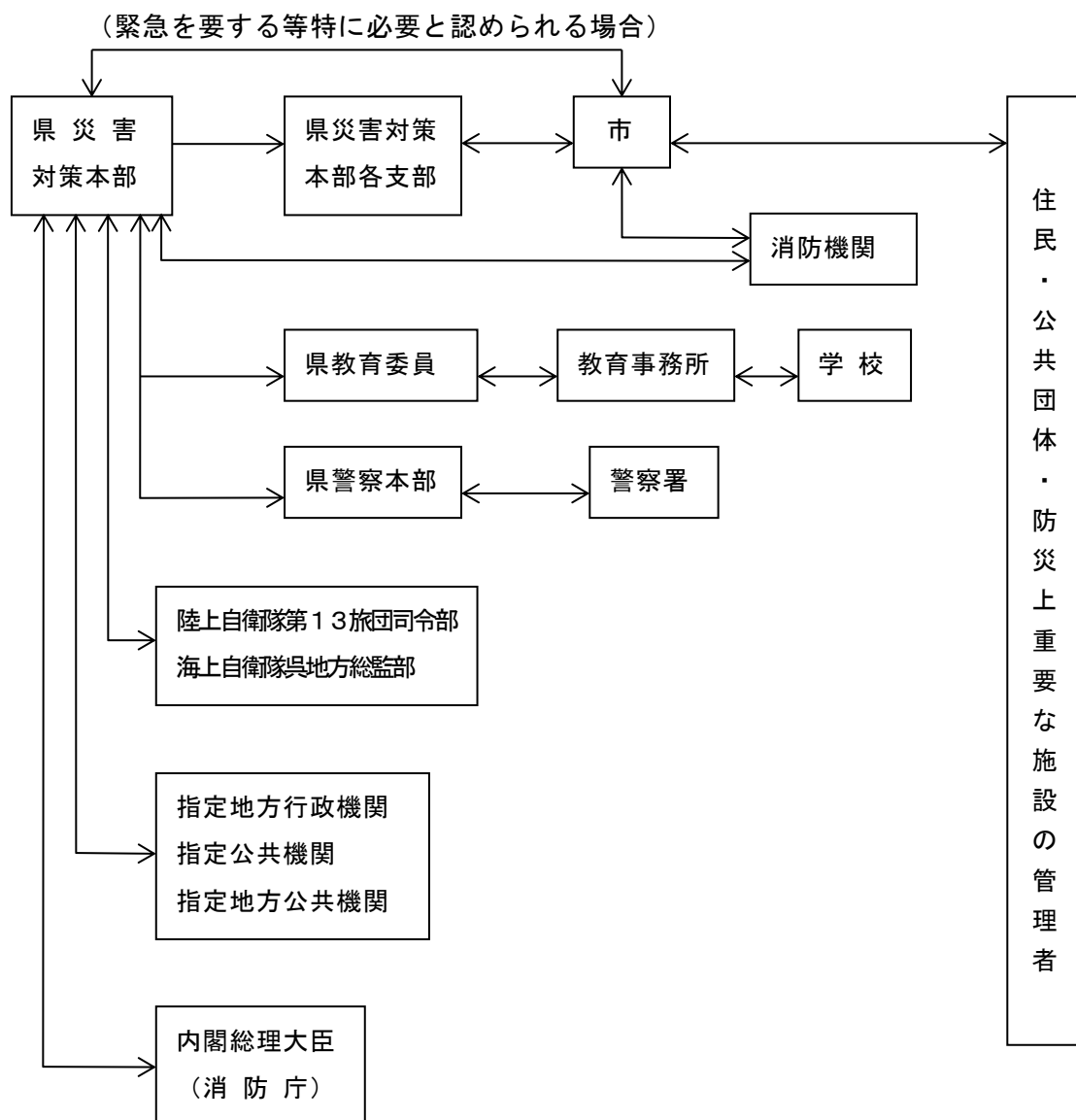
県が災害対策本部を設置する前の連絡先

危機管理監

- ・ TEL 082-511-6720 (直通)
- 082-228-2159 (直通)
- ・ FAX 082-227-2122
- ・ 衛星電話 50-101-2783~2786
- ※衛星電話は、本庁舎内の内線電話からも通話可能
- ・ 衛星FAX 50-101-119
- ※衛星FAXは、総務部危機管理防災課設置のFAXのみ通信可能

a 県が災害対策本部を設置したとき

県が災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の報告は、次の経路により行う。



県が災害対策本部を設置したときの連絡先

情報連絡班

- ・ TEL 082-228-4483 (直通)
- ・ FAX 082-227-2122
- ・ 衛星電話 50-101-2060~2065

(イ) 地震災害発生及び被害状況報告、通報

地震災害が発生した場合、市長（本部長）は応急対策を迅速に実施するため、災害対策基本法その他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。報告は、原則として広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

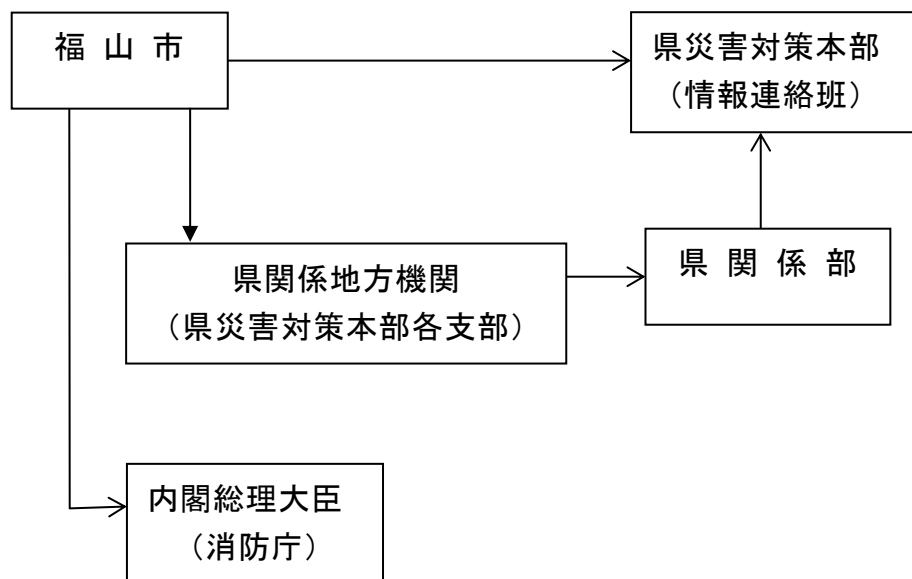
なお、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「危機管理監」と読み替える。）

また、市の区域内で震度5強以上を記録し、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁へも報告することとする。

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

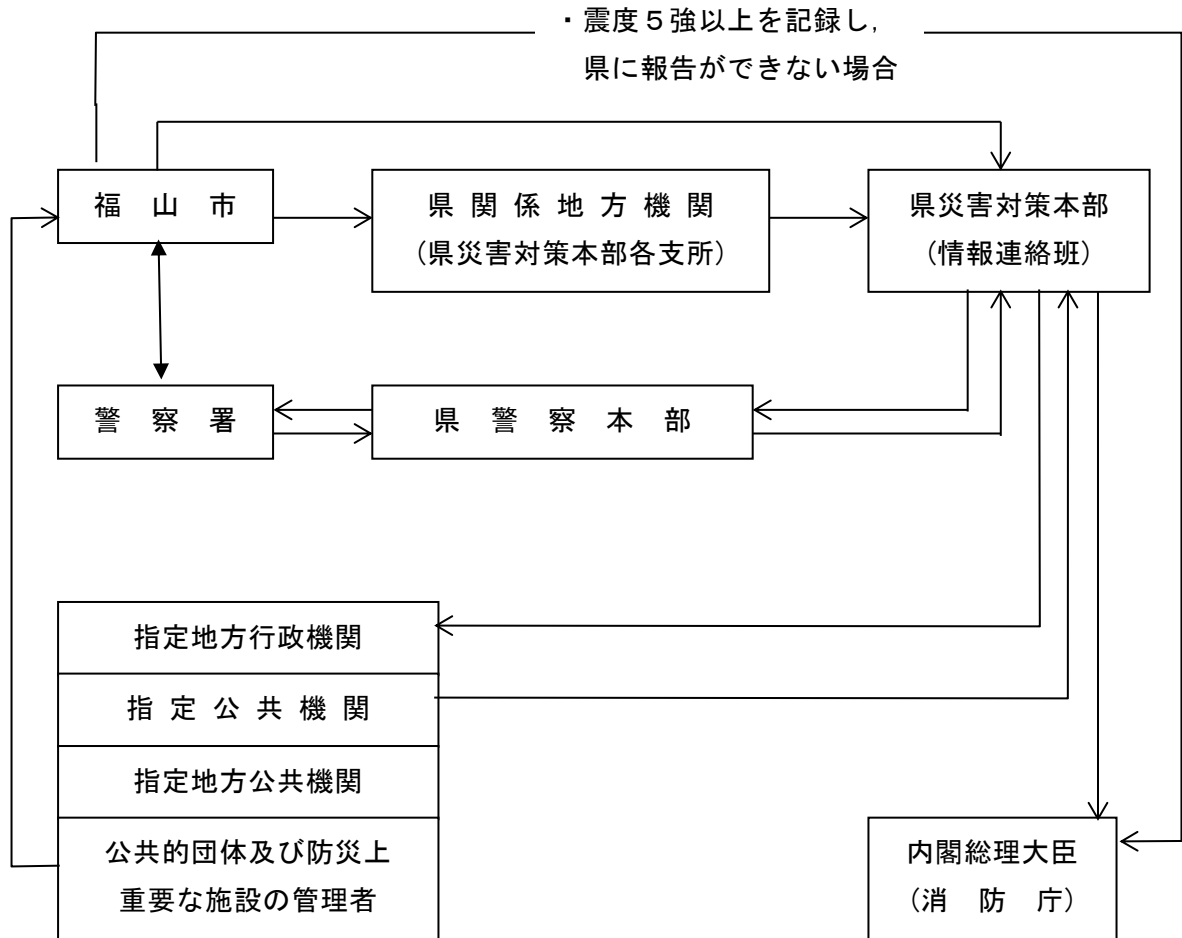
市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

a 災害発生報告（応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告）の経路



b 被害状況の報告及び通報の経路

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講じるに必要な被害状況を報告することを主眼とする。



総務省消防庁への連絡先
消防庁 応急対策室

		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	TEL	50-048-500-90 -49013	50-048-500-90 -49101~49103
	FAX	50-048-500-90 -49033	50-048-500-90 -49036

※ 衛星FAXは、総務部危機管理防災課設置のFAXのみ通信可

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対して報告するものとする。

この場合、速報の迅速性を確保するため、消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

第 2 項 通信運用計画

1 通信応急対策

(1) 災害時において通信連絡は迅速に行わなければならないが、次のような方法で確保する。

ア 加入電話の非常申込み

災害時における緊急連絡を確保するため、福山局 921-2111 番の電話を非常用電話として登録するものとする。

イ 専用電話、有線電気通信設備等の利用

災害の態様により一般加入電話を利用することが困難な場合には、緊急通信の確保のため、他の機関の設置又は管理する通信施設を災害対策基本法第 57 条、第 79 条の想定により優先利用するものとする。

種 別	施 設 者	施 設 の 内 容
専用電話 (専用符号)	中国四国管区警察局 広島県警察本部	管内各警察本部及び警察署、派出所間に専用電話を設置している。
	日本放送協会広島拠点放送局 (株)中国放送 消防局 広島テレビ放送(株) (株)テレビ新広島 (株)広島ホームテレビ 広島労働局 日本通運(株) 広島県庁	広島 ~ 福山, 三次 広島 ~ 福山, 五日市, 廿日市, 三次 福山 ~ 尾道 管内各署及び分署、出張所間に専用電話を設置している。 広島 ~ 尾道, 福山 広島 ~ 矢野, 福山 広島 ~ 福山 広島 ~ 可部, 大竹, 竹原, 東広島, 三原, 府中, 三次, 庄原, 呉, 因島, 尾道, 福山, 五日市, 廿日市 広島 ~ 大竹, 福山, 呉 広島 ~ 呉, 福山, 大竹

ウ 無線施設の利用

災害時において有線通信施設を利用できない場合又は著しく困難である場合、人命の救助、災害の救援等を内容とする通信については、関係機関の設置又は管理する無線施設を利用する。

(2) 通信施設の災害応急対策

災害を受けた通信施設の応急復旧は、当該施設を設置又は管理する者が実施するが、市長はこれが円滑に行われるよう協力するものとする。

(3) 公衆電気通信設備の優先利用

ア 非常・緊急通話（非常・緊急電報）の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、NTT西日本に非常電報の申込みを行うものとする。

区分	申し込みダイヤル番号	応答先
非常・緊急電話	「115」	電報センター

イ 優先利用の承認及び取扱い

前記アの非常・緊急電報扱いを利用する発信電話は、『災害時優先電話』として、あらかじめNTT西日本に申込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申し込み先	電話番号
116センター	116

※ また、災害時優先電話等に変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、緊急避難場所等に設置する無料電話をいう。

要求先	応答先
082-511-1377	NTT西日本中国支店 設備部災害対策室

エ 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区分	申し込みダイヤル番号	応答先
臨時電話等	「116」	116センター

※ 一般の電話申込みも、この番号とする。

オ 臨時携帯電話（有償）の申込み先【NTTドコモ中国支社】

臨時携帯電話の申し込み先	応答先
(株)ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(4) 通信設備の防災計画

災害等が発生した場合に電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

ア 電気通信設備等の高信頼化

- (ア) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。
- (イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐雪構造化を行う。
- (ウ) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

- (ア) 主要な伝送路の多ルート構成又はループ構成とする。
- (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (ウ) 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
- (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。
- (キ) 移動体通信設備の高信頼化

第3項 情報連絡体制の整備計画

1 情報連絡体制の整備

大規模な地震が発生した場合、通信施設、交通施設の被災や電話の輻輳等により、防災関係機関相互の情報連絡や被害状況その他に関する情報収集活動、市民への広報活動が困難になることが予想される。

このため、電話、電気が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保されるよう市は、無線通信ルートの確保等代替用の連絡ルートを確認する必要がある。

(1) 同報系

ア 周波数帯 60MHz

イ 設置場所等

デジタル式

種別	配置場所
親局	60会議室(災害対策本部室)
中継局	神村町大谷山
遠隔制御局 (5箇所)	危機管理防災課、松永市民サービス課、鞆支所、沼隈支所 消防局
屋外拡声子局 (再送信型) (2箇所)	箕島南ヶ丘緑地 阿伏兎観音駐車場
屋外拡声子局 (37箇所)	大門ふれあいプラザ、宮の谷南公園、長浜交流館 手城第2公園、三の川公園、曙六丁目公園 新涯ふれあい公園、栗の木公園、箕沖町市道、箕島浄水場 箕島第1公園、水呑ポンプ場、竹ヶ端集会所、高島交流館 石ノ塔、白茅緑地、鞆町市道、鍛冶駐車場、仙酔島 鞆平保育所、室浜県道、能登原交流館、桜さんさん広場 千年ポンプ場、小尾越交民館、大越緑地 城山ふれあい広場、池浜港市道、野島公園、柳津公園 神島第2公園、機織北公園、南松永機織緑地、高西南公園 走島唐船老人集会所、走島ふれあいプラザ、浦友市道
D/A I F 変換局	内海支所

アナログ式

種別	配置場所
親局	内海支所 1
中継局	小城 1
屋外拡声装置	町内 12
戸別受信機	1,400

(2) 防災関係職員への携帯電話の配備

危機管理防災課及びあらかじめ必要と認める職員に対し、携帯電話を携帯させ24時間の緊急情報連絡、動員体制を確保する。

(3) 福山市災害情報システム

災害対応及び緊急避難場所開設時等に一元的な情報集約を行い、迅速かつ円滑に情報伝達を行うため福山市災害時情報システムを利用する。

(4) 県の防災行政無線設備

県庁と市等との情報伝達のため、地上無線系のみであった防災行政無線を強化、拡充するため、1994年度（平成6年度）に、衛星を利用して情報伝達を行う衛星通信系を導入し、地上無線系と衛星通信系の2ルートを確保し、災害に強いシステムとしている。

(5) 災害時優先電話指定の拡充及び携帯電話の整備

市の各部、出先機関、防災関係機関に関し、災害時優先電話指定の拡充をNTT西日本に要請し、有事緊急連絡体制の確立を図る。また、携帯電話の整備に努める。

(6) その他の収集伝達手段

パソコン通信やインターネット等の活用による、災害情報ネットワークシステムの構築に努める。

(7) 衛星携帯電話

災害時に加入電話や内線電話が利用できない場合等に、防災拠点部署等との通信連絡確保のため衛星携帯電話を利用する。

(8) IP無線機

災害対応及び緊急避難場所開設時等に迅速かつ円滑に情報を伝えるため、市内部の情報伝達手段としてIP無線機を利用する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

地震・津波災害が発生した場合には、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難になり、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用した災害応急対策について定める。

1 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県のヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努める。

2 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の救援搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

3 活動拠点の確保

県及び市は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

4 安全運航体制の確保

- (1) 大規模災害時には、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全航空体制を確保する。
- (2) 被災地上空を飛ぶヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル（運輸省航空局 平成8年1月26日制定）」に基づき、被災地上空からの一時的な待避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- (3) 被災地上空を飛ぶ無人航空機が、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動に支障となる場合、消防機関等は航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56条）に基づく緊急用務空域の指定を国土交通省航空局に依頼し、安全に活動できる体制を確保する。
- (4) 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
- (5) ヘリコプター離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確立する。

5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 基本的な考え方

県と広島市は、各自が所有するヘリコプターの災害出動、点検時間等について相互に調整し、県内における安定した航空消防防災体制の確立を図る。

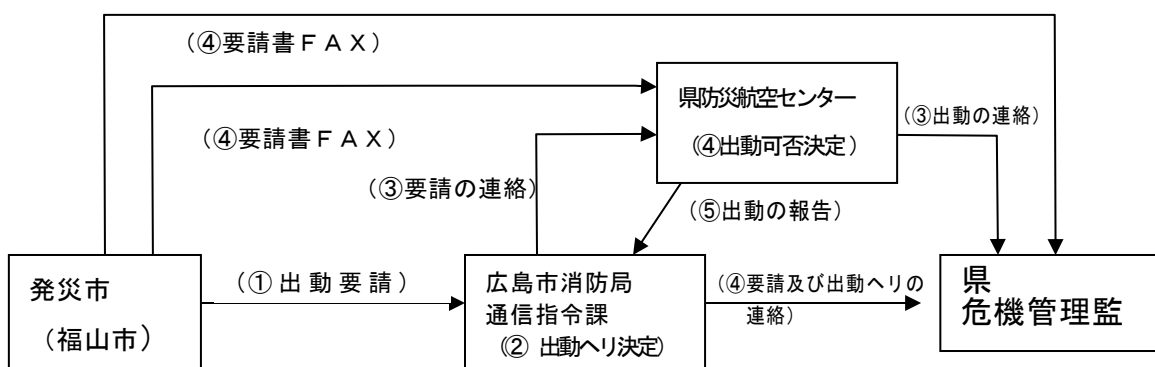
(2) 市からの支援要請

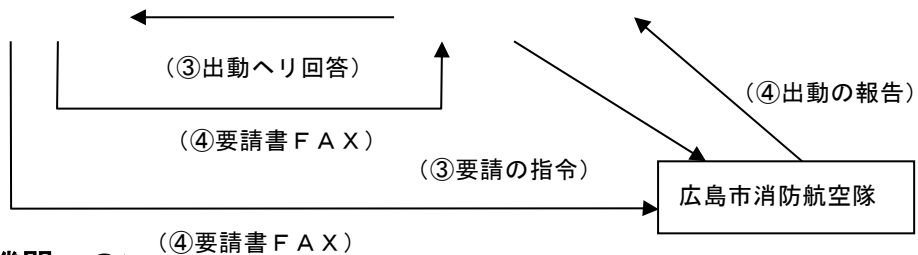
ア 支援の原則

市長（消防局長を含む。）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援又は応援を行う。

イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。





6 各機関への出動要請

(1) 海上保安庁

市は、海上保安庁へヘリコプターによる応援対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(2) その他

市は、「広島県内航空消防応援協定」、「広島県防災ヘリコプター応援協定」等に基づいて応援要請する。

7 ヘリポート候補地の状況

自衛隊の災害派遣等により、ヘリコプターによる防災活動を実施する場合のヘリポート候補地の状況は、資料編による。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊派遣応援要請計画

1 災害派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、指定地方行政機関、市及び指定地方公共機関等の防災能力をもってしても、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に要請者が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等は、自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、要請者から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ時間的な余裕がないと認める場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 要請の手続き

- (1) 本部長は、自衛隊に災害派遣を要請しようとするときは、県（危機管理監）に対し次の事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、電話・ファクシミリ等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア	災害の情况及び派遣を要請する理由
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する区域及び活動内容
エ	その他参考となるべき事項

- 県（危機管理監）の電話番号等連絡方法

TEL（代表）	082-228-2111（内線）	2783～2786
“（直通）	082-511-6720	
FAX	082-227-2122	

- 陸上自衛隊 第13旅団司令部 第3部防衛班
安芸郡海田町寿町2-1

TEL	082-822-3101	内線 2410（時間内）
	082-822-3101	内線 2900（夜間・土日・祝日等）

- 海上自衛隊 呉地方総監部防衛部 第3幕僚室
呉市幸町8-1

TEL	0823-22-5511～5515（時間内・時間外）
内線	2823, 2222（当直）

- (2) 県に対して、自衛隊災害派遣の要請要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監部等）に通知することができる。本部長はその通知をしたときは、速やかに知事に通知する。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の活動を行う。

(1) 被災状況の把握及び通報

車両・艦艇・航空機等状況に適した手段による偵察を行い、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

(2) 遭難者の捜索、救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 給食及び給水支援

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の確保

緊急通行路、緊急避難場所等への道路及び水路を重点に障害物を除去し、道路及び水路の確保にあたる。

(6) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信支援、医療支援、消防活動等について自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の活動を行う。

4 災害派遣部隊の受入れ

本部長（市長）は、知事から自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり部隊の受入措置を行う。

項目	活動内容
準備	応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てるとともに、必要な資機材の確保・調達を行う。併せて、船艇が使用できる岸壁、派遣部隊の宿泊所、車両、資機材の保管場所等を準備する。 また、連絡職員を指名し、配置する。
受入	派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、作業実施期間中は、現場に責任者を置き、他の機関との作業の競合重複を避けるよう派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議調整のうえ、作業の推進を図る。 なお、派遣部隊の仮宿泊施設は、原則として被災地近くの公共空地を準備する。
県への報告	派遣部隊の到着後、派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況を県に報告する。
派遣部隊の撤収要請	派遣部隊の撤収要請は、知事が本部長及び派遣部隊指揮官と協議して行う。 市長は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書で知事に対しその旨報告する。 ただし、文書による報告に日時を要する場合は、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

第2項 応援要請計画

1 広島県知事に対する応援要請

(1) 要請の手続き

災害対策基本法第68条の規定により、知事に応援要請及び応急措置の実施を要請する場合は、県（危機管理監）に対し、電話・ファクシミリ等で要請し、後日速やかに文書を提出することとする。

連絡担当部局	連絡方法	
	時間内	時間外
広島県 危機管理監	○ NTT (ダ) 082-513-2783～2786 (直) 082-511-6720 (F) 082-227-2122 ○ 地域衛星通信ネットワーク 50-101-2783～2786 (F) 50-101-119	同左

(2) 要請の事項

要請は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

- | |
|---|
| (ア) 災害の状況及び応援を要請する理由
(イ) 応援を必要とする職種別人員
(ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
(エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
(オ) 応援を必要とする期間
(カ) その他必要な事項 |
|---|

2 他の市町村長に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「災害時の相互応援に関する協定書」（平成8年12月2日）の規定に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。

また、市長は、県及び他の市町村から応援の要請を受けたときは、最大限の協力をする。

他の都道府県の市町村の応援を受けようとする場合は、広島県の連絡担当部局（危機管理監）を通じて要請するものとする。

3 緊急消防援助隊等消防の応援要請

福山地区消防組合管理者は、大規模災害により、市自らの消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

4 民間団体等への要請

(1) 要請の事項

災害時に医師会、町内会連合会、女性連絡協議会、防火協会、日赤奉仕団等の民間団体及び市民ボランティアに協力を要請する業務は、概ね次のとおりとする。

- ア 異常現象、危険箇所を発見した時の災害対策本部への通報
- イ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等市民に対する救助・救護活動
- ウ 被害状況の調査補助業務
- エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
- オ 被災地内の秩序維持活動
- カ 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- キ その他災害応急対策業務への応援協力

(2) 協力要請の方法

災害時に民間団体及び市民ボランティアに協力を要請するに当たっては、次の事項を明らかにして行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○活動の内容○協力を希望する人数○調達を要する資機材等○協力を希望する地域、期間 |
|---|

第3項 防災拠点に関する計画

1 目的

この計画は、地震・津波発生時における救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を確保するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 救援拠点

(1) 拠点の指定及び開設

被災地における災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、県は、既存の公園や体育館等の施設をあらかじめ救援拠点として指定し、災害発生時に必要に応じて開設する。

ア 救援物資輸送拠点

県外から送られてくる大量の救援物資の受入れ及び搬送のための拠点とする。

イ 救援部隊集結拠点

倒壊家屋等からの救出活動を迅速かつ効率的に行うための救援部隊の集結拠点とする。

(2) 配置計画

ア 救援物資輸送拠点

種類	施設	対象地域	場所
陸上対応	①救援物資搬入 ②救援物資一時保管用建屋 ③臨時ヘリポート用広場 ④その他（会議室、仮眠室等）	広島県東部	広島県立ふくやま産業交流館
海上対応	①輸送船接岸用バース ②救援物資搬入・搬出用広場 ③救援物資一時保管用建屋 ④臨時ヘリポート用広場 ⑤その他（会議室、仮眠室等）	福山港	福山港箕沖地区ふ頭用地 （耐震強化岸壁）

イ 救援部隊集結拠点

種類	施設	配置場所	場所
警察	①救援部隊集結用広場 ②その他（会議室、仮眠室等）	福山市 周辺	福山平成大学グラウンド （自衛隊）
自衛隊			福山市上下水道局 千田浄水場
消防（緊急消防 援助隊等）	①救援部隊集結用広場 ②便所棟		

ウ 救援部隊宿営場所

種類	配置場所	場所
消防（緊急消防 援助隊等）	福山市周辺	・芦田川緑地 ・竹ヶ端運動公園（多目的グラウンド）

(3) 拠点施設の運営

ア 救援物資輸送拠点

市・ボランティア・広島県トラック協会等が協力し、県が運営する。

イ 救援部隊集結拠点

救援部隊である警察、消防、自衛隊において、独自に計画運営を行う。

第6節 救助・救急，医療及び消火活動

第1項 救出計画

地震・津波による家屋等の崩壊，がけ崩れ及び津波等により，多数の要救出者が発生した場合に，市をはじめ県，警察署・海上保安部署及びその他の防災関係機関等は，相互に協力し，迅速かつ的確に救出活動を実施する。なお，被災現場においては，原則として市長（消防局を含む。）が，救出活動の指揮を執るものとする。

1 陸上における救出

(1) 市

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに，救出に必要な車両，船艇，特殊機器その他の資機材を調達し，迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 市による救出が困難なときは，速やかに警察署に連絡し，合同して救出に当たる。

ウ イによっても，なお救出が困難であり，かつ救出作業に必要な車両，船艇，特殊機械器具等の調達を要するときは，次の事項を示して，県及び隣接市町に応援を要請し，必要な場合には，県に対して自衛隊の派遣を要請する。なお，原則として文書により行うが，その時間的な余裕がないときは，口頭又は電話等迅速な方法で行い，事後速やかに文書を提出する。

(ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする期間

(ウ) 応援を必要とする人員，車両，船艇，特殊機器，航空機，その他資機材の概数

(エ) 応援を必要とする区域及び活動内容

(オ) その他参考となるべき事項

エ 救護機関及び警察署と連携協力し，負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 県

知事は，市から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは，状況に応じて次の措置を迅速かつ的確に講じる。

ア 他の市町に対する応援の指示

イ 自衛隊に対する派遣要請

ウ 救出活動の総合調整

(3) 警察署

地震・津波災害発生時において，自ら必要と認めた場合，又は市及び県から要請があった場合には，市及びその他の関係機関と協力して，次の措置を迅速かつ的確に講じる。

ア 被災者の発見，死傷者の有無の確認，負傷者の速やかな救出

イ 消防局及び救護機関と連携協力し，負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者がある場合には，速やかな搜索活動

エ 救出・救護活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

(4) 自衛隊

要請に基づき救出活動を実施する。

(5) 自主防災組織，事業所等

自主防災組織（防火協会等）及び事業所等は，次により自主的に救出活動を行うものとする。なお，市は自主防災組織及び事業所等に対して，日頃から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織は地域の被害状況，事業所は，事業所内の被害状況を調査し，要救出者等の早期発見に努める。

イ 要救出者等を発見した場合は，迅速に救助活動を開始するとともに，消防局又は警察署等に連絡し，早期救出に努める。

ウ 可能な限り，市，消防局，警察署と連絡をとり，その指導を受けるものとする。

2 海上における救出

(1) 市長及び消防局長

市長及び消防局長は，関係防災機関と連携をとりつつ，消防及び救難救護を行う。

(2) 海上保安部署及び港長

災害発生時において自ら必要と認めた場合又は市から要請があった場合は，市及びその他の関係機関と協力して海難救助等を行う。

その際，地震災害等の規模に応じて合理的な計画を立て，次に掲げる措置を講じる。

ア 船舶の海難，人身事故等が発生したときは，速やかに船艇，航空機，特殊救難隊等により，その捜索活動を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは，速やかに巡視船艇，特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火を行うとともに，必要に応じて，地方公共団体に協力を要請する。

ウ 危険物が流出したときは，その周辺海域の警戒を厳重にし，必要に応じて火災の発生防止，船舶禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 救助・救急活動等に当たっては，検知器具による危険範囲の確認，火気使用制限等の危険防止措置を講じ，火災，爆発及びガス中毒，大規模地震に伴う余震・津波等二次災害の防止を図る。

(3) 警察署

海上における被災者に対して，警察署は，海上保安部署，市及びその他防災関係機関と連携協力し，発見，救出に努める。

(4) 自衛隊

要請に基づき救出活動を実施する。

3 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は，職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は，必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2項 医療救護・助産計画

地震・津波のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、被災地の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、被災地の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

1 医療救護体制等の整備（平常時）

- (1) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。
- (2) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。
- (3) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等の操作訓練等を実施する。

2 災害時における実施責任者及び実施内容

【第Ⅰステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

(1) 市

- ア 地震・津波災害の発生後、特に初期の段階においては、市内の医療機関による医療救護活動が中心となるため、市長は、地震・津波が発生したときは、あらかじめ定める計画に基づき福山市医師会・松永沼隈地区医師会・府中地区医師会・深安地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ 市の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- ウ 市は、地震災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。
- エ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。
- オ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 県

- ア 地震・津波災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救

護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを設置する。

- イ E M I S の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。
- ウ 市町の実情があった場合又は自ら必要と認めるときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。
- オ 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。
- カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。
- キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DPATの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- ク 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえ、DPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。
- ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- コ 避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。
- サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- シ 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療活動に関する調整を行う。
- ス 避難所における保健所職員による状況把握や市からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

(3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助法又は応援の実施に関する委託契約書（令和2年3月1日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(6) 広島県医師会

市又は県の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

医療救護活動の実施に当たっては、県医師会長を補完する役割としてコーディネーターを設置、また、二次保健医療圏ごとに地域コーディネーターを設置して、全県あるいは圏域での指揮系統を確立し、関係機関の総合調整を行い、災害発生時の医療救護活動を円滑に行う体制を構築する。

(7) 災害拠点病院・協力病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集・患者受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら、院内DMAT及び参集する院外DMATと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合又は自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、重篤患者の受入やDMATの派遣等による医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院がDMAT活動拠点本部となる場合には、統括DMATを受入れ、医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DMATの支援の下で医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣医療機関の被災・稼働状況などの情報をEMISへの登録などにより提供する。

(8) 災害拠点精神科病院

ア 病院で定める災害対応計画に従い、速やかに自院の被災、稼働状況を確認し、入院患者の安全確保を図るとともに、職員の参集及び精神科医療が必要な患者の受入体制の構築を行う。

イ 機能喪失等により患者搬送等の必要性が生じた場合は、県と密接に連携を図りながら院内DPAT及び参集する院外DPATと協力し、患者搬送など必要な対応を行う。

ウ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合又は、自ら必要と認める場合には、県と密接に連携を図りながら、精神科医療が必要な患者の受入やDPATの派遣等による精神科医療救護活動の実施に対応する。

エ 自院がDPAT活動拠点本部となる場合には、精神科医療救護活動の調整を行うとともに、参集する院外DPATの支援の下で精神科医療救護活動を実施する。

オ 自院及び近隣の精神科医療機関の被災・稼働状況等の情報をEMISへの登録などにより提供する。

【第Ⅱステージ（被災地の医療機関，避難所の支援）】

(1) 市

ア 市は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき福山市医師会・松永沼隈地区医師会・府中地区医師会・深安地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 市の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 市は、地震災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。

エ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

オ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 県

ア 大規模災害発生時には、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、DPAT及びDWA Tの派遣を行う。

エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 急性期医療（DMA T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームへの円滑な引継支援について調整を行う。

カ DWA Tの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWA T調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DWA Tの指揮・調整、福祉二一

ズに関する被災情報の収集，関係機関との連絡調整等を行う。

キ 県内DWA Tでの対応が困難な場合，広島DWA T統括者の判断を踏まえ，厚生労働省へ他都道府県DWA Tの派遣を要請する。

(3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは，独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは，医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは，「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助法又は応援の実施に関する委託契約書（令和2年3月1日）」に基づき，医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(6) 広島県医師会

ア 市又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは，「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また，必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は，広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療調整本部や被災した市区郡地区医師会，日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに，医療救護活動調整の支援に努める。

(7) 広島県歯科医師会

市又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは，「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(8) 広島県薬剤師会

市又は県の要請があった場合は，「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき，災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

(9) 広島県看護協会

ア 市又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは，「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

イ 他の都道府県看護協会等からの支援が必要な場合は，日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」に基づき，他の都道府県看護協会からの災害支援ナースの派遣を要請

するとともに、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

(10) 災害拠点病院・協力病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- イ 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DMATの派遣や医療救護活動を継続実施する。
- ウ 自院がDMAT活動拠点本部となっている場合には、統括DMATの指示のもと、医療救護活動を継続実施する。
- エ 県DMAT調整本部がDMAT活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DMAT活動拠点本部を撤収する。
- オ 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

(11) 災害拠点精神科病院

- ア 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。
- イ 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、DPATの派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。
- ウ 県DPAT調整本部がDPAT活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、DPAT活動拠点本部を撤収する。
- エ 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

3 医療救護等の活動内容

(1) 医療救護

【基本原則】

- (ア) 県内7つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。
- (イ) 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- (ウ) 県災害対策本部（県保健医療調査本部）には、必要に応じて県内の統括DMAT、DMAT隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括DMAT等が参画し、情報収集やDMAT、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。
- (エ) 医療救護活動に当たっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

ア DMAT・ドクターヘリ

【第Iステージ】

- (ア) 被災地で活動するDMATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

- (イ) 広域医療搬送の要請を受けたDMA Tは、広域医療搬送拠点に参集し、主にSCUでの活動、航空機内の医療活動、SCUへの患者搬送を行う。
- (ウ) 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医薬品等医療器材の輸送等を行う。

【第Ⅱステージ】

- (ア) 統括DMA Tが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。
- (イ) 県DMA T調整本部がDMA T活動の終了を判断した時は、DMA T県調整本部を解散する。
- (ウ) ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断した時は、患者の後方病院搬送等を実施する。
- (エ) ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

イ 医療救護班

【第Ⅰステージ】

- (ア) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- (イ) 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、DMA Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- (ウ) 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。
- (エ) 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMA T、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。
- (オ) 医療救護班が撤収する時期については、県又は市町が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。
- (カ) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

【第Ⅱステージ】

- (ア) 市町は必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。
- (イ) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市町の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。
- (ウ) 医療救護班の出動は、県又は市町が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、DMA Tメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。
- (エ) 医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の

管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

- (オ) その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。
- (カ) 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し、連絡する。
- (キ) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

(2) DPATの派遣

- ア 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するDPATを被災地に派遣する。
- イ DPATが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、DPATの編成及び派遣を求める。
- ウ DPATの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

(3) 公衆衛生活動

ア 災害時公衆衛生チーム

- (ア) 公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。
- (イ) 県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。
- (ウ) 調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。
- (エ) 保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

イ こども支援チーム

- (ア) 災害時の子どもの心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。
- (イ) 必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。
- (ウ) 学校、保育所及び幼稚園等、子どもの支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子どもの心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

4 医薬品・医療資機材の確保

- (1) 市及び医療機関は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒液等の外科的治療に用いる医薬品・医療資機材(以下「医薬品等」という。)の備蓄に努める。また、医薬品等の管理については、医療機関等に協力を得るものとする。

- (2) 医療救護活動に必要な医薬品等に不足が生じた場合、市は、県に対して応援を要請する。

5 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、市民に対して救護所開設の広報を行う。

6 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）

災害時における地域の救急医療を確保するため「災害時における救急医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日付け医政発0321第2号厚生省医政局長通知）に基づき、広島県内においては、次のとおり災害拠点病院が指定されている。

県からの要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、医療救護班の派遣等による医療救急活動の実施や重篤患者の受入れに対応するほか、広島県救急医療ネットワークや広域災害・救急医療情報システムを利用して、当該施設の被災・稼動状況など、必要な情報の提供及び利用を行うものとする。

(1) 機能

- ア 多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- イ 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

以上の機能に加えて、基幹災害拠点病院は、災害医療に関する研修等を担当する。

(2) 県内の災害拠点病院

NO	区分	二次保健医療圏名	医療機関名	病床数
1	基幹	広島	県立広島病院	715
2	地域	〃	広島市立安佐市民病院	527
3	〃	〃	広島市立広島市民病院	743
4	〃	〃	広島赤十字・原爆病院	666
5	〃	〃	広島大学病院	746
6	〃	広島西	広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院	561
7	〃	〃	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	440
8	〃	呉	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	700
9	〃	〃	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	410
10	〃	〃	国家公務員共済組合連合会呉共済病院	440
11	〃	広島中央	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	431
12	〃	尾三	社会医療法人里仁会興生総合病院	323
13	〃	〃	総合病院三原赤十字病院	226

14	〃	〃	広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	393
15	〃	福山・府中	福山市民病院	506
16	〃	〃	日本鋼管福山病院	236
17	〃	備北	市立三次中央病院	350
18	〃	〃	総合病院庄原赤十字病院	310

7 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

8 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

市等は、地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から地域住民による自主防災組織等の育成、指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

1 消防活動体制の整備

- (1) 市等は、地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について平素から広報等を通じ、市民・自主防災組織・事業所等に周知しておく。
 - ア 出火防止及び初期消火
市民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。
 - イ 火災の拡大防止
地震・津波により火災が発生したときは、市民・自主防災組織・事業所等は互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。
- (2) 市等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。
 - ア 地震・津波発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。
 - イ 地震・津波発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。
 - ウ 地震・津波発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。
 - エ 地震・津波発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

2 消防活動

- (1) 火災発生状況等の把握
消防局長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について、情報を収集し、警察署と相互に連絡を行う。
 - ア 延焼火災の状況
 - イ 自主防災組織等の活動状況
 - ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
 - エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
- (2) 消防活動の留意事項
消防局長は、関係防災機関と相互に連絡するとともに、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- ウ 危険物の漏洩等により、災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、緊急避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防ぎよを優先して行う。
- オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- カ 自主防災組織等が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

3 消防活動体制及び消防活動全般

資料編「福山市消防計画」のとおり

4 事業所等の活動

消防局長は、事業所等（研究室、実験室を含む。）に対し、次の措置を講じるよう指導するものとする。

(1) 火災予防措置

LPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

LPガス、都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

イ 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。

5 相互応援協力体制の整備

市等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（平成29年6月1日締結）により、県内で発生した災害に対して、その消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第4項 水防計画

地震・津波が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム、ため池等が損傷又は破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は、津波到達等に備えて、防災関係機関との協力体制を構築するとともに、地震・津波災害時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

1 応急対策

(1) 河川、海岸、ダム、ため池等の管理者

ア 地震・津波により、堤防、ダム、ため池等の破損による浸水が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対して、水防法（昭和24年法律第193号）第29条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、この場合、当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 河川、海岸、ダム、ため池、水門、樋門及び防潮扉等の管理者は、大地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講じる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

(2) 水防管理団体

水防管理団体は、地震・津波発生後、直ちに区域内の河川、海岸、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して、必要な措置を講じるよう要請するものとするが、緊急を要する場合は、水門、樋門及び防潮扉（以下「防潮扉等」という。）の操作その他適宜に水防活動を行う。

2 津波対策

防潮扉等の管理者及び水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮のおそれがあると判断した場合は、次の措置をとる。

（津波に関する措置については、第3章第2節 1にも掲載）

(1) 防潮扉等の管理者等

ア 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

イ 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(2) 水防管理団体

ア 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

イ 水防に必要な資機材の点検整備

- ウ 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
- エ 水防管理団体相互の協力及び応援

3 水防活動の応援要請

- ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、隣接水防管理者に対して応援を要請する。
- イ 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

4 水防活動の実施

水防活動の実施については、「福山市水防計画」に基づくものとする。
なお、災害対策本部が設置された場合、災害対策本部の所掌事務に従って実施する。

第5項 危険物等災害応急対策計画

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取扱う事業所においては、大地震発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。また、関係行政機関は、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより、所要の措置を行う。

なお、地震・津波の発生に備え、事業所においては日頃から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して必要な指導を行う。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、「石油コンビナート等防災計画」による。

1 危険物災害応急対策

関係行政機関は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し又は取り扱う事業所に対し、大地震による災害の発生を阻止するため、次の措置を行う。

(1) 市及び消防局

ア 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- (ア) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (ウ) 危険物施設の応急点検
- (エ) 異常が認められた施設の応急措置

イ 施設の管理者と緊密に連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難指示等、必要な応急対策を実施する。

(2) 県

関係機関と緊密に連絡をとり、必要な措置を講じる。

(3) 警察署

危険物に係る火災等の災害が発生した場合又は危険物施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合には、消防局等と連携して、次の措置を行う。

- ア 負傷者の救出及び救護
- イ 警戒区域の設定及び同区域への立入制限・禁止等の措置
- ウ その他状況により、必要と認められる応急対策

(4) 海上保安部署

ア 陸上における災害の場合は、情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施できるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

- (7) 沿岸部における救助・救援活動
 - (イ) ヘリコプター搭載型巡視船等による医療活動場所及び宿泊場所の提供
 - (ウ) その他支援活動
- イ 災害が海上に及ぶ場合は、消防局等と連携を密にして、次の措置を行う。
- (7) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
 - (イ) 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇等による応急防除
 - (ウ) 付近海域にある者に対し、火気使用の制限又は禁止
 - (エ) 付近港域にある船舶の退去又は進入禁止
 - (オ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
 - (カ) 海上の治安の維持及びその他状況により、必要と認められる応急対策

2 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

関係行政機関は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震・津波による災害の発生を阻止するため、次の措置を実施する。

(1) 市及び消防局

施設の管理責任者と緊密に連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

(2) 県（県から事務を委譲された市を含む。）及び中国四国産業保安監督部

関係機関と連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止又は火薬類の運搬停止等の緊急措置を講じる。

(3) 警察署

高圧ガスの漏出、火災、爆発及び火薬類の爆発等の火災が発生した場合又は高圧ガス及び火薬類に係る災害の発生のおそれがある場合は、消防局等と連携して、次の措置を講じる。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立入制限・禁止等の措置

ウ その他の状況により、必要と認められる応急対策

(4) 海上保安部署

ア 陸上における災害の場合は、情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施できるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

(7) 沿岸部における救助・救援活動

(イ) ヘリコプター搭載型巡視船等による医療活動場所及び宿泊場所の提供

(ウ) その他支援活動

イ 災害が海上に及ぶ場合は、消防局等と連携を密にして、次の措置を行う。

(7) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

- (イ) 付近海域にある者に対し，火気使用の制限又は禁止
- (ウ) 付近海域にある船舶の退去又は進入禁止
- (エ) 危険物積載船舶の移動命令，航行制限又は禁止
- (オ) 海上の治安の維持及びその他状況により，必要と認められる応急対策

3 毒物劇物災害応急対策

関係行政機関は毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造，販売及び業務上取扱う事業所に対し，地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を実施する。

(1) 市及び消防局

県，保健所，警察署と速やかに連絡をとることとし，緊急を要する場合には，次の措置を行い，災害の発生，拡大等を防止する。

ア 施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり，災害の拡大を防止するための消防活動，負傷者等の救出，警戒区域の設定，広報活動及び避難の指示など，必要な応急対策を行う。

イ 管轄の毒物劇物取扱施設の管理者に対して，次の措置をとるよう指導する。

- (ア) 毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置
- (イ) 毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

(2) 県

関係機関との密接な連絡をとり，毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置及び流出漏洩事故等の発生した場合は，その事業所に対し，当該毒物劇物の回収又は毒性の除去，その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

(3) 警察署

毒物劇物に係る流出漏洩事故等が発生した場合又は毒物劇物関係施設に及ぶおそれのある火災等の災害が発生した場合は，消防局等と連携して，次の措置を行う。

ア 負傷者の救出及び救護

イ 警戒区域の設定及び同区域への立入制限又は禁止等の措置

ウ その他状況により，必要と認められる応急対策

(4) 海上保安部署及び港長

ア 陸上における災害の場合は，情報の収集及び連絡・通報を行うとともに，関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう，要請に基づき，次の支援を実施する。

(ア) 沿岸部における救助・救援活動

(イ) ヘリコプター搭載型巡視船等による医療活動場所及び宿泊場所の提供

(ウ) その他支援活動

イ 災害が海上に及ぶ場合には，消防局等と連携を密にして，次の措置を行う。

(ア) 危険物荷役中の船舶に対する荷役中止

(イ) 付近海域にある者に対し，火気使用の制限又は禁止

(ウ) 付近海域にある船舶の退去又は進入禁止

(エ) 危険物積載船舶の移動命令，航行制限又は禁止

(オ) 海上の治安の維持及びその他状況により，必要と認められる応急対策

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 警備，交通規制，交通確保計画

1 方針

地震・津波時において住民の生命，身体及び財産を保護し，公共の安全と秩序を維持するため，警察署及び海上保安部署は，それぞれの所管に関わる警備活動を実施する。

また，避難救出，緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため，速やかに適切な交通規制を行い，交通の混乱を未然に防止する。

さらに，道路管理者等その他の関係機関においても，障害物の除去等を行い，交通確保に努めるものとする。

2 警備対策

(1) 警察署の警備対策

警察署は，関係機関及び自主防犯組織等と緊密に連絡，連携を図り，迅速，的確かつ効果的な警備対策を推進し，被災地及びその周辺における住民の生命，身体，財産の保護，交通秩序の維持，各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して，治安に万全を期するものとする。

ア 警備活動

警察署は「第1章第3節防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める活動を行うため，次の警備体制等をとるものとする。

(ア) 警備要員の参集

警察職員は，地震・津波の発生を知ったときは，警察本部長の定めるところにより自動的に参集し，災害警備活動に従事する。

(イ) 災害警備対策本部等の設置

県警察は，地震・津波が発生した場合には，警察本部に警察本部長を長とする災害警備対策本部を，また各警察署に署長を長とする署災害警備対策本部等を設置し，警備体制を確立する。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

地震・津波が発生し，又は発生するおそれがあるときは，警察本部長の定めるところにより警備部隊の編成を行い，迅速かつ的確な部隊の運用を行う。

(2) 海上保安部署の治安維持対策

海上における治安を維持するため，情報の収集に努めるとともに，必要に応じ，巡視船艇等及び航空機により，次に掲げる措置を講じる。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し，犯罪の予防，取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

3 交通規制・交通確保対策

(1) 陸上交通の確保

基本・風水害対策編第3章第8節第1項「交通，輸送対策計画」参照

(2) 海上交通

ア 交通規制

海上保安部署及び港長は，海上交通の安全を確保するために次の措置を講じる。

(7) 避難勧告，入港制限等

津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対して，港外，沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに，必要に応じて入港の制限又は港内停泊中の船舶に対する移動を命ずる等の規制を行うものとする。

(4) 交通整理，指導

船舶交通の輻輳が予想される海域においては，必要に応じて船舶交通の整理，指導を行う。この場合，緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

(ウ) 交通の制限及び禁止

港難の発生その他の事情により，船舶交通の危険が生じ，又は生じるおそれがあるときは，必要に応じて船舶交通を制限し，又は禁止するものとする。

イ 航路の障害物除去等

(7) 港湾管理者及び漁港管理者は，所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，沈船，漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には，関係機関に報告するとともに障害物除去に努めるものとする。

また，港湾施設及び漁港施設の利用者等は，港湾管理者及び漁港管理者の指導のもと，自動車，コンテナ，ドラム缶，有害物質等が海域に流出し，転落しないよう措置するとともに，地震・津波発生時には，調査点検の実施及び異常を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとるものとする。

(4) 海上保安部署又は港長は，海難船舶又は漂流物，沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ，又は生ずるおそれのあるときは速やかに必要な措置を講じるとともに，船舶所有者等に対し，これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じべきことを命じ，又は勧告するものとする。

ウ 応急標識の設置

海上保安部署は，水路の水深に異常を生じたおそれがあるときと認められるときは，必要に応じて調査を行うとともに，応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

また，航路標識が破損し，又は流失したときは，速やかに復旧に努めるほか，必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

エ 航行警報等の実施

海上保安部署又は港長は，航路障害物の発生，航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき，又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは，速やかに地域航行警報又は安全通報を行うとともに，必要に応じて六管区水路通報により周知させるよう努めるものとする。

オ 油流出事故等の周知

海上保安部署は，大量の油の流出等により船舶，水産資源，公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは，地域航行警報，安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知するものとする。

第2項 輸送計画

地震・津波が発生した場合に、市、県及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機又は運送業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

1 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資、資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 飲料水、食料、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

2 輸送車両等の確保

(1) 市の措置

ア 市は、地震・津波発生時における輸送車両等の運用計画又は調達計画をあらかじめ定めておき、その中で、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にするなど、人員及び物資等の輸送手段を確保する。なお、船舶等については、海上保安部署又は船舶所有者の協力を得る。

イ 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他市町又は県に斡旋を要請する。

- (ア) 輸送区域及び借上期間
- (イ) 輸送人員
- (ウ) 車両、船舶等の種類及び台数
- (エ) 集結場所及び日時
- (オ) 車両、船舶等の燃料の給油場所及び給油予定量
- (カ) その他必要事項

(2) 県の措置

市から輸送手段の確保について、県に要請があった場合又は災害対策本部長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請する。

3 交通施設災害応急対策

道路、港湾、鉄道、軌道等の交通施設にかかる災害応急対策は、それぞれ管理者が実施するが、この場合最小限度の機能を確保することを第1の目標とし、これが確保された後本来の機能回復に努めるものとする。

市は他の応急対策責任者の行う対策が円滑に実施されるよう協力するものとする。

4 輸送応急対策

(1) 被災者，災害対策要員の輸送，応急対策のための資材，物資の輸送等は，道路輸送，海上輸送，鉄道輸送等あらゆる方法を用いて関係者の協力を得て斡旋するものとする。

(2) 道路輸送

陸上輸送に必要な車両は，それぞれ災害応急対策責任者において確保することとし，責任者において確保できないときは，市長は関係者の協力を得て実施する。

(3) 海上輸送

災害の態様により海上輸送が必要となる場合の船舶は，海上保安部署又は船舶所有者の協力を得て確保するものとする。

なお，海上輸送に関し，海上交通安全の確保のため必要な次の措置については，海上保安部署に要請する。

ア 船舶交通の整理，指導

イ 船舶交通の制限又は禁止

ウ 船舶交通の危険を予防するための応急措置

エ 港湾関係者等との通信確保及び災害状況の提供

オ 水路の安全

カ 航路標識の点検，復旧

鞆～走島間海上輸送業者

名称	所在地	船名	総トン数	定員	機関の種類	馬力及び速力	管理者
走島汽船 有限会社	福山市 鞆町鞆 776-1	神勢丸	99t	192人	ディーゼル 機関	1000馬力 11.0ノット	村上亨

(4) 災害の態様により鉄道，航空機等による輸送が必要となった場合は，市長は直ちに県に要請するものとする。

第3項 貯木及び在港船舶対策計画

津波によって生ずる水面貯木場からの木材の流出又は在港船舶の転覆座礁等の事故を防止するため、関係機関は平素から連絡を密にし、貯木場施設、係留施設の整備及び船舶の安全指導等を行い、財産の損失及び沿岸住民への被害の未然防止を図る。

1 貯木対策

(1) 実施責任者

貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者が管理上の責任を有するため、市長、警察署長、港長は、災害の発生するおそれがある場合、管理者等に対して除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 実施方法

ア 管理責任者の実施事項

- (ア) 木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意すること。
- (イ) 木材の係留施設を特に強化すること。
- (ウ) 木材は、強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止すること。
- (エ) 津波又は高潮により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行うこと。
- (オ) 木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じる。収容できない木材については、港長等の関係機関に通報すること。

(3) 市長等の指示

市長、警察署長、港長は、災害の発生が予想されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

2 在港船舶対策

(1) 実施責任者

津波又は高潮から在港船舶の安全を確保するため、港長又は海上保安部署長は港則法（昭和23年法律第174号）等に基づき所要の措置を実施する。

(2) 実施方法

ア 移動命令

港長は、特に必要があると認めるときは、港則法第10条、第37条第3項及び第37条の5の規定により、港則法第2条に定める港に在港する船舶に対して、移動（避難）を命ずる。

イ 乗船命令

港長は、港則法第8条第3項の規定により危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又は係留中の船舶に対して必要な船員の乗船を命ずる。

ウ 海上保安官の行う避難勧告

海上保安官は、海上における人命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、避難の勧告を行う。

(3) 関係機関の協力

警察署，港湾管理者，漁港管理者及びその他の関係者は，港長又は海上保安部署長の行う在港船舶対策に対して協力を行う。

第 8 節 避難受入れ及び情報提供活動

第 1 項 避難対策計画

地震・津波により建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流、津波等が発生した場合は、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ広島県地震被害想定等及び広島県津波浸水想定図を基に緊急避難場所の選定を行い、平素から市民への周知を図るとともに、市民を含めた訓練に努める。

1 避難に関する計画

(1) 避難の指示

ア 避難の指示権者

(7) 災害対策基本法による場合

措置権者	措置する場合	措置内容	条項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合	立退き、立退き先を指示等する。	第 5 6 条 第 6 0 条 1 項・3 項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長が指示できないとき、又は市長が要求したとき。	同上	第 6 1 条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するための警戒区域を設定した場合	災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	第 6 3 条 第 1 項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又は市長等が要求したとき。	同上	第 6 3 条 第 2 項
自衛官	同上の場合 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	第 6 3 条 第 3 項

(1) その他法令による場合

措置権者	措置する場合	措置内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合	区域からの退去を命令	消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 第 28 条第 1 項
警察官	同上の場合で消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	消防法 第 28 条第 2 項

知事，その命を受けた職員	地すべりの危険が切迫した場合	必要と認める区域の居住者に立退きを指示	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条
--------------	----------------	---------------------	---------------------------

措置権者	措置する場合	措置内容	根拠法令
警察官	人の生命，身体に危険を及ぼし，又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合	関係者に警告を發し，危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官。又は，警察官がその場にいないとき，警察官職務執行法第4条の規定を準用する場合	同上	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条

(ウ) 避難のための立退きを指示し，又は立退き先を指示したときは，速やかに，その旨を知事に報告する。

イ 避難の指示

(7) 市長は，火災，がけ崩れ，土石流，津波等の事態が発生し，又は発生のおそれがあり，住民の生命，身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは，速やかに立ち退きの指示を行う。

(イ) 市長は，強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合は，速やかに避難指示を發令する。

(ウ) 地震の発生により，降雨等による二次災害のおそれのある地域については，雨量・水位等による避難指示を發する基準を設けておく。

ウ 地区別に避難の指示をする場合の基準

あらかじめ地区別に災害危険場所の状況を調査し，避難の指示を發する場合の基準を定め，災害発生時における措置に万全を期することとする。

エ 避難の指示を行う場合の注意事項

(7) 避難の指示を行う場合は，發令者，避難を命ずる理由，避難日時，避難所及び避難の経路を明確にし，避難所については，あらかじめ選定しておくものとする。

(イ) 法令による措置権者は，災害時において混乱を生じないように，相互間の連絡を密にし，指示の發令について事前によく協議しておくとともに，指示を發令した場合は速やかにその旨を相互に通知するものとする。

(ウ) 緊急の必要がある場合は，災害対策基本法による市長の措置権限を消防職員，消防団員その他の職員等に専決させることができる。

オ 住民，関係団体等に対する伝達の方法

市長及びその他避難の指示を行うべき措置権者は，あらかじめ，関係者への周知徹底の方法を計画し，ラジオ，テレビ，有線放送施設，広報車等の利用及び消防団員等の協力，その他適切な方法により，指示が関係者に徹底するよう平常から準備し関係機関との協力体制を確立しておくものとする。

カ 学校，保育所，工場等多数の人が集まる場所の設置者等の処理すべき業務学校，保育所，工場，映画館，百貨店その他多数の人が集まる建物，場所の設置者又は管理者は，市長から避難の指示を受けたときは，関係者を速やかに安全な場所に避難させる責務を有するものとする。

それぞれの設置者又は管理者は，あらかじめ市長と協議して，避難計画を作成しておき，その計画に基づいて，随時避難訓練を実施する等，災害発生時の措置について万全を期すよう努めるものとする。

(7) 学校等においては，園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて，平素から教育，保健衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては，患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて，平素から受入れ施設の確保・移送の方法，保健衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

2 緊急避難場所・避難所の開設

(1) 緊急避難場所・避難所の開設責任

災害のため被害を受けた者又は避難の指示により市長は切迫した災害の危険から命を守るため緊急一時的に避難させるための緊急避難場所を開設し，災害により住宅を失った者が一定期間避難生活が必要な場合は，避難所を開設する。

災害救助法が適用された場合，市長は開設責任者となり，緊急避難場所・避難所を開設し救助にあたる。なお，市長は，緊急避難場所・避難所を開設したときは，県に対しその旨を報告する。

(2) 市が緊急避難場所・避難所を開設したときの報告

市が緊急避難場所・避難所を開設したときは，次の事項について県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 受入れ人員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

(3) 緊急避難場所・避難所・避難路の指定

市長は，緊急避難場所・避難所・避難路の指定に当たっては，緊急避難場所・避難路の周辺にがけ崩れ，浸水，大火による輻射，工場の爆発などの危険がなく，災害時においても避難住民の安全が十分に保てると認められる場所など，地域条件等を考慮し地域ごとに緊急避難場所・避難所を定めておくものとする。

さらに，要配慮者のため特別に配慮がなされた福祉避難所の設置や，必要に応じて旅館やホテル等の借り上げ，一般の避難所に区画された部屋を設けるなど，要配慮者にとって生活しやすい避難所の確保に努めるものとする。

また，被災地に近く集団的に受入れできる既存建物を優先し，野外仮設はできるだけ避けるようにする。指定した避難所・避難路については，平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

なお，既存建物を利用する場合には，炊出施設その他の条件を考慮して避難所と

して適切なものから順次指定するものとする。

ア 避難所の選定基準

- ・避難者一人当たりの必要面積は2㎡以上とする。
- ・要避難地区の全ての住民を受入れできるよう配置する。
- ・避難所内の木造建築物の割合は総面積の2%未満であり、かつ散在していること。
- ・避難所は、大規模なげ崩れ、土石流や浸水などの危険のないところとする。
- ・純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

イ 避難路の選定基準

- ・避難路は、緊急避難場所に通じる道路又は緑道であること。
- ・避難中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- ・道路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、概ね8m以上の幅員を有する道路を選定する。

(避難住民の安全を確保するため、幅員が15~10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。)

- ・避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- ・津波による浸水等も考慮し、海岸及び河川沿いの道路等は原則、経路として選定しないこと。
- ・地震災害時に一部不通となる場合に備え、代替の避難路にも配慮すること。
- ・津波による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 福祉避難所

施設がバリアフリー化されているなど一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた条件で指定した避難所のことである。保健センターや社会福祉施設等の既存施設を利用するのが適当である。また、市は、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報を収集し、施設管理者と十分調整し、協力を得られる施設を選定し、福祉避難所として指定する。

3 避難者の誘導及び移送

(1) 避難誘導にあたる者

- ア 市職員、警察官、消防職員、その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織等のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

- ア 避難者の誘導に当たっては、高齢者、幼少児、傷病者、女性、障がい者等を優先する。
- イ 避難・立退きに当たっては、避難者が各個行うことを原則とする。ただし、自立による立退きが不可能と認められる場合は、市において行うものとする。

ウ 避難指導者は、避難・立退きにあたって携帯品を必要最小限度に制限し、円滑な立退きについて適宜指導するものとする。

エ 緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

オ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じて実施するものとする。

(3) 再避難の措置

誘導にあたる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合は、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

(4) 避難所の管理運営

基本・風水害対策編 第3章 第9節 第1項 4 避難所の管理運営 参照

(5) 広域的避難

基本・風水害対策編 第3章 第9節 第1項 5 広域的避難 参照

(6) 土砂災害に係る避難対策

土砂災害防止法第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を定め、市民に周知しておく。

4 要配慮者の避難等

基本・風水害対策編 第3章 第9節 第1項 3 要配慮者の避難等 参照

5 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、県及び市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

6 広域避難場所・避難路の選定

(1) 広域避難場所

地震・津波により、広域にわたって著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、市民の生命の安全を確保するため、大規模な避難に適する場所として、広域避難場所を指定する。

(2) 緊急避難場所

ア 学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等で、集合する避難者の安全がある程度確保されるスペースを有すること。

イ 一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所であること。

ウ 短時間にかつ容易に避難できる場所であること。

エ 津波の来襲を考慮し、十分な地盤標高を有すること。

なお、津波災害を想定した緊急避難場所の選定に当たって、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ津波に対する性能、耐浪性を十分確保した高層建物の中・高層階を緊急避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等を確保するものとする。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、広島県で想定される津波高を考慮し、避難は原則として3階以上とする。

(3) 避難路

避難中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設全体の安全性について十分検討し、必要により適切な措置を講じる。

第2項 災害広報・被災者相談計画

市及び防災関係機関は、地震・津波発生後できる限り速やかに、一般市民及び報道機関に対し、公共施設の被害の有無や復旧見込み、当面の応急的な措置等に関する広報活動を展開する必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は役割分担を決め、被災市民だけでなく被災を免れた市民に対しても広報活動を行うこととする。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

災害時における広報活動の意義は、

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 災害発生直後の広報は、迅速・的確な情報を提供することにより市民に現実的な状況判断を行わせる。2 市域（管轄区域）を巡回し「機関名」を連呼することにより、市及び防災関係機関が健在であることをアピールする。 |
|--|

このことにより、憶測による人心不安やデマ情報の流布による社会秩序の混乱を最小限にとどめるとともに、市民が一時も早く生活再建のための活動に取り組むよう促す。

1 実施機関とその役割

(1) 市（上下水道局・消防局を含む。）

市は、関係機関と密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

ア 災害発生直後の広報

- (ア) 地震・津波に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- (イ) 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- (ウ) パニック防止・デマ情報への注意の呼びかけ
- (エ) 避難の指示
- (オ) 避難行動要支援者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- (カ) 市内の被害状況の概要
 - a 火災の発生状況
 - b 建物破壊の発生状況
 - c 道路、橋梁、港湾の破損及びがけ崩れ、その他の地盤災害の発生状況
- (キ) 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること。
 - a 災害対策本部の設置
 - b 緊急避難場所、避難所、救護所の設置
 - c 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施
- (ク) 二次災害防止に関する情報（電気、ガス、水道等の措置）
- (ケ) その他安心情報等必要な情報
- (コ) 被災建築物応急危険度判定活動に関する情報

イ 被害の状況が静穏化した段階の広報

- (ア) 被害情報及び応急対策実施状況に関すること。
 - a 被災地域の状況
 - b 救護所、避難所の開設状況

- c 応急給水，応急給食等の実施状況
 - (イ) 安心（安否）情報
 - a 「・・・地域は被害なし」
 - b 「・・・小学校児童は全員無事に・・・へ避難」
 というような被害のない事実及び安否確認のための情報
 - (ウ) 生活関連情報
 - a 電気，ガス，水道，下水道の復旧状況
 - b 食料品，生活必需品の供給情報
 - (エ) 通信施設の復旧状況
 - (オ) 道路，橋梁，港湾の状況
 - (カ) 電車，バス等公共交通機関の復旧，運行状況
 - (キ) 医療機関の活動状況
 - (ク) ボランティア活動に関する情報，仮設住宅，ホームステイ等に関する情報，臨時相談所に関する情報
 - (ケ) その他必要な情報
 - (コ) 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- (2) 警察署（福山東警察署，福山西警察署，福山北警察署）
- 警察署は，市の災害対策本部，消防署その他の関係機関と協力して，次の事項に重点をおいて広報活動を実施する。
- ア 交通規制に関すること。
 - イ 犯罪防止に関すること。
 - ウ その他必要な事項に関すること。
- (3) 海上保安部署
- 海上保安部署は，市の災害対策本部，警察署その他の関係機関と協力して，次の事項に重点をおいて広報活動を実施する。
- ア 津波対策に関すること。
 - イ 港湾における船舶の係留，航行安全に関すること。
 - ウ 海上における犯罪の防止に関すること。
 - エ その他必要な事項に関すること。
- (4) 西日本電信電話(株)中国支店
- 西日本電信電話(株)中国支店は，災害のため通信が途絶したとき，又は利用の制限を行ったときは，広報車，窓口掲示等の方法により，利用者に対して広報活動を実施する。
- ア 通信途絶，利用制限の理由及び内容
 - イ 災害復旧のためにとられている措置及び復旧見込時期
 - ウ 利用者に協力を要請する事項
- (5) 中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンター
- 中国電力ネットワーク株式会社福山ネットワークセンターは，感電事故及び漏電による出火を防止するため，利用者に対し，次の事項について広報活動を実施する。

また、停電の状況、復旧予定時期等については、可能な限り広報車により、直接当該地域に周知する。

ア 無断昇柱，無断工事をしないこと。

イ 断線，電柱倒壊等を発見した場合は，接触を避けるとともに，最寄りの事業所へ通報すること。

ウ 地震・津波発生直後は，使用中の電気器具のプラグを抜くこと。

エ 屋外へ避難する場合は，分電盤のブレーカーを切ること。

オ 停電区域及びその復旧状況，復旧見込み等の情報提供をすること。

(6) 福山瓦斯(株)

福山瓦斯(株)は，ガスによる災害を防止し，市民の不安解消を図るため，次の事項について広報活動を実施する。

ア 地震・津波発生時（供給を継続している場合）

(ア) ガス栓を閉めること。

(イ) ガスメーターのコックを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合は，火気の使用は厳禁であること。また，ガス漏れを発見した場合は，福山瓦斯(株)へ連絡すること。

イ 地震・津波発生時（供給を停止した場合）

(ア) ガスの供給を停止していること。

(イ) 供給再開の連絡（広報）があるまで使用しないこと。

ウ 供給再開時

(ア) ガスの供給を再開していること。

(イ) ガス漏れに十分注意すること。ガスの臭いがする場合は，火気の使用は厳禁であること。

(7) 西日本旅客鉄道(株)等の公共交通機関

西日本旅客鉄道(株)等の公共交通機関に関する広報活動は，各機関が駅及びバスセンター等へ掲示して行うほか，市が情報提供を受けて行う。

2 市の広報活動の実施手順

(1) 広報活動の決定

市が実施する広報については，情報の統一を図るため広報班を経由して行うこととし，広報ルートの一歩化を図る。

また，緊急性の有無や対象地域の限定等により，広報の方法（手段）を適切に使い分けることとする。

ア 広報活動の決定

広報活動の実施及び広報事項の決定は，市長（本部長）の指示に基づき，情報班長が行う。

災害時に本部が行う広報活動については，次の2つの場合が想定される。

○本部の自主的な判断により広報を行う場合

○防災関係機関からの依頼により広報を行う場合

いずれの場合も，情報の統一を図るため広報ルートの一歩化を図る。

イ 広報活動の方法

(7) 広報車による広報

必要に応じ、必要な地域に広報車を出動させ、広報活動を実施する。

広報車による広報活動は、音声だけでなく、ビラ、チラシ等の印刷物の配布についても検討を行う。また、広報車はゆっくり運転すること。

(イ) 市職員による口頭及びチラシでの伝達広報

広報車による広報活動が不可能な地域又は特に必要と認められる地域に対しては、職員2名を1組として、口頭及びチラシにより広報活動を実施する。

その際、職員には無線機を携行させ、常に本部と連絡をとりながら広報を実施させること。

(ウ) 公共施設への広報文の掲示

(エ) 自主防災組織及び自治会等を通じた連絡

(オ) 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報

(カ) インターネット等を利用した広報

(キ) Lアラートとのデータ連携によるテレビ等からの情報伝達

(ク) コミュニティFMの活用

(ケ) 登録制メール、緊急速報メールの活用

※ その他、必要な場合は、消防及び警察等防災関係機関、広島県、報道機関の協力も要請する。

ウ 広報実施にあたり注意すべき事項

(7) 地震・津波発生直後の広報において、避難の指示など緊急事項を伝達する場合には事態の切迫している感じを伝えるよう努める。

(イ) 被害の状況が静穏化した段階の広報において、生活関連情報及び道路交通状況等を伝達する場合には、災害対策の体制が着実に活動している感じを伝えるよう努める。

※ いずれの時も、屋内にいる場合には聞き取りにくいので、音量、音質、響鳴を考慮し、ゆっくり正確に、3回以上繰り返すこと。

エ 緊急警報等の放送依頼

市は、緊急時における情報伝達手段としてラジオ・テレビの放送機能を有効に活用する。

避難の指示等、緊急に伝達する必要がある事項について、その必要があると認める時は、本部長の指示により情報班長が各報道機関へ緊急放送を要請する。

なお、この緊急放送の要請については、広島県地域防災計画に定める災害時における放送要請に関する協定に基づき、原則として県を通じて行うこととするが、緊急やむを得ない場合には、直接報道機関に要請し、要請後速やかに県に報告するものとする。

知事と放送機関との放送要請に関する協定は次のとおりである。

(7) 県と日本放送協会との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和53年12月21日

協定者 甲 広島県知事 宮澤 弘

乙 日本放送協会

中国本部長 大泉 利通

(イ) 県と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日 昭和 56 年 3 月 20 日

協 定 者 甲 広島県知事 宮澤 弘
乙 株式会社中国放送
取締役社長 山本 満夫
広島テレビ放送株式会社
取締役社長 河村 郷四
株式会社広島ホームテレビ
代表取締役 宮田 正明
株式会社テレビ新広島
取締役社長 金光 武夫

協定年月日 昭和 58 年 5 月 1 日

協 定 者 甲 広島県知事 竹下 虎之助
乙 広島エフエム放送株式会社
取締役社長 松田 耕平

(ウ) 市と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

○災害等情報の放送に関する協定

協定年月日 1997 年 2 月 14 日

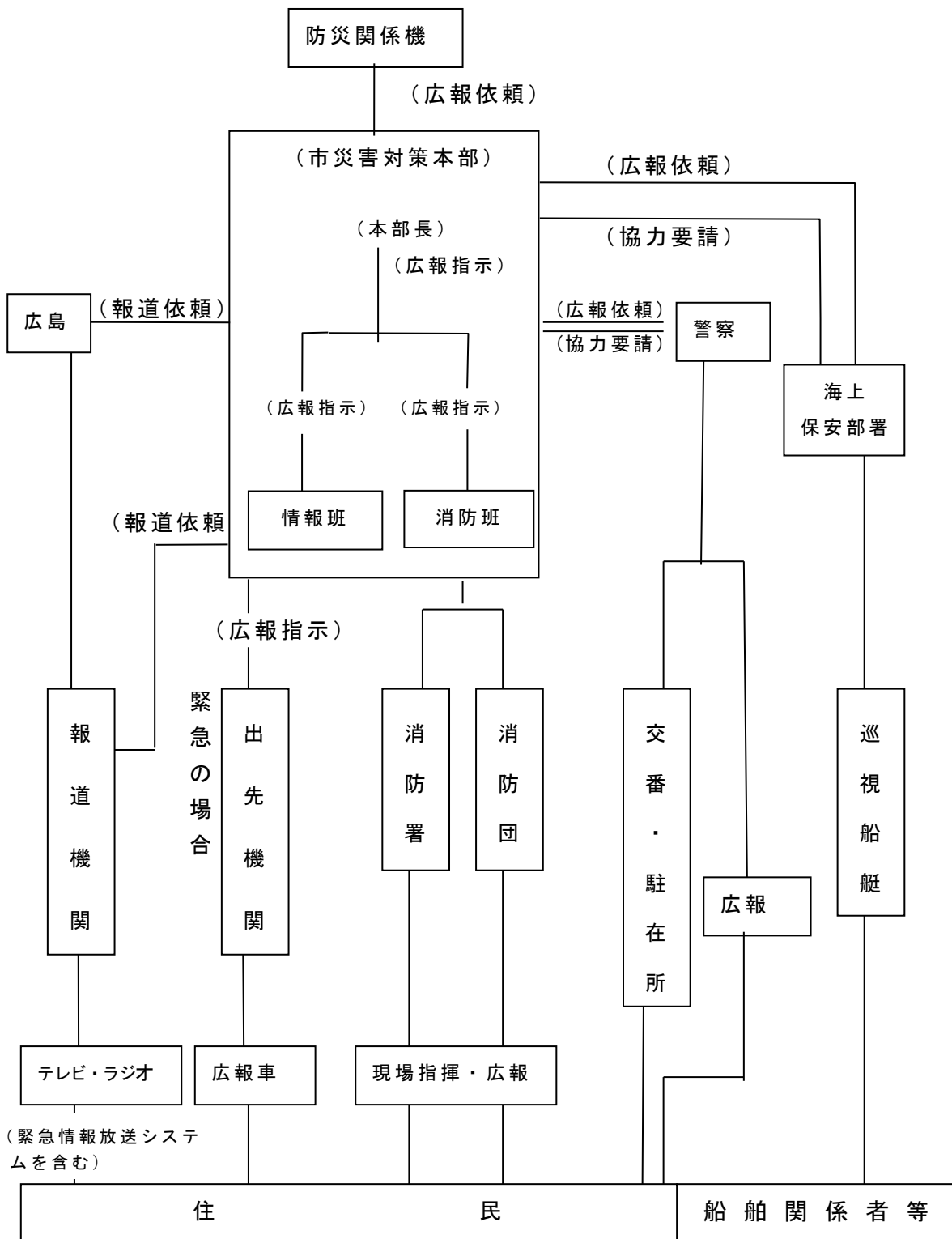
協 定 者 甲 福山市長 三好 章
乙 株式会社エフエムふくやま
取締役社長 鈴木 康平

○緊急情報放送設備の使用に関する協定

協定年月日 2000 年 9 月 1 日

協 定 者 甲 福山市長 三好 章
乙 株式会社エフエムふくやま
取締役社長 鈴木 康平

広報ルート図（広報決定から実施まで）



3 被災者相談活動

(1) 被災者相談機関

各防災関係機関は、地震・津波災害が発生した時は、各々の所管事務に応じ被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

(2) 相談方法

各防災関係機関は、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため相談窓口を設ける。

また、必要に応じて被災地及び避難所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 安否情報の提供等

市又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

地震・津波災害により住居を失い又は著しい損傷を受け自らの資力で回復できない者に対して災害救助法が適用された場合、知事は応急措置として、仮設住宅の建設又は被災住宅の応急修理を行って、住宅応急対策を講じる。この場合、市長は知事に協力する。

1 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する受入れ施設（応急仮設住宅を含む。）の供与（仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ）
- (2) 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (3) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

2 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、受入れ施設の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保に努めるものとする。なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他県へ被災者を一時受入れするための施設の提供を要請する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき、市長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について市長に実施を委任したときは、市長が実施する。
- (4) 市は、地震・津波により多くの建築物・宅地が被害を受け、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。
知事は、市長から支援の要請があった場合は、必要な支援を行う。

3 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ

- (1) 建設場所の確保
建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保することとする。ただし、やむを得ない場合には、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者と十分協議しておく。
- (2) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、り災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて、対象の拡充について検討する。

(3) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が知事から指示を受けるものとする。ただし、特別な事情がある場合には、知事が自ら実施するものとし、市長は実施に協力するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

(5) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保することとする。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合、利用しようとする土地の所有者と十分協議しておく。

ウ 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

エ 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(6) 民間賃貸住宅の借上げ

知事は、民間賃貸住宅の借上げを迅速に実施するため必要となる取扱い等について、あらかじめ検討を進めるものとする。

ア 関係団体との協力協定

(ア) 知事は、災害時に民間賃貸住宅の借上げを迅速に進めるために、民間賃貸住宅に係る関係団体と、借上げ可能な民間賃貸住宅の空き家情報の提供について、あらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

(イ) 知事は、民間賃貸住宅の無報酬での媒介について、宅建業関係団体に対して協力を要請するものとする。

(ウ) 知事は、民間賃貸住宅の提供について、協定締結団体に対して協力を要請するものとする。

(エ) 知事は、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。

(オ) 知事は、平時から協定を締結した関係団体と緊急時の連絡体制や制度運用等について情報共有を図るものとする。

4 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、市長が知事から指示を受けて実施するものとする。ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は、市長の協力を得て知事自ら実施するものとする。

(1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査、修理対策基準により知事が市長の意見を聞いて決定する。

(4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行うこととする。

(5) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3カ月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期限の延長をする。

5 公営住宅の提供

- (1) 災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合は、公営住宅の一時的目的外使用許可による受入れ施設の提供も考慮する。
- (2) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に規定する住宅被災市町村の基準に適合する場合については、当該災害により住宅を滅失した者に対して、公営住宅の使用許可による住居を提供するものとする。

6 企業等宿泊施設及び職員用住宅等の供与

知事は、上記5の公営住宅の提供を考慮する場合は、企業等の所有する社宅・寮及びその他宿泊施設の提供による供与について協力を要請するものとする。

7 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により市域に多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、福山市被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、被災建築物の危険度判定を実施する。

8 民間賃貸住宅の情報提供

知事は、民間賃貸住宅の情報提供や無報酬での媒介について（公社）広島県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会広島県本部に対して協力を要請するものとする。

9 被災宅地の危険度判定

市長は、福山市被災宅地危険度判定マニュアルに基づき、被災状況に応じ必要と認められる場合は、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握することにより、二次災害を防止又は軽減するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

市長は、災害救助法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定により、知事から実施を指示された場合は、地震・津波災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、食料の供給又は給食を行う。

また、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

1 実施責任者及び実施内容

- (1) 市長は、地震・津波災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。
- (2) 市長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。
- (3) 知事は、市長の要請があった場合又は必要があると認めた場合は、食料を調達し供給する。

2 食料供給の実施方法

(1) 市

ア 市長は、地震・津波災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、できるだけ市が開設する避難所内又はその近隣において実施する。

イ 市長は、知事から食料の供給を受けた場合、それを被災者に円滑に供給できるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

ウ 市長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

エ 被災者の健康状態や要支援者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえて、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

(2) 県

知事は、市長から食料供給の要請があった場合又はその必要があると認めた場合、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講じるものとする。

ア 備蓄食料を供給する。

イ 米穀については、販売業者に売却を要請する。それが不可能な場合は、農林水産省に災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

- ウ 弁当，パン，缶詰，インスタント食品，調整粉乳，副食調味料等については，関係販売業者等から調達する。
- エ 防災関係機関や販売業者等と密接に連携して，供給可能な数量，その保管場所等をあらかじめ把握しておく。
- オ 必要に応じ，近隣市町，他府県又は国に食料援助を要請する。なお，他市町等から受けた食料援助は，被災者に適正かつ円滑に供給することに努める。
- カ 避難の長期化等を考慮して，必要に応じ関係団体と連携して市が栄養管理に配慮して食料の供給及び給食，炊き出し等が実施できるよう支援する。

3 食料供給の適用範囲及び期間

- (1) 災害時に被災者及び応急対策従事者に対し，災害救助法による食料の供給又は給食を行い食料の応急確保に努める。

区分	実施の内容	実施責任者	摘要
供給	主食及び副食調味料の確保	市長	
給食	災害救助法が適用された場合，次の者に対する炊出し <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に受入れた者 ・住家被害が全壊，半壊，床上浸水等で炊事のできない者 ・前号の住家への宿泊人，来訪者 ・被災地内に停車，停船した列車，船舶等の旅客で責任者の能力では給食を受けることが期待できない者 ・応急対策従事者で必要な者 ・被災により，水道，電気，ガス等の供給がなく，炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者も含む。） 	市長	
	災害時に応急対策に出勤した者に対して炊き出しの必要な場合	市長	

- (2) 適用期間

災害の発生した日から7日以内とする。ただし，特に必要があると認めた場合は期間を延長する。

- (3) 給食の方法

市長が行う災害の場合の給食は，市民部長が所掌し，その労務については，市職員及び地区の消防団員その他の協力によるものとする。

- (4) 給食用資材，食料の確保

市長は，地震・津波災害発生時の給食に対処するため，あらかじめ給食用資材，食料の在庫，調達方法，輸送方法等について計画を立て，関係機関との協力体制を確立して，地震・津波災害発生時の給食の実施に万全を期するよう努めるものとする。

4 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は，原則として災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第 2 項 給水計画

地震・津波災害により水道，飲用井戸等の給水施設が破壊され，又は飲料水が汚染されたため，飲料水を得ることができない者に対し，市，県，水道事業者は飲料水の確保及供給に努めるものとする。

1 実施責任者

実施責任者は，次の区分により供給する。

なお，災害救助法が適用される前においては，水道により水を供給しているときは，上下水道事業管理者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	根拠法令	実施責任者	摘要
災害により施設が破壊され，又は汚染により飲料水を得ることができないため，災害救助法が適用された場合	災害救助法 第 13 条 同法施行令 第 17 条	市長 (知事が実施を 委任した場合)	
災害時に感染症が発生したことにより市長が生活用水の使用又は給水を制限し，又は禁止し，これに伴い生活用水を供給する場合	感染症の予防及び 感染症の患者に 対する医療に 関する法律 第 31 条	市長	
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益保護のため必要と認め知事が命令した場合 (供給区域外への給水)	水道法 第 40 条	水道事業者	

2 実施方法

(1) 水道事業者等

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため，次の措置を講ずる。

- ア 給水車，給水船等による応急給水を実施する。特に，災害拠点病院や透析医療機関，災害拠点精神科病院など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。
- イ 浄水場，配水池，避難所等で拠点給水を実施する。拠点給水には，受水槽，仮設水槽の活用を図るよう努める。
- ウ 避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。
- エ 必要に応じ水質班を組織し，水質検査及び消毒等を実施する。
- オ 給水用資機材の調達を行う。
- カ 関連事業者等の協力を得て，応急仮配管の敷設，共用栓の設置等を行う。
- キ 飲料水の確保，給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは，隣接する水道事業者又は県に応援を要請する。
- ク 応急給水場所や通水状況，通水の見通し等を広報し，住民への周知を図る。

(2) 市

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため，次の措置を講ずる。

- ア 緊急避難場所周辺のビル等の受水槽の活用を図る。

イ 給水用資機材の調達を行う。

ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

エ 応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。

(3) 県

市及び水道事業者の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう、次の措置を講じる。

ア 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。

イ 水道事業者等の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、隣接市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路(株)等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

第3項 生活必需品等供給計画

市及び県は、被災者に対し生活必需品を円滑に支給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内に卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

市及び県は相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を支給又は貸与し、及び被災者の応急救助を行う。

1 実施責任者

地震・津波災害による被害に対し、知事が災害救助法を適用した場合、知事は、市長を補助執行者として生活必需品等を被災者に支給又は貸与する。

なお、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定により知事が、生活必需品等の支給又は貸与の実施を委任したときは、市長が実施責任者となり実施する。

2 実施基準

(1) 生活必需品等の支給又は貸与を受ける者

地震・津波により住家に被害（全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他生活上必要な最小限の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無に関わらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要があると認められる場合は、その期間を延長する。

(3) 生活必需品等の範囲

ア 寝具（毛布等）

イ 外衣（ジャージ等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

エ 身の回り品（タオル、サンダル等）

オ 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

カ 食器（コップ、皿、箸等）

キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ、哺乳瓶等）

ク 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

3 実施方法

(1) 市

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

(2) 県

- ア 市から、生活必需品等の調達の要請があったときは、原則として、災害救助法施行細則の支出限度額の範囲内で購入計画をたてる。
- イ 前号の購入計画に基づき、県の備蓄物資及び卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を、市に緊急輸送する。
- ウ 県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、近隣他県への応援を要請する。

第 4 項 救援物資の調達及び配送計画

基本・風水害対策編 第 3 章 第 1 0 節 第 4 項 救援物資の調達及び配送計画 参照

第 10 節 保健衛生・防疫，遺体の取扱いに関する活動

第 1 項 防疫計画

市及び県は，地震・津波災害発生時において，生活環境の悪化，被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため，防疫について必要事項をあらかじめ定め，感染症の発生及び拡大の防止のための防疫活動を実施する。

津波被害の被災地においては，津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により，悪臭，害虫の発生など衛生上の課題が予想されることから，防疫活動に万全を期すよう，十分に留意するものとする。

1 実施責任者及び実施事項

実施責任者	実施の内容	条 項
知 事	・ 臨時予防接種の実施，指示	予防接種法 (昭和 23 年法律 第 68 号) 第 6 条
市 長	・ 感染症に汚染された場所の消毒 ・ ねずみ族，昆虫等の駆除等 ・ 飲食物，衣料，寝具その他の物件に係る移動制限その他感染症予防上必要な措置 ・ 遺体の移動制限 ・ 生活用水の使用制限及び供給 ・ 建物に係る立入り制限等の措置 ・ 感染症に汚染された場所等の交通制限，遮断	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 27 条～第 33 条
住 民	・ 消毒の実施	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条

2 市の防疫活動

- (1) 感染症に汚染された場所等の消毒を実施する。
- (2) ねずみ族，昆虫等の駆除を実施する。
- (3) 飲食物，衣料，寝具その他の物件に係る移動制限その他感染症予防上必要な措置を実施する。
- (4) 遺体の移動制限を実施する。
- (5) 生活用水の使用制限・供給を実施する。

- (6) 必要に応じて汚染された建物等への立入り制限，禁止の措置及び交通制限・遮断等の措置を実施する。
- (7) 感染症患者が発生した場合は，必要に応じて速やかに指定医療機関への応急入院等の措置をとる。
- (8) 避難所における防疫を実施する。
- (9) 結核・感染症発生動向調査情報等に基づき，市民，医療機関等に対し，流行のおそれのある感染症予防に関する正しい知識の周知，徹底を図る。

3 県の防疫活動

- (1) 市に対する防疫指示等
市における災害の規模等に応じ，必要に応じて範囲及び期間を定めて臨時予防接種に関する指示を行う。
- (2) 医療体制の確保
感染症患者が応急入院等の必要がある場合で，指定医療機関の病床が不足するなど緊急を要するときは，適切な医療機関を指定し，医療体制の確保を図る。
- (3) 応援体制
保健所において，管轄の被災市が防疫活動に必要な人的能力に不足を生じたときは，その内容を災害対策本部に報告し，必要な職員の派遣を要請する。
- (4) 他の団体等と連携
県内の統一的な対応方針を提示するなど，他の地方公共団体，関係団体等の連絡調整，連携を図る。

第2項 遺体の搜索，取扱い，埋火葬計画

地震・津波発生時において死亡者が発生した場合，市・県及びその他防災関係機関は相互に連絡を密にして，遺体の搜索，処理及び埋火葬を実施する。また，大規模な災害により多数の死者が生じた場合は，遺体の取扱いを遅滞なく進める。

1 遺体の搜索

地震・津波災害時における遺体の搜索は，市長が消防機関その他関係者の協力により実施する。

地震・津波による被害に対して知事は，災害救助法を適用した場合，市長を補助者として，消防機関その他関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の基準に従い，遺体の搜索を行う。

なお，知事が市長に実施を委任したときは，市長が実施者となり遺体の搜索を行う。

(1) 陸上における搜索

市長は，警察署の協力を得て遺体の搜索を行い，遺体を発見したときは速やかに収容する。

(2) 海上における搜索

市長は，海上保安部署及び警察署の協力を得て遺体の搜索を行い，遺体を発見したときは，速やかに収容する。

2 遺体の取扱い

遺体を発見したときは，海上保安部署，警察署及び市は，次の措置を行う。

(1) 海上保安部署，警察署

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに，市と連絡をとり所要の措置を行う。

なお，多数の遺体がある場合は，遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため，検視場所の確保，検視に必要な資機材（水，電気，手袋，エプロン等）の準備・保管・提供，検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市と連携して対応するとともに，県公安委員会にあっては，必要に応じて警察災害派遣隊を要請し，体制の確保に努めることとする。

イ 身元不明遺体については，写真の撮影，指紋の採取，遺品の保存等を行い，速やかに身元確認に努める。

(2) 県

市の行政機能が喪失又は低下した場合，検視場所の確保，身元不明遺体の引き渡し等の措置を円滑に進めるため，市を積極的に支援する。

(3) 市

ア 遺体について，県警察と協議の下，医師による死因その他医学的検査を実施する。

イ 遺体の身元特定のために必要な資料等について，県警察等に積極的な提供を行う。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。

エ 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(7) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(1) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で、特定の場所（市内の各小中学校、交流館、集会所等）に集め、埋火葬の処理をとるまで一時保存する。

3 遺体の埋火葬

地震・津波災害時に死亡した者に対し、混乱期のため遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合に、市は自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も同様とする。

県は市町から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

(1) 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡した後に措置する。

(2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。

第 1 1 節 応急復旧，二次災害防止活動

第 1 項 公共施設等災害応急復旧計画

地震・津波によって被害を受けた公共施設の管理者は，市民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に，速やかに応急復旧工事を実施し，降雨等による水害・土砂災害等に備え，二次災害防止施策を講じることとする。特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では，二次災害の防止に十分留意するとともに，応急対策の円滑な実施に支障のないように努める。

なお，応急復旧終了後，被害の程度を十分検討し，必要な施設の新設又は改良等を行う。

1 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は，地震・津波により施設に被害を受けた場合，被災状況を速やかに調査し，応急復旧を図る。

2 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄道施設

鉄道管理者は，地震・津波により設備に被害を受けた場合には，被害状況を速やかに調査し，重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路，橋梁等の管理者は，地震・津波により施設に被害を受けた場合は，被害状況を速やかに調査し，沿道等の応急復旧計画と調整の上，応急復旧工事を実施する。

なお，高速道路については，緊急通行路としての機能を確保するため，上下線各 1 車線の確保に向けて最大限の努力をする。

(3) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は，港湾施設及び漁港施設が地震・津波により被害を受けた場合には，被害状況を速やかに調査し，沿道等の応急復旧計画と調整の上，緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

3 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川，海岸

河川，海岸管理者は，地震・津波により管理する施設に被害を受けた場合には，被害状況を速やかに調査し，二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防施設等

市及び県は、砂防施設等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急復旧工事を実施する。

4 治山施設等の応急復旧活動

市及び県は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

5 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

6 住民への広報活動

市、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等、必要に応じて住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道・電気通信施設災害応急対策計画

電力施設、ガス施設、水道施設、下水道施設及び電気通信施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

1 電力施設の応急対策

(1) 実施責任者

中国電力ネットワークセンター株式会社福山ネットワークセンター

(2) 地震・津波時における危険防止措置

地震・津波時において、送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講じる。

(3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧にあたっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道などの機関

ウ 被災者受入れ施設（学校など緊急避難場所や避難所に指定された施設）

(4) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は、隣接する他の事業所に融通を依頼する。

(5) 広報サービス活動の実施

地震・津波時には、次により、需要者に対する広報サービス活動を実施する。

ア 災害時における広報

施設の復旧状況、公衆感電事故防止を主体とした被災者への広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信及び広報車による巡回放送等により行い、必要に応じてラジオ、テレビ等による放送を報道機関に依頼する。

2 ガス施設の応急対策

(1) 一般ガス事業

ア 実施責任者
福山瓦斯㈱

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ，テレメーターによる主要導管の圧力変化，移動無線車及び事業所等の情報に加え，関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ ガス供給の停止（二次災害発生の防止）

被害の程度が甚大なときは全面的な供給の停止を行い，被害が地域的に限られている場合はブロック別に供給を停止する。また，主要施設の点検を行い，損傷施設からの漏洩防止に努める。

エ 要員及び資機材等の確保

(7) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき，災害復旧に必要な要員を確保するとともに，被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また，必要に応じて，広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。他のガス会社へ応援を依頼する場合は，応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(4) 復旧資機材

応急復旧は，あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は，他のガス会社に融通を依頼する。

(ウ) 広報活動

ガス施設の被害状況・復旧の見通し，ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い，必要に応じてテレビ，ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(2) 簡易ガス事業

ア 実施責任者
簡易ガス事業者

イ 応急対策，広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策，広報活動を行うものとする。

ウ 相互援助活動

日本簡易ガス協会中国支部「簡易ガス事業相互防災援助要綱」に基づき，災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

(3) 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者
液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策，広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策・広報活動を行うものとする。

3 水道施設の応急対策

(1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

(2) 応急復旧対策

ア 上下水道局対策本部の組織表及び業務分担表に従い、市内の指定給水装置工事事業者の協力を得て行うが、迅速に応急復旧等が行われるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定を行う。

イ 応急復旧等が、実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、市民へ周知する。

(3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

4 下水道施設の応急対策

(1) 実施責任者（小規模下水道を含む。）

公共下水道管理者

(2) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

施設の点検、応急修理を行うため、土木、機械、電気等の専門の技術者が必要となるため、迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

また、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

イ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

ウ 応急復旧等の支援体制

応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。県は、県を越える広域的な支援を必要と認めるときは、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき支援体制を整える。

5 電気通信施設の応急対策

(1) 実施責任者

西日本電信電話(株)中国支店

(株)NTTドコモ中国支社

NTTグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

(2) 応急対策

ア 重要通信の確保

(7) 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(イ) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておくものとする。

a 災害時優先電話の指定機関

b 非常電報・緊急電報『115』扱い

イ 非常通信の確保

(7) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び緊急避難場所等に特設公衆電話を設置するよう努める。

・臨時電話の設置

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(ウ) 携帯電話及び衛星携帯電話の貸出し【NTTドコモ中国支社】

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用

震度6弱以上の地震の発生及びその他災害等の発生等により被災地に向けた電話が混み合っかかりにくくなり、著しい通信輻輳が発生した場合に、安否等の情報を円滑に伝達する災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」を速やかに運用する。

また、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」を運用した場合、必要に応じ報道機関・自治体等の協力により、テレビ・ラジオ・防災無線等で利用案内を依頼する。

オ 災害用伝言板サービスの運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に「災害用伝言板サービス」を運用する。

カ 広報活動

(7) 広報車による広報活動を行う。

a 被災地域と被災模様

b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(イ) 掲示板等による広報（ホームページによる広報【NTTドコモ中国支社】

(ウ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

第3項 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

第 4 項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿，ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や，一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため，安全性や生活環境の保全を確保しつつ，廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。災害廃棄物の処理にあたっては，可能な限り廃棄物の再生利用を図り，最終処分量を低減させる。また，市内の既存処理施設を最大限に活用しつつ，関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

福山市災害廃棄物処理計画等に基づき対応する。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は，市が主体となって処理する。県は市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市の役割	県の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・仮置場の設置運営 ・廃棄物の運搬・処分等 ・県，他市町，民間支援団体等との協力体制に係る連絡調整・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町，他都道府県，国，民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・被災市町への事務支援，人的支援 ・被災市町による処理が困難な場合に，事務委託により災害廃棄物の処理を実施

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

平時の体制に加え，民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。

加えて，ボランティア，NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合は，社会福祉協議会，NPO等と連携し，作業実施地区や作業内容を調整，分担するなどして，効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが，大規模災害時等において市が必要と認める場合は，市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては，「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成29年9月環境省)を参照し，石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。

仮置場の区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管，破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(5) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等で周知に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

第5項 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって県民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況、関係市町の意見等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第 1 2 節 自発的支援の受入れ

第 1 項 ボランティアの受入れ等に関する計画

市・県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

1 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入体制

震災時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援及び専門ボランティアの派遣（以下、「支援等」）を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンター（以下「市災害ボランティアセンター」という。）は、連携を図り、ボランティアなどの受入や活動支援、情報収集・発信などを行う。

(2) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにNPO・ボランティア等と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

また、本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 市災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、市災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、市災害ボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(4) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市災害ボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市災害ボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア 市災害ボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ 県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(5) 市災害対策本部の役割

市が被災した場合、県災害対策本部及びその他防災関係機関と緊密に連絡、協議し、市災害ボランティアセンターへ支援等を行うものとする。

(6) 市災害ボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援に係るニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市災害ボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報をボランティアに対して的確に提供する。

(7) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

県内市町に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

2 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、県に登録されている専門ボランティアや市災害ボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

3 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び県は、庁舎、交流館、学校などの施設の一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については可能な限り貸し出し、効率的に活動できる環境づくりに努める。

4 災害情報等の提供

ボランティア活動に必要な災害情報等を、県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターに、市は市災害ボランティアセンターに、積極的に提供する。

5 ボランティアとの連携・協働

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

6 市災害ボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市災害ボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）は協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

7 ボランティア補償制度又は保険制度

市は、ボランティア活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

8 海外からの支援活動の受入れ

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国の受入計画に基づき、県が受け入れる。

第 1 3 節 文教計画

基本・風水害対策編 第 3 章 第 1 4 節 文教計画 参照

第 1 4 節 災害救助法適用計画

地震・津波により一定規模以上の被害が発生した場合、知事が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用し、同法に基づく応急救助を実施するものであるが、この場合、市長は知事を補助する。

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に報告し、この法律に基づく救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理に関して、知事の指揮を受けるものとする。

1 知事による災害救助法適用の方針

知事は、地震・津波により一定規模以上の被害が発生した市町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産の給付
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、同法施行令第 1 条の定めるところにより被害の程度が次の各号の一に該当する場合に適用される。

- (1) 市内の住家滅失世帯数が 150 世帯以上の場合
- (2) 広島県内の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が 75 世帯以上の場合
- (3) 広島県内の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が多数である場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって多数の世帯の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

(注) 住家滅失世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊、半焼等著しい損傷を受けた世帯については2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯については3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1の世帯とする。

3 災害救助法の適用手続き

- (1) 市における災害が前記「2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市は、直ちにその旨を県に情報提供する。
- (2) 県は、市からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、国（内閣府）から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、当該市、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。
- (3) 県は、災害救助法を適用したときは、速やかに公示する。

4 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要支援者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、1人1日当たり340円以内の額を加算できる。	災害発 生の日 から7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 集会施設の設置 概ね50戸に1施設設置可	災害発 生の日 から20 日以内 着工 供与期 間 完成 の日か ら2年 以内	1 高齢者等の要支援者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置することができる。 2 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。
炊き出しその他による食品の支給	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発 生の日 から7 日以内	食品支給のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事)	当該地域における通常の実費	災害発 生の日 から7 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
	のための水であること。)								
被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 … 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産に途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 1 次号に掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6ヶ月以内に完了）						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の支給	住家の全壊（焼） 流失半壊（焼）又は 床上浸水により 学用品を喪失又は 損傷し、就学上支 障のある小学校、 中学校、義務教育 学校の児童・生徒 及び高等学校等生 徒	1 教科書及び教科書 以外の教材で教育委 員会に届出又はその 承認を受けて使用し ている教材、又は正 規の授業で使用して いる教材実費 2 文房具及び通学用 品は、1人当たり次 の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発 生の日 から （教科 書）1ヶ 月以内 （文房具 及び通 学用品） 15日 以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支 給する。
埋葬	災害の際死亡した 者を対象にして実 際に埋葬を実施す る者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発 生の日 から10 日以内	災害発生の日以前に死 亡した者であっても対 象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態に あり、かつ、四囲 の事情によりすで に死亡していると 推定される者	当該地域における通 常の実費	災害発 生の日 から10 日以内	1 輸送費、人件費 は、別途計上 2 災害発生後3日を 経過したものは一応 死亡した者と推定し ている。
遺体の処理	災害の際死亡した 者について、遺体 に関する処理（埋 葬を除く。）をす る。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以 内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以 内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発 生の日 から10 日以内	1 検索は原則として 救護班 2 輸送費、人件費 は、別途計上 3 遺体の一時保存に ドライアイスの購入費 等が必要な場合は当該 地域における通常の実 費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄 関等に障害物が運 び込まれているた め生活に支障をき たしている場合で 自力では除去する ことのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発 生の日 から10 日以内	
輸送費及び賃 金職員等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域における通 常の実費	救助の 実施が 認めら れる期 間以内	
実費弁償	災害救助法第4条 第1号から第10号 までに規定する種 類	災害救助法第20条 第1項の規定により救 助に関する業務に従事 させた都道府県知事の 総括する都道府県の常 勤の職員で当該業務に 従事した者に相当する ものの支給を考慮して 定める	救助の 実施が 認めら れる期 間以内	時間外勤務手当及び 旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

5 市長による救助の実施

県及び市町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施するが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町長に委任する。

県から、市町長への事務委任は、原則として下表のとおりとする。

ただし、複数の市町における災害や市町の行政機能が損なわれる被災状況等、市町の実情に応じて、委任する事務を決定する。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市町に通知することにより行うとともに、市町へ救助事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、県は常にその状況把握に努め、万一、市町において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、県において委任元としての責任をもって、市町に対する助言等を行う等、適切な事務の遂行に努める。

市町長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市町長	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 死体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市町が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市町が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節 被災者の生活確保に関する計画

基本・風水害対策編 第 4 章 第 2 節 被災者の生活確保に関する計画 参照

第2節 生業回復等の資金確保計画

1 生業回復等の資金

被災者の生活安定及び生業回復のための資金については、国、県、各種金融機関の協力の下に各種法令及び制度の有機的な運用により、所要資金を確保するよう配慮する。

2 災害融資制度

関係法令等	内容
日本政策金融公庫法	農業基盤整備資金 農地、牧野の改良、造成または復旧に必要な資金 農林漁業施設資金（主務大臣指定） 農林漁業施設資金 農林漁業セーフティネット資金（災害等資金） 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金、造林資金、林道資金） 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設、共同利用施設）
生活福祉資金貸付制度要綱	生活福祉資金
母子及び寡婦福祉法	母子・寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）
独立行政法人福祉医療機構法	新築資金 増改築資金（甲種、乙種） 機械購入資金 長期運転資金
商工組合中央金庫法	災害復旧貸付
日本政策金融公庫法	災害復旧貸付
住宅金融公庫法	災害復興住宅資金融資
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	経営資金 事業資金
福山市災害弔慰金の支給等に関する条例	災害弔慰金、見舞金の支給、災害援護資金の貸付
福山市中小企業経営安定資金融資制度要綱（緊急支援資金）	特別枠を設け災害資金の貸付

3 融資制度の充実

生活福祉資金をはじめとする各種資金の貸付け、農業協同組合、各種金融公庫その他一般金融機関の災害融資を充実強化し、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努めるものとする。

第3節 義援金、救援物資の受入及び配分に関する計画

災害時に必要とされる義援金や救援物資の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分するものとする。

1 義援金の受入れ及び配分

(1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、関係機関は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

〔関係機関〕市、県、日本赤十字社広島県支部、広島県共同募金会、
日本放送協会広島拠点放送局等

(2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、義援金配分委員会を設置し、適当な配分について協議した上で、迅速に行うものとする。

なお、被災状況を速やかに把握するとともに、被災規模によっては義援金の一部を支給するなど配分方法等を工夫し、被災者への迅速な支給に配慮するものとする。

2 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れの方針

- ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整の上、調達する。
- イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

(2) 救援物資の受入れ

- ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合、市及び県等は受付窓口を設置する。
市の窓口は、市が災害対策本部を設置した場合の所掌事務により福祉班が担当する。
- イ 市は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。
- ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法を検討する。

(3) 受入体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。広報は、災害対策本部が設置された場合の所掌事務により広報班を通じて行う。

- ア 必要な物資と必要な量
- イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）
- ウ 救援物資の送付先、送付方法
- エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと
- オ 個人からの救援物資の受入れは行わないため、義援金での協力依頼

(4) 救援物資の配分

市及び県は、相互の連携のもとに避難所へ救援物資を配分する。その際、物資の種類に偏りが生じないように、各避難所のニーズに応じた適正な配分に努めるものとする。なお、送付先を避難所に設定するなど状況に応じた対応を行う。

(5) 個人からの救援物資の受入の例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(3)ア～エを広報し、物資の確保に努めるものとする。

第4節 施設災害復旧計画

1 基本方針

- (1) 市は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するように努める。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、災害関連改良事業を行う等施設の向上を配慮するものとする。

1 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては、現行の各種法令の規定により、恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図る。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は、次のとおりである。
 - 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
 - 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
 - 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
 - 道路法（昭和27年法律第180号）
 - 河川法（昭和39年法律第167号）
 - 砂防法（明治30年法律第29号）
 - 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
 - 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
 - 森林法（昭和26年法律第249号）
 - 海岸法（昭和31年法律第101号）
 - 港湾法（昭和25年法律第218号）
 - 漁港漁場整備法（昭和52年法律第137号）
 - 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
 - 生活保護法（昭和25年法律第144号）
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
 - 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
 - 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
 - 売春防止法（昭和31年法律第118号）
 - 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
 - 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
 - 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
 - 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）
- (3) 災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第5節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

- (1) 県及び市は、市街地の復興に当たり、再度災害防止とより快適な都市環境を目指すものとする。
- (2) 災害復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 被災地における市街地の復興

県及び市は、地震動やこれに起因する火災又は津波等により、甚大な被害を受けた市街地を、計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取組のプロセスや役割分担などの明確化に努める。

また、市街地開発事業等の実施により市街地を復興する場合、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

県及び市町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

注) 南海トラフ地震 地震の規模に関係なく、南海トラフ軸を震源とする地震の総称

南海トラフ巨大地震 南海トラフ軸で発生する地震の内、最大クラスのもの

第2節 基本方針

南海トラフ地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として次の点が挙げられる。

- (ア) 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生する。
- (イ) 津波の到達時間が極めて短い地域が存在する。
- (ウ) 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性がある。
- (エ) 南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なるほど甚大となる。

このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることを考慮した上で、防災関係機関、地域住民等、様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進することを基本的な考え方として、この計画を作成したものである。

なお、この計画に定めのない事項については、本編第2章から第4章によるものとする。この計画で定める地震防災対策の柱は、次の8点である。

1 各般にわたる甚大な被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、地震の揺れとそれに伴う火災による建物等の被害が、これまでの記録に残る地震災害とは次元の異なる甚大な規模であり、救急・救命活動、避難者への対応、経済全体への影響など、対応を誤れば、社会の破綻を招きかねないため、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすという観点から、事前防災の取組が極めて重要である。
- (2) 市は、人的・物的被害双方の軽減につながる耐震化を推進し、「揺れ」に伴う火災に対しても、火災が発生した場合の消火活動の困難さを考慮し、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」ことを目的とする事前の対策を推進する。
また、経済活動の継続を確保する観点からも、工場や事業所等における揺れや火災への対策を推進する。
- (3) ライフラインやインフラの事業者は、あらゆる応急対策の前提として、ライフラインやインフラの被災量を減らし、早期復旧を図るための対策を推進する。

2 津波からの人命の確保

- (1) 南海トラフ巨大地震では、津波高が高いため地盤の高い場所あるいは遠くへの避難が必要であるとともに、津波の到達時間が短いことから、市及び地域住民等は、安全な場所への避難のため、地域ごとにあらゆる手段を講じる。
- (2) 市は、県への海岸保全施設等の整備・維持に関する要望とあわせ、住民等の避難を軸に、情報伝達体制、緊急避難場所、避難所等の整備を行い、重要施設の耐浪化や見直し、土地利用の変更等の長い時間を必要とする対策を含めて、地域で最良の方策を検討する。
また、防災教育、避難訓練及び要配慮者の支援等の総合的な対策を推進する。

3 超広域にわたる被害への対応

- (1) 南海トラフ巨大地震では、震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村は、30都府県の734市区町村と超広域に及び、従来の応急対策やこれまであった国の支援システム、地方公共団体間の応援システムが機能しなくなるということを前提に相互支援のあり方を考える必要がある。
- (2) 市は、大量に発生する避難者に対応するため、避難所に入る避難者の優先順位付けの検討など、各種対策を講じるとともに、市中心部や孤立集落といった様相の異なる地域ごとの被災形態や対応策の検討、被災地域では自活のため、3日分程度、可能な限り1週間分程度の備蓄の備えなどへの理解を進めることにも取り組む。

4 経済に及ぼす甚大な影響の回避

復旧・復興を早め、経済への二次的波及を減じるため、ライフライン事業者やインフラ事業者等は、道路ネットワークや海上輸送ネットワーク等の交通ネットワークの強化若しくはライフライン施設又はインフラ施設の早期復旧を図る。

また、経済面での影響を減じるため、企業等は、事業継続計画の策定、サプライチェーンの複数化、流通拠点の複数化、経済中枢機能のバックアップ強化、重要なデータやシステムの分散管理等の対策を、企業間や業種を超えた連携についても検討する中で推進する。

5 時間差発生等への対応

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、市は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策を検討する。

6 外力レベルに応じた対策

- (1) 南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。
- (2) 地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。
- (3) 災害応急対策について、市は、様々なタイプの地震・津波を想定して、甚大な被災に対しても被害を最小に抑える対応ができるよう、備えを強化する。

また、被害の拡大を少しでも抑えることができるよう、各々が対応できることを見極めるとともに、対策の検討・実施に当たっては、その費用や効果、実現性等を勘案する。

7 戦略的な取組の強化

- (1) 津波対策においては、ハード対策に依存せず、人命を守るための避難を中心としたソフト対策を推進するなど、市は、ハード・ソフト両面にわたるバランスのとれた施策を推進する。
- (2) 市は、地方公共団体の広域連携、住民、自主防災組織、企業等との連携等により、地域全体で自助、共助、公助により災害対策に取り組む。
また、防災対策が有効に実施されるためには、住民一人一人が主体的に行動することが重要であり、市は、今後、地域防災の主体を担うこととなる小学校、中学校及び義務教育学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことができるようにするとともに、防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さを育む文化を醸成する。
- (3) 市は、職員に対して、地震や津波等の災害の知識、人命を守るための対策、関係者や関係機関との調整等に関して、資質向上を図り、人材育成の取組を強化する。
- (4) 市及びライフライン事業者等は、所管する施設の整備に当たって、個々の施設のみでなく、災害時に発生する事象、施設の機能、相互の施設の関連性等を認識した上で、整備を進めるとともに、発災時の施設運用、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、復旧のための事前検討・調査等のソフト対策を施設の現状、将来計画、発災時に得られる情報等を前提として実施する。

8 訓練等を通じた対策手法の高度化

- (1) 防災体制を実効性のあるものとし、地域全体の災害対応力を高めるため、市は、地域の行政・地域住民・事業者等が一体となって実践的に行う防災訓練により、組織体制の機能や連携の確認を行う。また、その結果をPDCAサイクルにより防災計画に反映させ、更なる高度化を図る。
- (2) 津波からの避難について、市は避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第3節 南海トラフ地震の概要

第1章 第7節 被害想定 参照

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

地震防災上緊急に整備する施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に掲げる事業を推進する。（第2章 第2節 7を準用する。）

第5節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，地震が発生した場合は直ちに，水門及び閘門の閉鎖，工事中の場合は工事の中断等の措置を事前に講ずるものとする。また，内水排除施設等は，施設の管理上必要な操作，非常用発電装置の整備，点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，津波が防潮堤，水門等を越流し，堤内に湛水した場合を想定し，排水口，排水路，排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- (3) 河川，海岸，港湾及び漁港の管理者は，次の事項について定めるものとする。
 - ア 防潮堤，防波堤，水門等の点検方針
毎年点検・整備を実施し，常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
 - イ 防潮堤，防波堤，水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針
施設整備の水準は，①現況及び将来計画，②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件），③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定・検討するものとする。
 - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制，手順
海岸法に規定する操作規則等に基づき，操作員との連絡手段の確保，経路の選定，輸送手段，操作員の指定を確実に実施するとともに，操作員の安全管理を徹底する。
津波の到達時間を十分考慮し，出来るだけ早期に閉鎖できるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておくものとする。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては，その解消のための検討を行うものとする。
 - エ 水防業務従事者等の安全確保対策
県及び市は，水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう，津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。
 - オ 水門等の閉鎖訓練
防災訓練に併せて，水門や陸閘等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。
なお，訓練時においては，操作及び作動状況の検証を行い，操作の確実性を確保するものとする。
- (4) 県及び市は，津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場，港湾，漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- (5) 市は，同報無線の整備等の方針及び計画を定めるものとする。

2 水防業務従事者等の安全確保対策

県及び市は，水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう，津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

3 港湾，漁港の船舶対策

(1) 漁港，港湾内の船舶の処置

津波警報が発令されるなど，当該水域に危険があると判断された場合には，港則法の適用を受ける港湾については，港則法に基づき港長等の勧告，規制，指示に従い沖合退避等の安全措置を講ずることとする。

港則法の適用を受けない港湾，漁港については，管理者は津波警報が発表された場合を想定して，次の内容等について，船舶所有者及び漁業協同組合と事前に協議し，船舶の安全対策に努めるものとする。

(2) 船舶の処置

港湾管理者及び漁港管理者は，船舶の係船施設を用いた緩やかな係留と，余裕を持った錨係留の併用により，陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について，事前に検討しておくものとする。

また，津波により陸上，特に道路上に打ち上げられた船舶の処置について，その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

4 津波に関する情報の伝達等

(1) 津波に関する情報の種類と内容

ア 発表基準

(ア) 広島県に津波警報等が発表されたとき。

(イ) その津波に関する情報を発表することが防災対策上必要と認められるとき。

なお，防災対策上の必要性が更に認められる場合は，広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に追加して発表する。

イ 種類及び内容

第3章 第3節 第1項 参照

(2) 津波警報等の伝達経路

第3章 第3節 第1項 参照

(3) 津波警報等の住民等への伝達方法

ア 市は，住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう，防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに，Ｌ－アラート，広報車，サイレン，テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（登録制メール，緊急速報メールを含む。），インターネット，アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

イ 市は，津波警報，避難指示等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

ウ 市は，強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては，住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(4) 居住者等の避難行動等

県及び市は、津波警報等及び津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、迅速かつ広範に伝達されるよう、次の措置を講じるものとする。この場合において、居住者等が具体的にとるべき行動について、併せて示すものとする。

ア 聴覚障がい者や外国人に対する情報伝達として、津波警報等及び津波に関する情報の伝達経路及び方法を明示した看板等を設置するよう努める。

イ 観光施設、宿泊施設等の施設管理者に対しては、同報無線の戸別受信機等を配備させ、伝達手段を確保するよう努める。

屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声子局、サイレン等により伝達する。

ウ 海水浴場の施設管理者は、監視施設等ヘラジオ、戸別受信機等の情報収集機器及び拡声器、放送設備、サイレン等の情報伝達機器を配備し、迅速な情報収集及び伝達を行うものとする。

(5) 船舶関係者（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）及び養殖事業者等に対する伝達
各海上保安部（署）からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

(6) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

(7) 津波被害情報の収集伝達経路

第3章 第3節 第1項 被害状況の報告及び通報の経路 参照

5 津波避難対策

市は、津波が発生した場合には、避難のための措置をとり、人命の確保に努める。

特に、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を推進計画に明示するとともに、避難対象地域別の緊急避難場所、避難所、避難路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するとともに、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた避難訓練の実施に努めることとする。

(1) 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定、広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。

なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、住民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(2) 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波到達時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、県が作成した広島県津波浸水想定図をもとに、市は緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの作成を

行い、住民等に周知するものとする。

なお、市の津波ハザードマップ作成にあたって、県は必要な情報の提供を行うこととする。

(3) 緊急避難場所、避難路の選定・周知

ア 基本原則

市は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ「広島県津波浸水想定図」等を参考に緊急避難場所、避難路等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに住民を含めた訓練に努めることとする。

なお、緊急避難場所、避難路の選定に当たっては、津波災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

緊急避難場所を選定した時は、緊急避難場所、避難路沿い等に誘導表示板、案内標識、標高板等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

なお、津波災害を想定した緊急避難場所の選定に当たっては、高台等地盤の高い場所への避難に30分以上の時間を要する沿岸地域等においては、堅牢かつ耐震性、津波に対する性能を十分確保した高層建物の中・高層階を緊急避難場所に利用する津波避難ビル等を確保するものとする。津波到達が早く、避難に必要な時間の確保が困難と想定される場合は、更なる津波避難ビルの確保等の措置に努める。

この場合において、広島県で想定される津波波高を考慮し、避難は、原則として3階以上とする。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものし、選定した緊急避難場所・避難路について、平素から広報等により住民への周知徹底を図ることとする。

イ 緊急避難場所、避難路の選定・周知

市は、災害発生時において適切な措置をとるため、緊急避難場所、避難路等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに住民を含めた訓練に努めることとする。

なお、緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

また、緊急避難場所、避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

緊急避難場所を選定した時は、緊急避難場所、避難路沿い等に誘導表示板、案内標識等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(7) 津浪避難ビル

津波避難ビルの選定基準はおおむね次による。

- a 3階建て以上かつ耐震性（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物を指定することが望ましい。）を有してRC（鉄筋コンクリート）又はSRC（鉄筋鉄骨コンクリート）構造であること（津波の高さや地域の状況によっては2階建てでも選定できる）。
- b 海岸に直接面していないこと。
- c 受入れスペースとして、1人当たり1㎡以上を確保すること。
- d 避難路等に面していること。

- e 夜間照明や情報機器が備わっていること。
- f 外部から避難が可能な階段があること。

なお、周辺に適切な緊急避難場所、津波避難ビル等がない場合は、高台の民家や民有地（畑や山林等）を避難目標地点として利用するものとする。この場合において、所有者の理解を得ておくとともに、避難階段等（津波避難ビルの場合は非常階段等の外階段）を整備しておく必要がある。

(イ) 避難路の選定

避難路の選定基準は、おおむね次による。

- a 山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。
- b 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- c 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- d 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- e 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）
- f 避難途中での津波の到達に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- g 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- h 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- i 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- j 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(4) 防災上重要な施設の避難対策

ア 病院、学校、劇場、百貨店、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(7) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

(5) 津波発生時の応急対策

ア 避難指示等

(7) 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示等を発令する。

- a 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合
 - b 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
 - c 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報等をした場合
- (イ) 発令時期及び発令手順
- 津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示等を発令する。
- 特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示等の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。
- (ウ) 指示等の内容
- 市長等避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施する。
- a 避難対象地域
 - b 避難指示等の理由
 - c 避難先及び避難路
 - d 避難の方法及び携行品
 - e その他必要な事項
- (エ) 解除の基準
- 次の場合において、市長は、避難指示等を解除する基準を定める。
- a 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合
 - b 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報等をしたものを解除する場合
- (オ) 解除時期及び解除手順
- 避難の指示等の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。
- (カ) 発令又は解除の伝達系統及び伝達方法
- a 伝達系統（伝達先、伝達手順、伝達経路等）
- 市は、どの地域の、誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。県は、マニュアルの作成及び見直しについて、市と積極的に連携し、支援するものとする。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。
- b 伝達手段
- 伝達手段としては、防災行政無線（同報系）、Ｌ－アラート、広報車、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を確保するものとする。また、サイレン音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により、津波警報等の発表、避難指示等を伝達するような併用等を検討するものとする。
- イ 避難の誘導
- (7) 避難誘導にあたる者
- a 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者
 - b 自主防災組織のリーダー等
- (イ) 避難誘導の方法

- a 避難は、原則徒歩とする。
- b 緊急避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。

なお、あらかじめ緊急避難場所を選定した時は、緊急避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置するなど、速やかに避難できるよう努めるものとする。

- c 避難は幼少児、女性、高齢者及び障がい者を優先する。
- d 避難行動要支援者に関しては、事前に避難支援者を決めておく等支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めるとともに、避難支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

- e 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
- f 緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

(ウ) 再避難の措置

誘導に当たる防災関係機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

(イ) 指定行政機関及び指定公共機関との連携

指定行政機関及び指定公共機関において避難誘導を実施すべき機関は、具体的な避難誘導の方法、県との連携体制等を定めるものとする。この場合、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるに当たっては、県の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

(6) 緊急避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は、避難所の開設及び運営についてあらかじめ策定した計画に基づき、適切に実施するものとする。緊急避難場所の管理運営に当たっては、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めることとする。

避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- ア 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。
- イ 市は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、各避難所における避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。
- ウ 市は、避難所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供に配慮するものとする。

(7) 避難所の開設

市は、緊急避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、避難所を開設する。

ア 避難所の管理運営

避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、NPO・ボランティア等その他防災関係

機関のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な避難所開設や人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な避難所の運営に努める。また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

なお、市及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (7) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。
 - (4) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等から、良好な生活環境を維持するよう配慮する。
 - (5) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。
 - (6) 避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
 - (7) 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
 - (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
 - (9) やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
 - (10) 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等の形態や動物の数に応じた飼養のルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導的助言を行うものとする。
- イ 市が避難所を開設したときは、次の事項について、県に報告する。
- (7) 開設の日時
 - (4) 開設の場所
 - (5) 受入れ人員
 - (6) 開設期間の見込み

(オ) その他必要と認められる事項

ウ 県は、避難所の設置・運営について、必要に応じ、応援職員を派遣するなど、市を支援するものとする。

エ 避難に関する普及啓発

市は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について推進計画に明示するものとする。

(8) 広域的避難

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合は、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、大規模災害の発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。

市は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

(9) 要配慮者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、宿泊施設を借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が要配慮者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

6 消防活動及び水防活動

(1) 消防活動

市は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のため、次の事項についてあらかじめ消防体制を整備しておくものとする。なお、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

(2) 水防活動

水門、樋門、閘門及び防潮扉等（以下「防潮扉等」という。）の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波が到達するおそれがあると判断した場合は次の措置を行う。

ア 防潮扉等の管理者等

(7) 防潮扉等の管理、操作担当者及び各区域の水位、潮位観測人等は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報等を知ったときは、水位、潮位の変動を監視し、水門・陸閘管理の手引に基づき防潮扉等の開閉を行う。

(4) 水位、潮位の変動があったときは、水位、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

イ 水防管理団体

(7) 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報

(4) 水防に必要な資機材の点検整備

(5) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

(6) 水防管理団体相互の協力及び応援

(3) 市の措置

市は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を行うものとする。

ア 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対して広報を行う。

イ 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

7 電気、ガス、水道、通信、放送関係

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や市民生活の安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波災害時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

(1) 電気施設の応急対策

ア 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

イ 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

ウ 地震・津波時における危険防止措置

地震・津波時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

エ 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

- (7) 人命救助に関わる病院
- (イ) 災害復旧の中核となる災害対策本部，官庁，警察，ガス，水道，交通，通信，報道等の機関
- (ウ) 被災者受入れ施設（学校など緊急避難場所や避難所に指定された施設）

オ 要員及び資機材等の確保

(7) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき，災害復旧に必要な要員を確保するとともに，被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また，状況によっては，広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

なお，他の電力会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧要員

復旧資機材応急復旧は，あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし，不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

カ 広報サービス活動の実施

地震・津波時には，次により需要者に対する広報サービス活動を実施する。

(7) 災害時における広報

施設の復旧状況，火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放，公衆感電事故防止を主体とした被災者への広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信及び広報車による巡回放送等により行い，必要に応じてテレビ，ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(イ) 移動相談所の開設

被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため，状況に応じ移動相談所を開設する。

(2) ガス施設の応急対策

ア 一般ガス事業者

(7) 実施責任者

指定地方公共機関福山瓦斯(株)

(イ) 情報の収集

地震計による地震の強さ，テレメータによる主要導管の圧力変化，移動無線車及び事業所等の情報に加え，関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

(ウ) 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって，二次災害の発生が懸念される場合には，ブロック化された導管網を用い，他地域の供給を維持しながら，被害を受けた地域のガス供給を停止する。

(イ) 要員及び資機材等の確保

a 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき，災害復旧に必要な要員を確保するとともに，被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また，状況によっては，広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

なお，他のガス会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

b 復旧資機材

応急復旧は，あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は，他の

ガス会社に融通を依頼する。

(オ) 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等，火災等の二次災害の防止のために必要な措置，ガス施設の被害状況，復旧の見通し，ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い，必要に応じてテレビ，ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

(3) 水道施設の応急対策

ア 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

イ 二次災害の軽減

住民等の円滑な避難を確保するため，水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

ウ 応急復旧対策

(7) 迅速に応急復旧等が行えるよう，あらかじめ，関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努める。

(4) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には，県内の関連事業者，隣接市町又は県に応援を要請し，必要に応じ，広域的な応援・受援計画により，県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

(5) 応急復旧等の状況や見通しを広報し，住民へ周知する。

エ 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は，可能な限り備蓄するとともに，関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

(4) 下水道施設の応急対策

ア 実施責任者

公共下水道管理者

イ 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況，復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い，必要に応じてテレビ，ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

ウ 要員及び資機材等の確保

(7) 復旧要員

a 迅速に応急復旧等が行えるよう，あらかじめ，関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

b あらかじめ定める動員計画に基づき，災害復旧に必要な要員を確保し，必要に応じ，関連事業者及び他自治体への支援要請を行う。

(4) 復旧資機材

応急復旧等に必要な資機材等は，可能な限り備蓄するとともに関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

(5) 通 信

ア 通信事業者は，津波到達時に機能を損なわないように，ケーブル，交換機等の配置及び構造に充分配慮するものとする。特に危険性の高い地区内の施設については，地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

イ 指定公共機関西日本電信電話㈱が行う措置

NTTグループ会社は、関連会社と協力し、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(7) 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(イ) 非常通信の確保

a 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、孤立地域及び緊急避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

b 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

a 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

(a) 被災地域と被災状況

(b) 復旧のための措置と復旧見込時期

b 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

ウ 指定公共機関㈱NTTドコモ中国支社が行う措置

㈱NTTドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時においても可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

(7) 通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

(イ) 非常通信の確保

a 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。

b 西日本電信電話㈱が特設公衆電話を設置できない場合には、同社と協力し、孤立地域及び緊急避難場所への非常用携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

(エ) 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

(オ) 広報活動（拡大防止策）

- a 移動通信設備の被害状況，復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及び(株)NTTドコモのホームページを通じて行う。また，防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。
- b 災害用伝言板サービスを運用した場合には，その広報を報道機関に依頼するものとする。

エ 県等が行う支援の措置

県，市町，県警察，気象庁，国土交通省，海上保安庁，西日本旅客鉄道(株)，道路公団，更に電力，ガス会社等の無線を用いた専用通信は，災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。各機関は次の点に留意して，災害時に有効，適切な措置を行うものとする。

(7) 要員の確保

専用通信施設の点検，応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(イ) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設，電池等），移動無線機，可搬型無線機等の仮回線用資機材など，応急用資機材の確保充実を図るとともに，平常時においてもこれらの点検整備を行う。

(6) 放送

指定公共機関日本放送協会広島拠点放送局，指定地方公共機関(株)中国放送，広島テレビ放送(株)，(株)広島ホームテレビ，(株)テレビ新広島，広島エフエム(株)及び(株)エフエムふくやまは地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し，放送が中断する場合に備えて，放送をできるだけ速やかに再開できるように，次のような対策の推進に努める。

ア 放送所が被災しても放送が継続できるように，可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。

イ 中波放送については，可能な限り非常用放送設備を設ける。

ウ 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は，臨时无線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。

エ 発災後も放送を継続できるよう，あらかじめ必要な要員の配置，施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては，大きな揺れを感じたときは，津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに，津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また，関係機関と協力して，被害情報，交通情報，ライフラインに関する情報，津波情報等，防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに，視覚障がい者等の情報入手に資するよう，テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

8 交通対策

(1) 道路

県公安委員会及び道路管理者は，津波の到達により危険度が高いと予想される区間での交通規制，避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。なお，必要に応じ，隣接する県警察との連携を密にし，交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

特に、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないように通行止めなどの措置を実施する。

(2) 海上及び航空

ア 第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

ウ 空港管理者は、津波の到達するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の到達のおそれがある旨を周知する。

(3) 鉄 道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

(4) 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

9 市が管理又は運営する施設関係

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(7) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(7) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児など、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、次の措置を行う。

a 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（例えば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

c 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な

者の安全の確保のための必要な措置。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の到達のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第6節 関係者との連携協力の確保に関する計画

第1項 相互援協力計画

1 方針

地震・津波が発生し、被害が広範囲に及び、各防災関係機関のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関や他の都道府県等の協力を得て応急措置を実施する。

2 実施内容

市、県、県警察、防災関係機関は必要に応じて、他の機関に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

(1) 市

ア 知事等に対する応援要請

市は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、その時間的な余裕がないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

イ 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援を行う。

ウ 緊急消防援助隊等消防の応援要請

福山地区消防組合管理者は、大規模災害により、自らの消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

(2) 県

ア 他の都道府県に対する応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害時の相互応援に関する協定（「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」、「中国五県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」）に基づき応援を要請する。

イ 市町に対する応援

(7) 知事は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要な支援を行う。

(イ) 知事は、被災市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、他の市町長に対し、原則として次の事項を示して被災市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、被災市町に対する応援について必要な指示又は調整を行う。

- a 災害の状況及び応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする職種別人員
- c 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- d 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- e 応援を必要とする期間
- f その他必要な事項

ウ 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、原則として次の事項を明らかにして、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長に対し応急措置の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、その時間的な余裕がないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (7) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援を必要とする期間
- (カ) その他必要な事項

第2項 自衛隊災害派遣計画

1 方針

陸上自衛隊第13旅団長及び海上自衛隊呉地方総監等（以下「旅団長等」という。）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、知事、第六管区海上保安本部長及び広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ時間的な余裕がないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

2 自主派遣の基準

自主派遣の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、前記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

3 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を、必要に応じ、県に伝達する。県は、自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努める。

- (2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合，又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は，救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては，航空機による輸送を行う。

(4) 炊飯及び給水支援

特に要請があった場合，又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は，給食及び給水支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び緊急避難場所等への道路及び水路を重点に，障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

堤防，護岸等の決壊に対しては，土のう作成，運搬，積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ，避難者の誘導，通信，医療，消防等の支援について，自衛隊の能力で対処可能な範囲で，所要の活動を行う。

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は，災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，市長等，警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り，次の市長の職権を行うことができる。この場合において，当該市長の職権を行ったときは，直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定，立ち入り制限・禁止，退去命令
- (2) 当該市の区域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 当該市の区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

- (1) 要請に当たっては，自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づき，所定事項を記載した文書によって要請するものとする。ただし，緊急を要するときは，電話等迅速な方法で行い，文書の提出はその後において行うことができる。

要請文書には，次の事項を記載する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- (2) 派遣要請先，要請者連絡先及び連絡方法

- ア 要請先及び連絡方法

(7) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1
第3部(防衛班)
電話 082-822-3101 内線2410
(夜間・土・日・祝祭日等)
内線2440(当直幕僚)

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部防衛部 呉市幸町8-1 オペレーション
電話 0823-22-5511
内線2823, 2222(当直)

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1 司令部防衛部運用課
電話 092-581-4031 内線2348
(課業時間外)内線2203(SOC当直)

イ 要請者連絡先及び連絡方法

(7) 県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線2783~2786
082-511-6720 (直通)

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸三丁目10-17

電話 082-251-5111 内線3271~3275
082-251-5115, 5116 (直通)(当直)

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺字平岩64-34

電話 0848-86-8650

(3) 災害派遣の要請の要求等

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

イ 市長は、前記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定するもの(陸上自衛隊第13旅団長、海上自衛隊呉地方総監等)に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ時間的な余裕がないと認められるときは、自主派遣等を行うことができる。

ウ 市長は、前記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等にかかわる支援活動については、地震・津波発生後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

6 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、関係市又は関係機関の長に、派遣部隊の受入体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と関係市又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

- (2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

ア 派遣部隊到着前

- (ア) 市及び関係機関における派遣部隊等の受入担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定及び配置を含む。）
- (イ) 派遣部隊指揮所及び連絡員が市及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設（場所）の提供
- (ウ) 派遣部隊の宿营地及び駐車場等の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）
- (エ) 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材等の準備
- (オ) 臨時ヘリポートの設定（ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）
- (カ) 艦艇が使用できる岸壁の準備（接岸可能な岸壁の検討）

イ 派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- (イ) 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- (ウ) 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に報告する。

7 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

8 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

第3項 救援物資の調達・供給活動計画

県及び市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

(1) 食料供給関係

- ア 県及び市は、地震・津波災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。
- イ 県及び市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

- ア 市長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震・津波災害時に備えて水道施設の耐震性の向上や、応急給水拠点の整備等水道システム全体の安定性の向上に努めるとともに、応急給水や応急復旧のための手順・方法を明確にした計画の策定や訓練の実施等の緊急対応体制、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

特に、災害拠点病院や透析医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮するものとする。

- イ 知事は、地震災害時に備え、平素から市町長が実施する耐震化施策等について必要な指導・支援を行う

(3) 生活必需品等供給関係

県及び市は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

(4) 救援物資の調達・配送関係

地震により、県内で大規模な災害が発生し、市単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県は、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備に努める。

県及び市町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第4項 帰宅困難者対策計画

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、県及び市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

第7節 訓練計画

1 防災訓練

(1) 市は、国、県、防災関係機関、自主防災組織、企業及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な訓練を実施する。

訓練想定は、南海トラフ地震とし、次の内容を中心とした訓練を実施する。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の搜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用等とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(2) 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(3) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

(4) 県、市は、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。

2 職員の動員訓練

市及び防災関係機関は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

3 通信運用訓練

市及び防災関係機関は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震・津波情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

4 津波防災訓練

市、施設管理者等は、津波の到達を想定した次の訓練を適宜実施するものとする。

(1) 津波警報等、津波に関する情報の収集・伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟等を目的とした訓練を実施する。

加えて、市においては、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を訓練実施により検討する。

(2) 津波防災施設操作訓練

次の事項を踏まえ、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。

- ア 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。
- イ 津波到達時間内に操作完了が可能か。
- ウ 地震動等により操作不能となった場合の対応はどのようにするか。

(3) 津波監視訓練

高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

(4) 津波避難訓練

各種避難計画において選定した緊急避難場所及び避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。

津波避難訓練の実施主体は、住民、消防局、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、緊急避難場所及び避難路の確認、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

5 津波避難訓練

- (1) 市及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。
- (2) 避難訓練の実施主体は、企業、住民、消防局、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光・宿泊施設及び津波避難ビルの管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、要配慮者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。
- (3) 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、緊急避難場所及び避難路の確認及び津波避難ビルを含む緊急避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

6 防災訓練に対する協力等

- (1) 市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。
- (2) 各防災関係機関は、市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

7 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

- (1) 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

- (2) 大規模災害発生時における県災害対策本部・支部、市町及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第8節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

市及び県は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、交流館又は社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発内容

ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果

イ 地震・津波に対する地域住民への周知

ウ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<地震・津波のときの心得>

(ア) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。

(イ) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。

(ウ) テレビ、ラジオ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。

(エ) 海岸にいるときに大きな揺れや長い地震、ゆっくりした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。

(オ) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。

(カ) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。

- (キ) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (ク) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (ケ) 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (コ) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・緊急避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間分程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

＜津波に対する心得－陸地にいる人の場合＞

- (7) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
 なお、避難にあたっては徒歩によることを原則とする。
 また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。
- (イ) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで津波避難ビル（3階建以上）や高台などの安全な場所に避難すること。
- (ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、緊急地震速報、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- (エ) 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- (オ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

- (7) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (イ) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- (ウ) 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- (エ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- (オ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

注1）港外：水深の深い、広い地域

注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- エ 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- オ 地震・津波に対する一般知識
- カ 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- キ 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ク 災害情報の正確な入手方法
- ケ 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- コ 出火の防止及び初期消火の心得
- サ ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- シ 自動車運転時の心得

- ス 救助・救援に関する事項
- セ 安否情報の確認に関する事項
- ソ 津波浸水想定図
- タ 津波緊急避難場所，避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- チ 緊急避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- ツ 水道，電力，ガス，電話などの地震・津波災害時の心得
- テ 高齢者，障がい者などへの配慮
- ト 避難行動要支援者に対する避難支援
- ナ 各防災関係機関が行う地震・津波災害対策
- ニ その他必要な事項

(2) 啓発方法

- ア ホームページ，パンフレット，リーフレット，ポスターの作成・配布
- イ テレビ，ラジオ，有線施設等放送施設の活用
- ウ 新聞，広報紙，インターネット，その他の広報媒体の活用
- エ 映画，スライド等の活用
- オ 防災に関する講習会，講演会，展示会等の開催
- カ その他の方法

3 児童，生徒等に対する教育

市及び県は，児童生徒等に対して，学校教育等を通じて，南海トラフ巨大地震に関する知識や避難の方法等などの防災教育の推進を図る。

4 自動車運転者に対する教育

市，県警察及び県は，運転免許更新時の講習や各種広報誌等により，地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育の推進を図る。

5 船舶関係者に対する周知

- (1) 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても，長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは，直ちに港外（水深の深い，広い海域）退避すること。
- (2) 地震を感じなくても，津波警報が発表されたときは，直ちに港外退避すること。
- (3) 港外退避ができない小型船は，高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとること。
- (4) 正しい情報をラジオ，テレビ，無線等を通じて入手すること。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので，警報，注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

6 相談窓口の設置

市及び県は，南海トラフ地震防災対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに，その旨周知徹底を図るものとする。



福山市防災会議

事務局

福山市東桜町3番5号

福山市総務局総務部危機管理防災課

電話 084-928-1228

FAX 084-926-0845

E-mail kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp

「1996年（平成8年）7月策定」